

令和 3 年度事業
産業廃棄物排出・処理状況調査報告書
令和元年度実績

令和 4 年 3 月

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

目 次

I. 調査概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査期間	1
3. 調査実施機関	1
4. 調査項目	1
II. 調査方法	2
1. アンケート調査による基本データの収集	3
1-1 調査対象	3
1-2 アンケート調査の調査票	4
2. 産業廃棄物排出量の推計	5
2-1 業種区分変更	7
2-2 中分類への按分方法	7
2-3 産業廃棄物排出量の年度補正方法	9
2-4 原単位による推定方法	11
2-5 動物のふん尿の排出量の算出方法	13
2-6 動物の死体の排出量の算出方法	14
2-7 下水汚泥の排出量の算出方法	14
3. 産業廃棄物処理状況の推計	16
3-1 産業廃棄物の処理量の算出方法	16
3-2 上水汚泥の処理量の算出方法	19
3-3 下水汚泥の処理量の算出方法	19
3-4 動物のふん尿の処理量の算出方法	20
III. 産業廃棄物の調査結果	22
1. アンケート調査結果	22
2. 産業廃棄物排出量の推計結果	23
3. 産業廃棄物処理量の推計結果	32
3-1 産業廃棄物の処理状況	33
3-2 産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量	36
IV. 産業廃棄物の排出・処理状況の変化	42
1. 産業廃棄物排出量の変化	42
1-1 産業廃棄物の業種別排出量	43
1-2 産業廃棄物の種類別排出量	44
1-3 産業廃棄物の地域別排出量	45
2. 産業廃棄物の処理状況の変化	46
2-1 直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移	46
2-2 再生利用量、減量化量、最終処分量の推移	47
V. 石綿含有産業廃棄物の調査結果	48
1. アンケート調査結果	48

2. 石綿含有産業廃棄物の集計結果	49
2-1 石綿含有産業廃棄物の排出量の集計結果	49
2-2 石綿含有産業廃棄物の処理量の集計結果	52
VI. 水銀廃棄物の調査結果	53
1. アンケート調査結果	53
2. 水銀廃棄物の集計結果	54
2-1-1 水銀使用製品産業廃棄物（個別製品）の排出量の集計結果	54
2-1-2 水銀使用製品産業廃棄物（一括）の排出量の集計結果	57
2-1-3 水銀含有ばいじん等の排出量の集計結果	60
2-2-1 水銀使用製品産業廃棄物（個別製品）の処理量の集計結果	63
2-2-2 水銀使用製品産業廃棄物（一括）の処理量の集計結果	64
2-2-3 水銀含有ばいじん等の処理量の集計結果	65
資 料 編	
I. 産業廃棄物排出・処理状況調査アンケート調査票及び記入要領	67
II. 活動量指標	85
III. 動物のふん尿及び動物の死体計算資料	89
IV. 下水汚泥資料	93
V. 産業廃棄物の種類別処理状況フロー	95

I. 調査概要

1. 調査目的

産業廃棄物問題の解決に向けて、行政施策の積極的な推進や、排出事業者の迅速かつ適正な対応が社会的に広く求められているところである。しかし今日、社会情勢の変化や技術の進歩といった産業廃棄物を取り巻く状況は著しい変化を続けており、行政施策の推進にあたっては、産業廃棄物の排出及び処理実態の正確な把握が必要不可欠である。

こうしたことから、本調査は、産業廃棄物処理行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として実施している。なお、本調査は昭和 50 年度から 5 年ごとに、また、平成 2 年度から毎年実施されているものである。

2. 調査期間

自 令和 3 年 7 月
至 令和 4 年 3 月

3. 調査実施機関

本調査は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課の企画に基づき、株式会社グリーンエコが、環境省の請負業務として実施した。

4. 調査項目

(1) 産業廃棄物排出量

令和元年度における産業廃棄物排出量について、都道府県別に調査・推計し、産業廃棄物の種類別、業種別に産業廃棄物排出量を推計した。

(2) 産業廃棄物処理状況

令和元年度における産業廃棄物の再生利用量、中間処理量、最終処分量等の処理状況について、都道府県別に調査・推計し、種類別に産業廃棄物処理状況を推計した。

Ⅱ．調査方法

本調査は統計法に基づく一般統計調査として行った。調査方法は図－Ⅱ・１のフローに従って、次の（１）（２）（３）の手順で行った。

（１） 基本データの収集

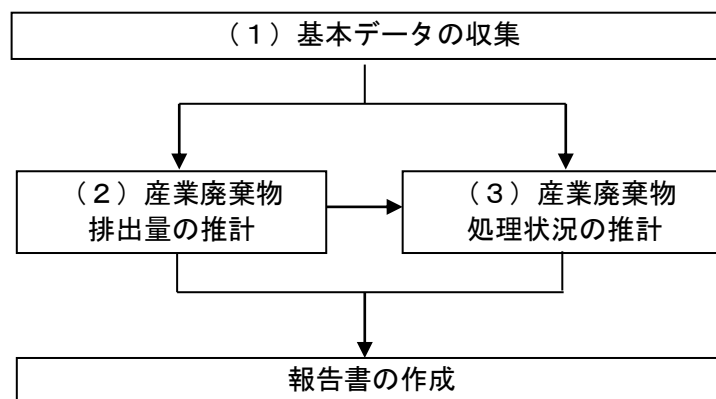
47 都道府県を対象としたアンケートによる産業廃棄物の排出状況・処理状況調査を実施し、実態データ並びに動物のふん尿の推計方法に関するデータを収集した。また、統計等を用い、動物のふん尿、動物の死体、上下水汚泥に関するデータを収集した。

（２） 産業廃棄物排出量の推計

47 都道府県の排出状況データより、令和元年度の排出量を推計した。都道府県によっては一部未調査業種等があり、原単位法等により補完した。

（３） 産業廃棄物処理状況の推計

47 都道府県の処理状況データ及び排出量の推計値を用いて、令和元年度の処理状況を推計した。



図－Ⅱ・１ 調査方法のフロー

1. アンケート調査による基本データの収集

自治体が把握している各都道府県の産業廃棄物排出・処理状況を、アンケート調査により収集し、それらを令和元年度の全国の産業廃棄物の排出量及び処理量等を推計するための基本データとした。アンケート調査は、47 都道府県の産業廃棄物行政主管部署を対象として行った。

1-1 調査対象

(1) 調査対象業種

「日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）／総務省」及び「日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改訂）／総務省」（以下、新産業分類）をもとに抽出した、産業廃棄物の排出が想定される大分類 18 業種を調査の対象とした。金融・保険業など一部の業種は調査の対象としなかった。

表Ⅱ・1 調査対象業種

No.	大分類	産業分類	コード	No.	大分類	産業分類	コード
	農業、林業	農業、林業大分類	A		情報通信業	情報通信業大分類	G
1		耕種農業	A011	38		通信業	G37
2		畜産農業	A012	39		放送業	G38
3		林業	A02	40		情報サービス業	G39
4	漁業	上記以外の農業、林業		41	運輸業、郵便業	インターネット付随サービス業	G40
5		漁業大分類	B	42		映像・音声・文字情報制作業	G41
6	漁業	漁業	B03			運輸業、郵便業大分類	H
7		水産養殖業	B04	43		鉄道業	H42
8	鉱業	鉱業、採石業、砂利採取業	C	44		道路旅客運送業	H43
9	建設業	建設業	D	45		道路貨物運送業	H44
10	製造業	製造業大分類	E	46	卸売業、小売業	上記以外の運輸業、郵便業	
11		食料品製造業	E09			卸売業、小売業大分類	I
12		飲料・たばこ・飼料製造業	E10	47		各種商品卸売業	I50
13		繊維工業	E11	48		木材・竹材卸売業	I5311
14		木材・木製品製造業	E12	49		各種商品小売業	I56
15		家具・装備品製造業	E13	50		自動車小売業	I591
16		パルプ・紙・紙加工品製造業	E14	51		機械器具小売業	I593
17		印刷・同関連業	E15	52		家具・建具・畳小売業	I601
18		化学工業	E16	53		じゅう器小売業	I602
19		石油製品・石炭製品製造業	E17	54		燃料小売業	I605
20		プラスチック製品製造業	E18	55		上記以外の卸売業、小売業	
21		ゴム製品製造業	E19		不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業大分類	K
22		なめし革・同製品・毛皮製造業	E20	56		物品賃貸業	K70
23		窯業・土石製品製造業	E21		学術研究、専門・技術サービス業	学術研究、専門・技術サービス業大分類	L
24		鉄鋼業	E22	57		学術・開発研究機関	L71
25		非鉄金属製造業	E23	58	宿泊業、飲食サービス業	写真業	L746
26		金属製品製造業	E24			宿泊業、飲食サービス業大分類	M
27		はん用機械器具製造業	E25	59	生活関連サービス業、娯楽業	飲食店	M76
28		生産用機械器具製造業	E26	60		上記以外の宿泊業、飲食サービス業	
29		業務用機械器具製造業	E27		教育、学習支援業	生活関連サービス業、娯楽業大分類	N
30		電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28	61		洗濯業	N781
31		電気機械器具製造業	E29	62	医療、福祉	教育、学習支援業	O
32		情報通信機械器具製造業	E30			医療、福祉大分類	P
33	電気・ガス・熱供給・水道業	輸送用機械器具製造業	E31	63	複合サービス事業	医療業	P83
34		その他の製造業	E32	64		上記以外の医療、福祉	
35		電気・ガス・熱供給・水道業大分類	F	65		複合サービス事業	Q
36		電気業	F33		サービス業	サービス業大分類	R
37		ガス業	F34	66		自動車整備業	R891
		熱供給業	F35	67		と畜場	R952
		上水道業	F361	68	公務	上記以外のサービス業	
		下水道業	F363	69		公務	S

なお、産業廃棄物排出・処理状況の把握に「日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）／総務庁」以前の日本標準産業分類（以下、旧産業分類）を用いている自治体については、旧産業分類により想定される大分類 16 業種を調査の対象とした。

（２） 調査対象廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）に規定する産業廃棄物 19 種類を調査の対象とした。

表－Ⅱ・２ 調査対象廃棄物

廃棄物名	廃棄物名
燃え殻	動物系固形不要物
うち水銀含有ばいじん等	ゴムくず
汚泥	金属くず
うち水銀含有ばいじん等、水銀使用製品廃棄物	うち水銀使用製品廃棄物
廃油	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
廃酸	うち石綿含有
うち水銀含有ばいじん等	うち水銀使用製品廃棄物
廃アルカリ	銲さい
うち水銀含有ばいじん等	うち水銀含有ばいじん等
廃プラスチック	がれき類
うち石綿含有	うち石綿含有
うち水銀使用製品廃棄物	動物のふん尿
紙屑	動物の死体
木くず	ばいじん
繊維くず	うち水銀含有ばいじん等
動植物性残さ	

※水銀使用製品産業廃棄物については、一部回答を種類別でなく一括で調査・集計している。

１－２ アンケート調査の調査票

アンケート調査では、表－Ⅱ・３に示す３種類の調査票及び記入要領を１組として、各都道府県に配布した。記入要領及び調査票は巻末の資料編に掲載した。

表－Ⅱ・３ 調査票の構成

No.	調査票名	内容	枚数
1	実態調査状況票	各都道府県で実施した既往の産業廃棄物実態調査の内容及び、今後の調査予定を調査するためのもの	4 枚
2	業種別・種類別産業廃棄物排出量調査票	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の業種別廃棄物種類別の年間排出量を調査するためのもの	3 枚
3	種類別産業廃棄物処理状況調査票	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の中間処理・最終処分・再生利用状況を調査するためのもの	3 枚
合 計			10 枚

2. 産業廃棄物排出量の推計

産業廃棄物排出量の推計方法を図－Ⅱ・2に示す。排出量の推計は産業廃棄物の種類ごとに、都道府県別及び業種別に行った。

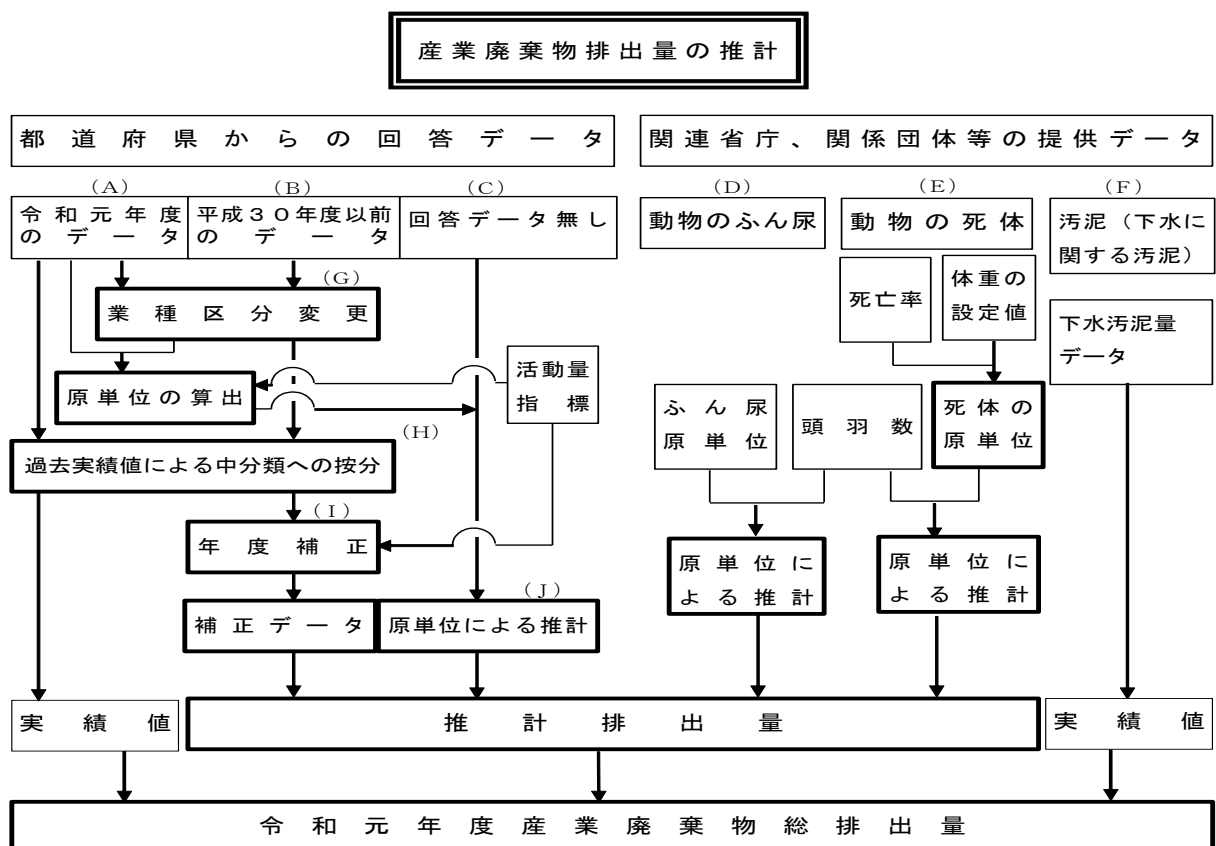
なお、平成23年度以前の推計方法（図－Ⅱ・3）では、一部の中分類別排出量の推計が欠落するため、平成24年度より推計方法の見直しを行った。そのため、過年度調査の推計結果とデータ的には連続していないことに留意する必要がある。

推計は、原則として各都道府県からの回答データを用いた。ただし、動物のふん尿、動物の死体、下水汚泥については関連省庁、関連団体等の提供データを用いた。

都道府県回答による推計は、令和元年度データの場合（図－Ⅱ・2中のA）はそのまま、都道府県からの回答データが業種大分類の小計のみである場合は、過去実績値により得られた構成比から中分類への按分（H）を行った。平成30年度以前のデータしかない場合（B）は、過去実績値により得られた構成比から中分類への按分（H）を行ったうえで年度補正（I）を行った。さらに、過去の回答データも無い場合（C）は原単位法を用いて推計を行った（J）。

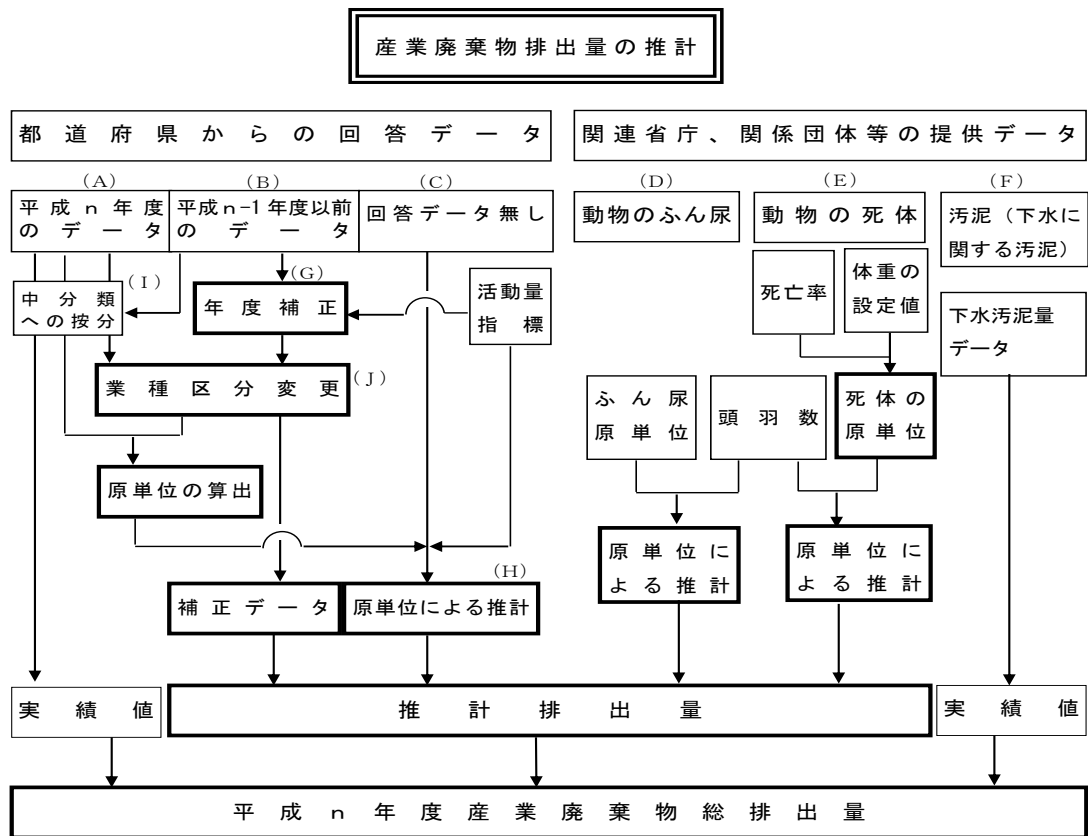
なお、旧産業分類に準拠している場合等があり、フォーマットを整合させるために、業種区分変更（G）といった処理を行った。

動物のふん尿（D）、動物の死体（E）及び下水汚泥（F）の各品目は、関係省庁ないし関係団体等より別途データの提供を受けて推計を行った。



□ は計算後の推計（加工）データ

図－Ⅱ・2 産業廃棄物排出量の推計方法



□ は計算後の推計（加工）データ

図－Ⅱ・３ 平成23年度以前の産業廃棄物排出量の推計方法

2-1 業種区分変更

本調査では、新産業分類に基づく業種区分での産業廃棄物排出量を推計した。しかし、都道府県からの回答には旧産業分類で記載されているものもあることから、データの変換を行った。その方法は平成22年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書の2-3のとおりである。

2-2 中分類への按分方法

都道府県からの回答において、調査対象業種が中分類あるいは小分類、細分類（以下、「中分類」）で設定されているにもかかわらず、大分類のみの排出量しか得られなかった場合は、中分類の排出量を按分により推計し、当該都道府県の令和元年度の排出量とした。

(1) 都道府県からの回答により過去の中分類の排出量が既知である場合

都道府県からの直近年度の回答により過去の中分類の排出量が既知である場合は、今年度の中分類排出量も当該数値に比例するものと想定して、図-Ⅱ・4に示すとおり大分類回答を按分した。

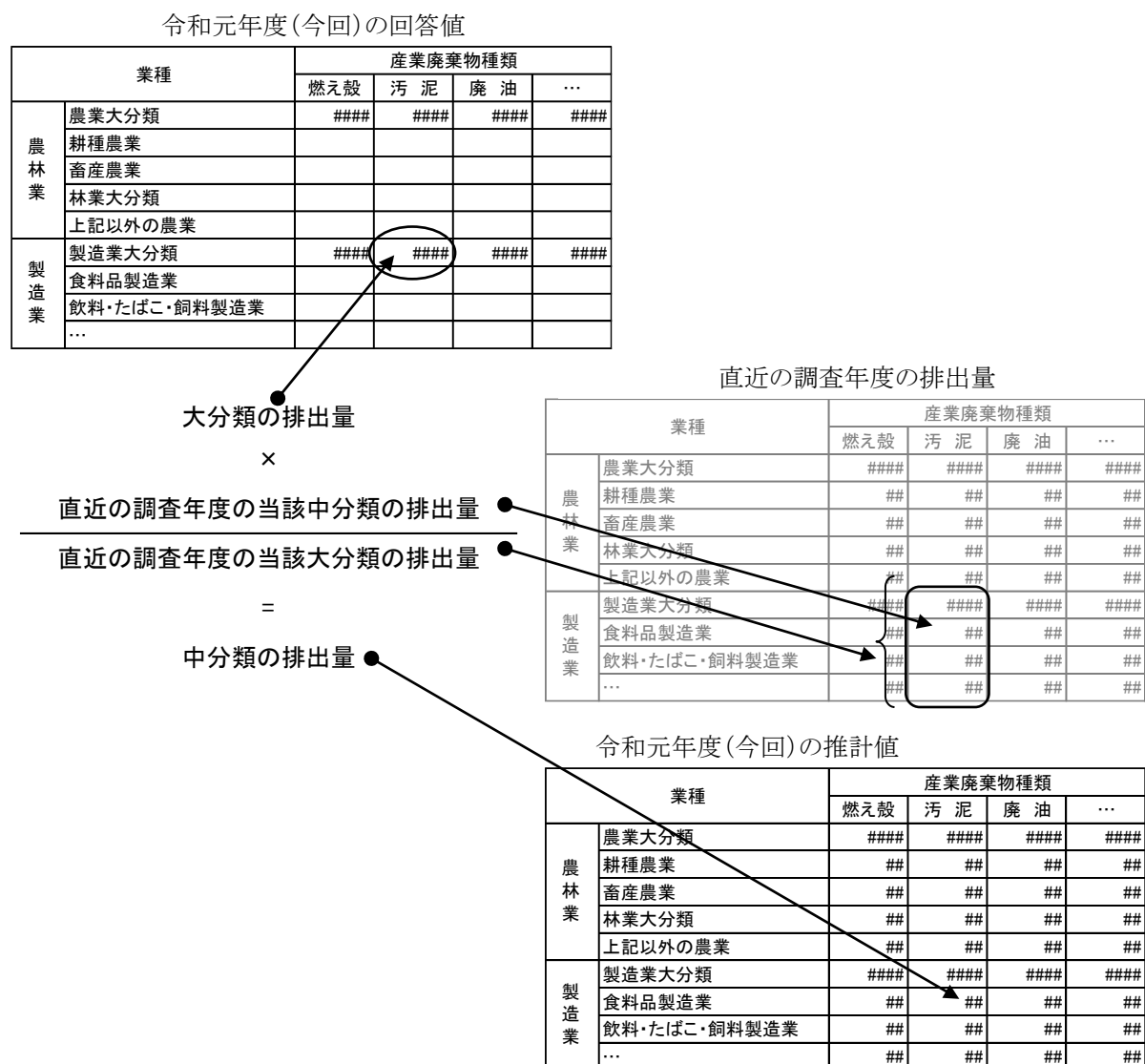


図-Ⅱ・4 直近の調査年度の排出量による按分

(2) 過去の中分類の排出量が不明な場合

都道府県からの回答から過去の中分類の排出量が不明な場合は、平成 30 年度の都道府県別・種類別推計排出量の結果から得られる全国平均の構成比を用いて、図－Ⅱ・5 に示すとおり大分類回答を按分した。

なお、平成 30 年度の都道府県別・種類別推計排出量の結果においても中分類の排出量が不明な場合は、大分類回答のみを排出量として計上した。

令和元年度(今回)の回答値

業種		産業廃棄物種類			
		燃え殻	汚 泥	廃 油	…
農 林 業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業				
	畜産農業				
	林業大分類				
	上記以外の農業				
製 造 業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業				
	飲料・たばこ・飼料製造業				
	…				

平成 30 年度推計排出量結果

業種		産業廃棄物種類			
		燃え殻	汚 泥	廃 油	…
農 林 業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業	##	##	##	##
	畜産農業	##	##	##	##
	林業大分類	##	##	##	##
	上記以外の農業	##	##	##	##
製 造 業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業	##	##	##	##
	飲料・たばこ・飼料製造業	##	##	##	##
	…	##	##	##	##

大分類の排出量

×

当該中分類の全国排出量合計値

＝

当該大分類の全国排出量合計値 ※

＝

中分類の排出量

※ 中分類の回答のあったデータのみを合計

令和元年度(今回)の推計値

業種		産業廃棄物種類			
		燃え殻	汚 泥	廃 油	…
農 林 業	農業大分類	####	####	####	####
	耕種農業	##	##	##	##
	畜産農業	##	##	##	##
	林業大分類	##	##	##	##
	上記以外の農業	##	##	##	##
製 造 業	製造業大分類	####	####	####	####
	食料品製造業	##	##	##	##
	飲料・たばこ・飼料製造業	##	##	##	##
	…	##	##	##	##

図－Ⅱ・5 全国平均の構成比による按分

2-3 産業廃棄物排出量の年度補正方法

(1) 年度補正方法

令和元年度の産業廃棄物排出量調査を実施していない都道府県については、平成 30 年度以前に回答があった利用可能な産業廃棄物排出量データに、活動量指標を用いて年度補正を行い、令和元年度の産業廃棄物排出量(年度補正排出量)を推定した。

[年度補正計算式]

$$\textcircled{1} \quad \text{年度補正排出量} = \text{調査年度の産業廃棄物排出量} \times \frac{\text{令和元年度の活動量指標}}{\text{調査年度の活動量指標}}$$

補正に用いた業種ごとの活動量指標を表Ⅱ・4に示す。

なお、活動量指標に金額（製造品出荷額等、元請完成工事高）を用いている場合には、以下のように年度補正に加えて表Ⅱ・5に示すデフレーターによる物価補正も行った。

$$\textcircled{2} \quad \text{年度補正排出量} = \text{調査年度の産業廃棄物排出量} \times \frac{\text{令和元年度の活動量指標} \div \text{令和元年度のデフレーター}}{\text{調査年度の活動量指標} \div \text{調査年度のデフレーター}}$$

表Ⅱ・4 業種ごとの活動量指標の種類及び出典

業種		活動量指標の種類	単位	出典	出典年度次
農 業	耕種農業	施設面積(ハウス面積、ガラス室面積)	a	世界農林業センサス	平成 27 年度 令和 2 年度
	畜産農業	家畜数(乳用牛、肉用牛、豚、鶏)	頭羽	畜産統計	令和元年度
林業、漁業、鉱業		従業者数	人	経済センサス	平成 26 年度 平成 28 年度
建設業		元請完成工事高	百万円	建設工事施工統計調査報告	令和元年度
製造業		製造品出荷額等	百万円	工業統計	令和元年度
	電気・ガス・熱供給・水道業	従業者数	人	経済センサス	平成 26 年度 平成 28 年度
	上水道業	給水人口	人	給水人口と給水普及率	令和元年度
	下水道業	処理区域人口	人	都道府県別污水处理人口普及状況	令和元年度
情報通信業、運輸業 卸売・小売業 不動産業、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業		従業者数	人	経済センサス	平成 26 年度 平成 28 年度
医療、福祉		病床数	床	医療施設動態調査	令和元年度
	教育、学習支援業 複合サービス業、サービス業	従業者数	人	経済センサス	平成 26 年度 平成 28 年度
	と畜場(動物系固形不要物)	と畜頭数	頭	畜産物流通統計	令和元年度
公務		従業者数	人	就業構造基本調査	平成 29 年度

表－Ⅱ・５ デフレーター

業種大分類	デフレーター	
	建設業*	製造業**
平成 21 年度	93.4	98.1
平成 22 年度	93.5	98.7
平成 23 年度	94.7	99.9
平成 24 年度	94.1	98.6
平成 25 年度	96.5	101.4
平成 26 年度	99.8	101.6
平成 27 年度	100	98.7
平成 28 年度	100.3	96.0
平成 29 年度	102.2	98.8
平成 30 年度	105.5	100.6
令和元年度	108.0	99.5

* 「建設工事費デフレーター（2015 年度基準）」（国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課）

** 「企業物価指数（2011 年基準）」（日本銀行調査統計局）

（２）活動量指標の補正について

表－Ⅱ・４に示す活動量指標の出典となる統計は、必ずしも毎年公表されているわけではない（経済センサスは３年に一度、農林業センサスは５年に一度、就業構造基本調査は５年に一度など）ため、推計作業時点で当該年度の数値が公表されていない場合もある。令和元年度の産業廃棄物の排出量の推計にあたっては、活動量指標を以下のように取り扱った。

１）令和元年度の統計値が得られた活動量指標

畜産農業、建設業、製造業、上水道業、下水道業、医療、福祉、と畜場の活動量指標は、出典となる調査等の令和元年度のものが公表済みであり、これらの統計値をそのまま用いた。

２）令和元年度の統計値のない活動量指標

１）以外の業種の活動量指標は、直線補間等の手法により、過年度指標を補正して用いた。

2-4 原単位による推定方法

(1) 全国共通原単位の算出

全国共通原単位の算出方法を図-Ⅱ・6に示す。

各都道府県からの回答実績値を基に、各都道府県の活動量指標を用いて業種別、産業廃棄物種類別に全国共通原単位を算出した。

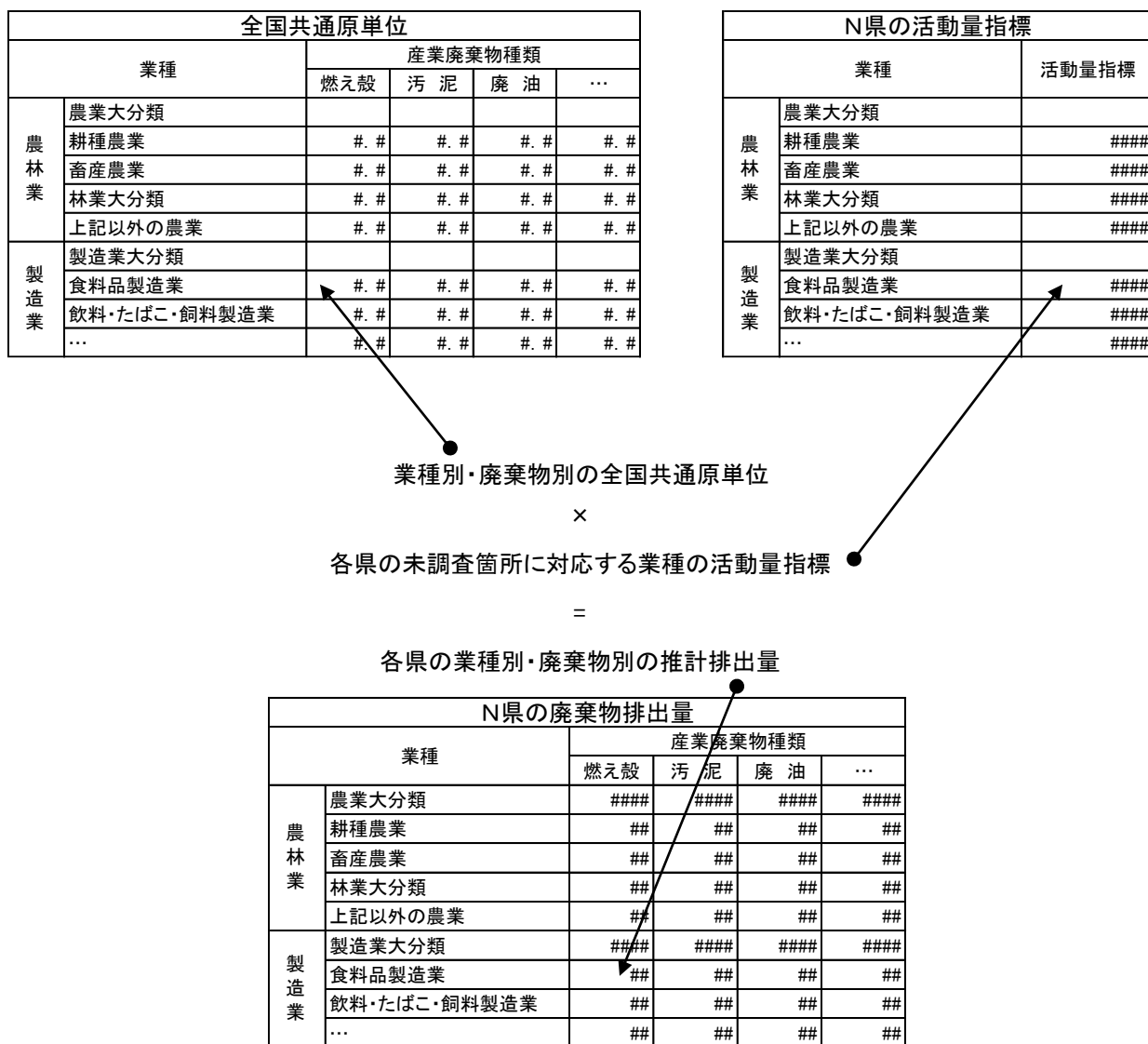


図-Ⅱ・6 全国共通原単位算出方法

(2) 原単位法による推定

全国共通原単位を用いた原単位法による推計方法を図－Ⅱ・7に示す。

なお、回答のない都道府県のほか、未調査業種等により回答に部分的に欠落がある場合（大分類と中分類の回答の双方がない場合）についても、この推定方法で補填を行っている。



図－Ⅱ・7 原単位法による排出量推計方法

2-5 動物のふん尿の排出量の算出方法

動物のふん尿の排出量は、都道府県回答によらず、農林水産省より提供された表Ⅱ・6の資料「家畜排せつ物量の原単位」の1頭羽当たりの1日排せつ物量（動物のふん尿原単位）及び、「畜産統計」（農林水産省統計情報部）の都道府県ごとの牛、豚、鶏の頭羽数を使用して、畜種毎に推計した。

表Ⅱ・6 動物のふん尿原単位

畜 種		排せつ物量（kg／頭羽／日）		
		ふん	尿	合計
乳牛	搾乳牛	45.5	13.4	58.9
	乾・未經産	29.7	6.1	35.8
	育成牛	17.9	6.7	24.6
肉牛	2歳未満	17.8	6.5	24.3
	2歳以上	20.0	6.7	26.7
	乳用種	18.0	7.2	25.2
豚	肥育豚	2.1	3.8	5.9
	繁殖豚	3.3	7.0	10.3
採卵鶏	成鶏	0.136	—	0.136
	ヒナ	0.059	—	0.059
ブロイラー		0.130	—	0.130

資料：築城幹典、原田靖生：我が国における家畜排泄物発生の実態と今後の課題、環境保全と新しい畜産、農林水産技術情報協会、15-29（1997）

（農林水産省提供）

2－6 動物の死体の排出量の算出方法

動物の死体は、家畜共済統計表（農林水産省経営局）による家畜共済（農業災害補償法に基づく共済事業の1つ）加入頭数及び死亡廃用事故頭数から、畜種毎の死亡率（死亡廃用事故頭数／加入頭数）を求め、これに畜種毎の体重の設定値を乗じて、動物の死体の原単位（t／頭）を算出した。使用した畜種毎の体重設定値を表－Ⅱ・7に示す。

この原単位に、「畜産統計」（農林水産省統計情報部）の都道府県毎の牛、豚の頭数を乗じて、動物の死体の排出量を推計した。

表－Ⅱ・7 家畜の体重の設定

種別	区分	体重の範囲 (kg)	体重の設定値 (kg)
乳用牛	搾乳牛	600～700	650
	乾乳牛	550～650	600
	育成牛	40～500	270
肉用牛	2歳未満	200～400	300
	2歳以上	400～700	550
	乳用種	250～700	475
豚	子豚	3～30	16.5
	肥育豚	30～110	70
	繁殖豚	150～300	225

資料：「堆肥化施設設計マニュアル」（社団法人中央畜産会：平成13年4月20日 二版二刷）
（ただし、体重の設定値は体重の範囲より算出）

$$\text{畜種ごとの原単位 (t/頭)} = \frac{\text{共済加入の死亡廃用事故頭数 (頭)}}{\text{共済加入の頭数 (頭)}} \times \frac{\text{畜種ごとの体重の設定値 (kg/頭)}}{1,000 (\text{kg/t})}$$

※共済加入の死亡廃用事故頭数及び共済加入の頭数は資料編Ⅲ参照。

※動物の死体の原単位については平成30年度家畜共済統計表（農林水産省）の動物の死亡率を用いて推計した。

2－7 下水汚泥の排出量の算出方法

下水汚泥の排出量は、国土交通省より入手した最新の下水道資源有効利用調査の「濃縮汚泥量」を用いている（資料編Ⅳ参照）。

令和元年度の各都道府県の濃縮汚泥量を表－Ⅱ・8に示す。

表一Ⅱ・8 濃縮汚泥量（全国量（m³／年））

No.	都道府県名	令和元年度
1	北海道	4, 229, 338
2	青森県	576, 329
3	岩手県	460, 967
4	宮城県	1, 570, 761
5	秋田県	335, 796
6	山形県	603, 044
7	福島県	829, 612
8	茨城県	1, 801, 109
9	栃木県	991, 021
10	群馬県	1, 039, 368
11	埼玉県	4, 533, 400
12	千葉県	3, 413, 435
13	東京都	11, 722, 758
14	神奈川県	5, 191, 719
15	新潟県	1, 303, 155
16	富山県	816, 943
17	石川県	764, 808
18	福井県	689, 540
19	山梨県	448, 780
20	長野県	1, 348, 800
21	岐阜県	1, 221, 570
22	静岡県	1, 798, 537
23	愛知県	6, 971, 486
24	三重県	682, 902
25	滋賀県	1, 119, 749
26	京都府	1, 869, 024
27	大阪府	5, 653, 947
28	兵庫県	3, 628, 752
29	奈良県	731, 394
30	和歌山県	171, 600
31	鳥取県	451, 191
32	島根県	218, 528
33	岡山県	1, 043, 049
34	広島県	1, 919, 938
35	山口県	849, 575
36	徳島県	88, 092
37	香川県	313, 098
38	愛媛県	605, 251
39	高知県	80, 040
40	福岡県	2, 624, 201
41	佐賀県	366, 862
42	長崎県	633, 610
43	熊本県	785, 360
44	大分県	470, 783
45	宮崎県	414, 406
46	鹿児島県	609, 899
47	沖縄県	904, 679
合計		78, 898, 204

3. 産業廃棄物処理状況の推計

3-1 産業廃棄物の処理量の算出方法

(1) 産業廃棄物の処理区分構成比の算出

- ① 処理量算出の基本データとしては、各都道府県からの調査回答を、表Ⅱ・9の方法により図Ⅱ・8の処理状況フローの各項目に変換したものを採用した。このとき、令和元年度の回答のない都道府県については、直近の過去の調査回答を年度補正（過去回答の排出量と令和元年度の推計排出量の比率で、産業廃棄物種類毎に過去回答の処理量を補正）することで、令和元年度の処理量の基本データとした。
- ② ①の各都道府県データを産業廃棄物種類別に積算し、それぞれの処理区分構成比率を求めた。
- ③ 処理処分についての回答が無い都道府県や、本調査と処理区分が相違している等の理由で処理状況データが採用できない都道府県については、令和元年度の有効回答実績から求めた平均値による処理構成比率で代替するものとした。
- ④ 上水汚泥については、水道統計の関連資料から処理区分構成比率を算出した。その詳細は3-2のとおりである。
- ⑤ 下水汚泥については、国土交通省から入手した実績値を基に処理区分構成比率を算出した。その詳細は3-3のとおりである。
- ⑥ 動物のふん尿については、農林水産省の資料から別途処理区分構成比率を算出した。その詳細は3-4のとおりである。

以上により、最終的に全国値としての種類別の産業廃棄物の処理構成比率を算出した。

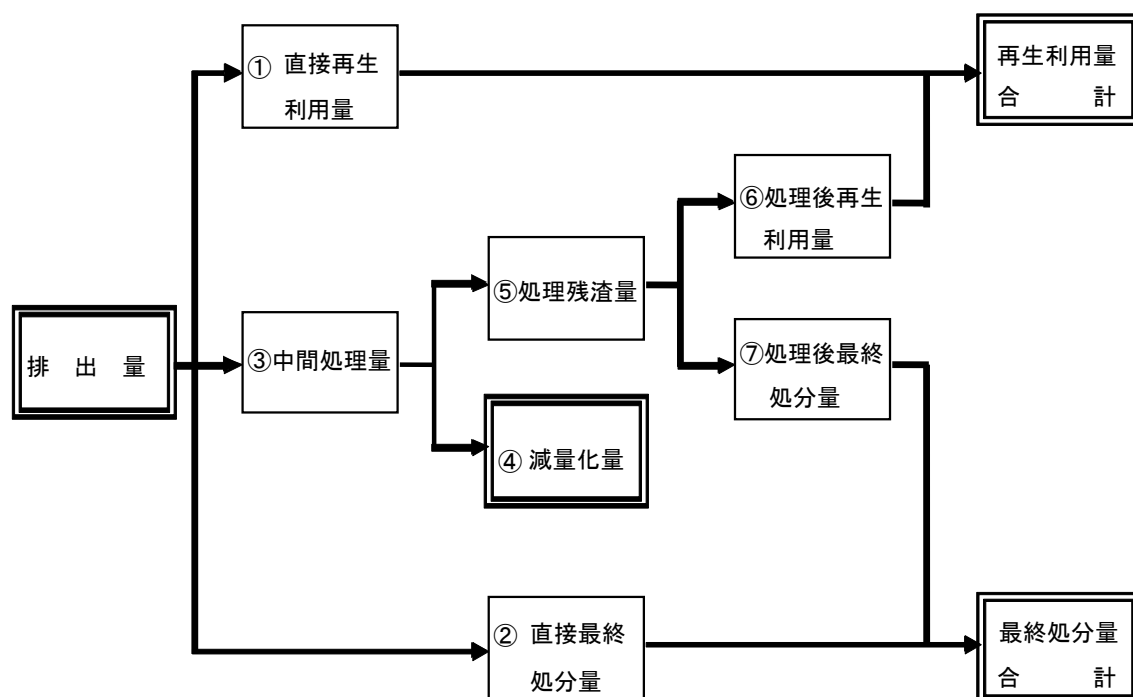
(2) 全国の産業廃棄物処理状況推計値の算出

産業廃棄物の種類別排出量に、(1)で算出した処理区分構成比率を乗じて、全国の産業廃棄物処理状況推計値を算出した。

全国の産業廃棄物処理状況推計値（t／年）

＝全国の産業廃棄物の種類別排出量（t／年）×種類別処理区分構成比率（％）

処理状況フロー図を図Ⅱ・8に、処理状況の算出方法を図Ⅱ・9に、処理状況算出項目（処理区分）を表Ⅱ・9に示す。



図－Ⅱ・８ 処理状況フロー図

表－Ⅱ・９ 処理状況算出項目（処理区分）

処 理 区 分	調査票Ⅲ処理項目番号との関係
①直接再生利用量（中間処理せず、再生利用された量）	自己未処理自己再生利用量（８）
②直接最終処分量（中間処理せず、最終処分された量）	自己未処理自己最終処分量（１１）＋（５）のうち委託最終処分された量（１４ハ）
③中間処理量（中間処理の対象となった量）	自己中間処理量（４）＋（５）のうち委託中間処理された量（１３イ）
④減量化量（中間処理により減量した量） （＝③－⑤）	－
⑤処理残渣量（中間処理後の処理残渣量） （＝⑥＋⑦）	－
⑥処理後再生利用量（中間処理後に、再生利用された量）	自己中間処理後再生利用量（９）＋委託中間処理後再生利用量（１７）
⑦処理後最終処分量（中間処理後に、最終処分された量）	自己中間処理後自己最終処分量（１０）＋（６）のうち委託最終処分された量（１４ニ）＋委託中間処理後最終処分量（１８）

燃え殻 処 理 区 分							
都道府県	排出量	直接 再生利用量	直接 最終処分量	中間処理			
				中間 処理量	処理 残渣量	再生 利用量	最終処分量
N県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
O県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
P県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
Q県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
R県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
…	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
合計	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
構成比	100%	***	***	***	***	***	***

廃棄物別処理状況の各都道府県データ合計値

↓

●全国廃棄物別処理状況構成比

×

●廃棄物別排出量

||

●廃棄物別の処理状況推計

廃棄物処理状況一覧表							
種類	排出量	直接 再生利用量	直接 最終処分量	中間処理			
				中間 処理量	処理 残渣量	再生 利用量	最終処分量
燃え殻	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
污泥	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃油	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃酸	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃アルカリ	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
…	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
合計	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
構成比	100%	***	***	***	***	***	***

図ーⅡ・9 産業廃棄物の処理状況算出方法

3-2 上水汚泥の処理量の算出方法

上水汚泥の処理量は、「水道統計の経年分析」（日本水道協会水道統計編集専門委員会）における「上水道・水道用水供給事業の処分方法別処分土量」を用いて処理量の比率を求め、この比率を、上水道業からの汚泥排出量推計値に乘じることで処理量を算出した。

表Ⅱ・10 「水道統計の経年分析」に基づく処理量の比率

区分	処分土量 (DS-t/年)	含水率	中間処理前の処理 (されるべき)量 (t/年)		処理量 の比率 (%)	備考
処理土 (合計)	305,290	0.95	6,411,090	(a)	100.0	排出量
埋立量	50,118	0.7	217,178	(b)	3.4	最終処分量 =b/a
有効利用量	227,285	0.6	795,498	(c)	12.4	再生利用量 =c/a
減量化量					84.2	減量化量 =1-(b+c)/a

3-3 下水汚泥の処理量の算出方法

下水汚泥の処理量は、国土交通省より入手した下水汚泥の処理量の実績値を用いて処理量の比率を求め、この比率を、下水道業からの汚泥排出量推計値に乘じることで処理量を算出した。

表Ⅱ・11 下水汚泥の処理量

処理区分	処理実績 (千t/年)	処理量の比率 (%)
排出量	78,898	100.0%
再生利用量(①)	2,343	3.0%
中間処理による減量化(②)	76,245	96.6%
減量化(①+②)	78,588	99.6%
最終処分量	310	0.4%

(国土交通省提供)

3-4 動物のふん尿の処理量の算出方法

動物のふん尿の処理量は、農林水産省提供データを用いて、①畜舎内での水分蒸発による減量化量、②鶏ふんの焼却処理による減量化量を算出する事で処理量の比率を求める。この比率を、動物のふん尿の排出量推計値に乘じることで処理量を算出した。

①畜舎内での水分蒸発による減量化量

畜種別のふん尿排出量（2. の排出量の推計で算出した排出量、以下同じ。）に、表Ⅱ・12に掲げる畜舎内蒸発量の割合（蒸発率）を乘じて畜舎内蒸発量を算出した。

表Ⅱ・12 畜舎内での減量化量の推計

畜種別	排出物別	ふん尿排出量 (千 t /年)	畜舎内蒸発率	畜舎内蒸発量 (千 t /年)
酪農	ふん	16,840	0.0%	0
	尿	5,016	0.0%	0
肉用牛	ふん	21,856	0.0%	0
	尿	6,314	0.0%	0
養豚	ふん	7,323	0.0%	0
	尿	13,583	0.0%	0
採卵鶏	ふん	7,881	19.9%	1,568
ブロイラー	ふん	6,558	32.0%	2,099
合計	ふん	55,874		3,667
	尿	24,914		0
	ふん尿	80,788		3,667

畜舎内蒸発率について

採卵鶏：高床式、ウィンドウレス鶏舎のみ畜舎内で水分含量78%のうち、40%蒸発するものとして19.9%の減少を見込んだ。

ブロイラー：水分含量80%のうち、40%が畜舎内で蒸発するものとして、32%の減少を見込んだ。

②焼却処理による減量化量

① 同様に、畜種別のふん尿排出量に、表－Ⅱ・１３に掲げる焼却量の割合（焼却率）を乗じることにより焼却処理量を算出した上で、そのうちの９割が減量化され、１割が残さ量（鶏ふんの灰分含量１０％から引用：文献値）として減量化量を算出した。

表－Ⅱ・１３ 焼却処理量の算出

畜種別	排出物別	ふん尿排出量 (千 t /年)	焼却率	焼却処理量 (千 t /年)
酪農	ふん	16,840	0.0%	0
	尿	5,016	0.0%	0
肉用牛	ふん	17,271	0.0%	0
	尿	6,314	0.0%	0
養豚	ふん	7,323	0.0%	0
	尿	13,583	0.0%	0
採卵鶏	ふん	7,881	0.90%	71
ブロイラー	ふん	6,558	5.60%	367
合計	ふん	55,874		438
	尿	24,914		0
	ふん尿	80,788		438

焼却率について

焼却処理施設保有率より算出(最新データは不明のため過年度データを採用)

表－Ⅱ・１４ 焼却処理による減量化量

区 分	構成比	処理量 (千 t /年)
焼却処理合計量	100%	438
焼却残さ	10%	44
減量化量	90%	394

以上の結果から、表－Ⅱ・１５に処理区分ごとに算出した動物のふん尿の処理量を示す。

表－Ⅱ・１５ 動物のふん尿の処理量（減量化を踏まえた推計結果）

処理区分	①による算出結果 (千 t /年)	②による算出結果 (千 t /年)	処理量合計値 (千 t /年)	構成比率 (%)
排出量	—	—	80,788	100.0%
再生利用量	—	—	76,683	94.9%
減量化量	3,667	394	4,061	5.0%
最終処分量		44	44	0.1%

注：四捨五入の結果を表示しているため、減量化量の合計値と合算値が異なる

Ⅲ．産業廃棄物の調査結果

1．アンケート調査結果

(1) 基本データ

各都道府県における産業廃棄物排出・処理状況の実態調査の実施状況は、表－Ⅲ・1に示すとおりである。基本データは、29自治体からは令和元年度績についての実態調査結果を、他18自治体は平成30年度以前の実績についての実態調査結果を利用した。

表－Ⅲ・1 都道府県実態調査の実施状況（令和元年度）

No.都道府県	調査年度											
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 北海道	○				○	○※	○	○	○	○	▲	
2 青森県	○					○					▲	
3 岩手県	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	▲
4 宮城県	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	▲
5 秋田県	○	○	○	○※	○	○※	○	○	○	○	○	▲
6 山形県	○	○※					○				▲	
7 福島県	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	▲
8 茨城県	○					○				○	▲	
9 栃木県	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	▲
10 群馬県	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲
11 埼玉県	○※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲
12 千葉県	○	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	○	▲
13 東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲
14 神奈川県	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲
15 新潟県	○					○					▲	
16 富山県	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	▲
17 石川県	○	○	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	▲
18 福井県	○					○					▲	
19 山梨県	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	▲
20 長野県	○					○					▲	
21 岐阜県	○※						○				▲	
22 静岡県	○	○	○※		○	○	○	○	○	○	○	▲
23 愛知県	○	○	○※		○	○	○	○	○	○	○	▲
24 三重県	○				○	○※	○	○	○	○	○	▲
25 滋賀県	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	▲
26 京都府	○		○※					▲				
27 大阪府	○		○※				○					▲
28 兵庫県	○※							▲				
29 奈良県	○		○※					▲				
30 和歌山県	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	▲
31 鳥取県		○	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	▲
32 島根県	○					○					▲	
33 岡山県	○	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○	▲
34 広島県	○※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲
35 山口県	○※						○				▲	
36 徳島県	○					▲						
37 香川県	○	○	○	○	○	○					▲	
38 愛媛県	○	○					○※					▲
39 高知県	●											
40 福岡県	○	○※				○		○		○	▲	
41 佐賀県	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	▲
42 長崎県	○※						○					▲
43 熊本県	○					○					▲	
44 大分県	○	○		○		○					○	▲
45 宮崎県	○	○	○	○※	○	○	○	○	○	○	○	▲
46 鹿児島県	○※											▲
47 沖縄県		○	○	○	○	○		○	○	○	○	▲
○、○※	44	27	27	23	26	35	30	26	24	27	25	0
●、▲	1	0	0	0	0	1	0	3	0	0	13	29
計	45	27	27	23	26	36	30	29	24	27	38	29

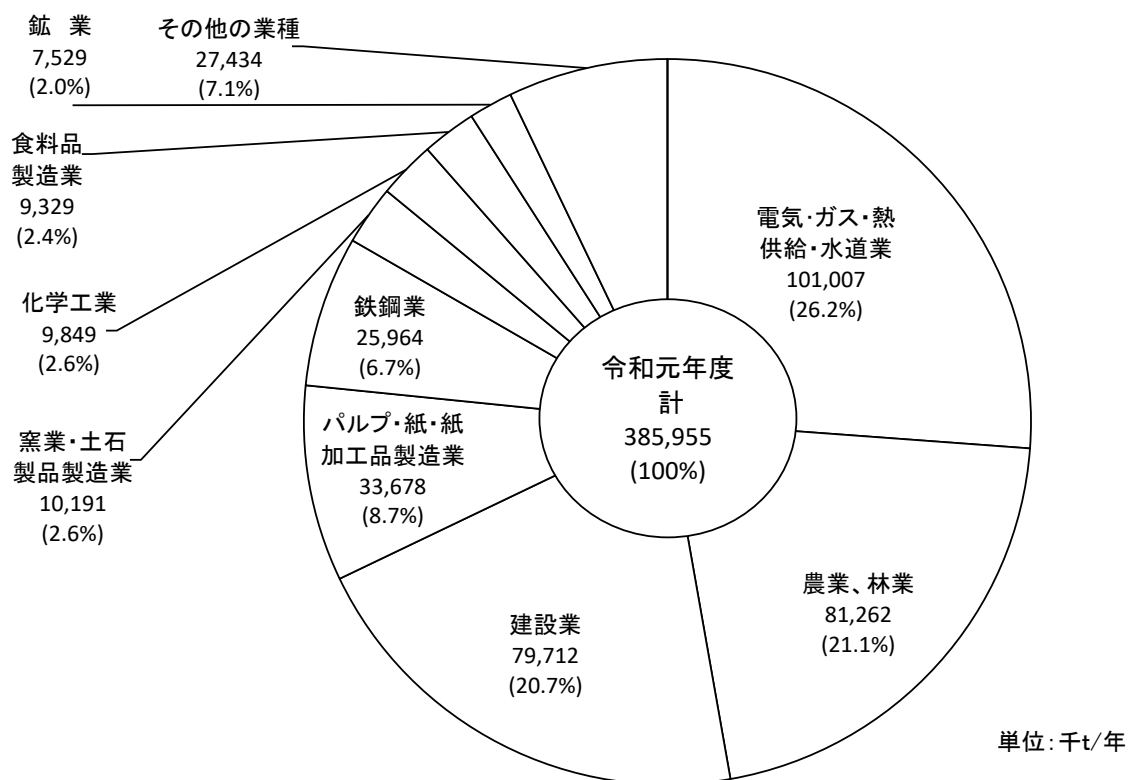
※1 ●:今回採用データ、▲:今回採用データ(大分類による回答あり)
○:以前の調査、○※:以前の調査(按分根拠として採用)

2. 産業廃棄物排出量の推計結果

令和元年度における産業廃棄物の全国排出量は、およそ385,955千トンとなった。産業廃棄物の業種別排出量を（１）に、産業廃棄物の種類別排出量を（２）に、産業廃棄物の地域別排出量を（３）に、産業廃棄物の業種別・種類別排出量及び都道府県別・種類別排出量を（４）に示す。

（１）産業廃棄物の業種別排出量

産業廃棄物の排出量を業種別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（下水道業を含む。）からの排出量が最も多く、次いで農業・林業、建設業、パルプ・紙・紙加工品製造業、鉄鋼業となっており、この５業種で全排出量の８割以上を占めている（図－Ⅲ・１、表－Ⅲ・２参照）。



図－Ⅲ・１ 産業廃棄物の業種別排出量（令和元年度実績値）

表Ⅲ・２ 産業廃棄物の業種別排出量（令和元年度実績値）

業種	令和元年度		平成30年度(参考)	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
農業、林業	81,262	21.1	80,959	21.4
漁業	7	0.0	5	0.0
鉱業	7,529	2.0	8,847	2.3
建設業	79,712	20.7	75,481	19.9
製造業	109,733	28.4	107,878	28.5
食料品製造業	9,329	2.4	8,705	2.3
飲料・たばこ・飼料製造業	2,786	0.7	2,798	0.7
繊維工業	768	0.2	751	0.2
木材・木製品製造業	992	0.3	1,003	0.3
家具・装備品製造業	206	0.1	220	0.1
パルプ・紙・紙加工品製造業	33,678	8.7	32,530	8.6
印刷・同関連業	536	0.1	647	0.2
化学工業	9,849	2.6	9,623	2.5
石油製品・石炭製品製造業	1,203	0.3	1,104	0.3
プラスチック製品製造業	1,076	0.3	927	0.2
ゴム製品製造業	330	0.1	326	0.1
なめし革・同製品・毛皮製造業	21	0.0	20	0.0
窯業・土石製品製造業	10,191	2.6	10,322	2.7
鉄鋼業	25,964	6.7	26,217	6.9
非鉄金属製造業	1,100	0.3	1,051	0.3
金属製品製造業	3,195	0.8	3,113	0.8
はん用機械器具製造業	632	0.2	674	0.2
生産用機械器具製造業	614	0.2	614	0.2
業務用機械器具製造業	473	0.1	457	0.1
電子部品・デバイス・電子回路製造業	3,086	0.8	2,986	0.8
電気機械器具製造業	404	0.1	393	0.1
情報通信機械器具製造業	130	0.0	120	0.0
輸送用機械器具製造業	2,472	0.6	2,337	0.6
その他の製造業	560	0.1	813	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	101,007	26.2	98,974	26.1
情報通信業	49	0.0	104	0.0
運輸業	830	0.2	581	0.2
卸売・小売業	2,041	0.5	2,140	0.6
不動産業、物品賃貸業	193	0.1	196	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	181	0.0	141	0.0
飲食店、宿泊業	392	0.1	301	0.1
生活関連サービス、娯楽業	239	0.1	192	0.1
教育、学習支援業	203	0.1	150	0.0
医療、福祉	527	0.1	436	0.1
複合サービス事業	144	0.0	66	0.0
サービス業	1,714	0.4	2,205	0.6
公務	193	0.0	176	0.0
合 計	385,955	100.0	378,832	100.0

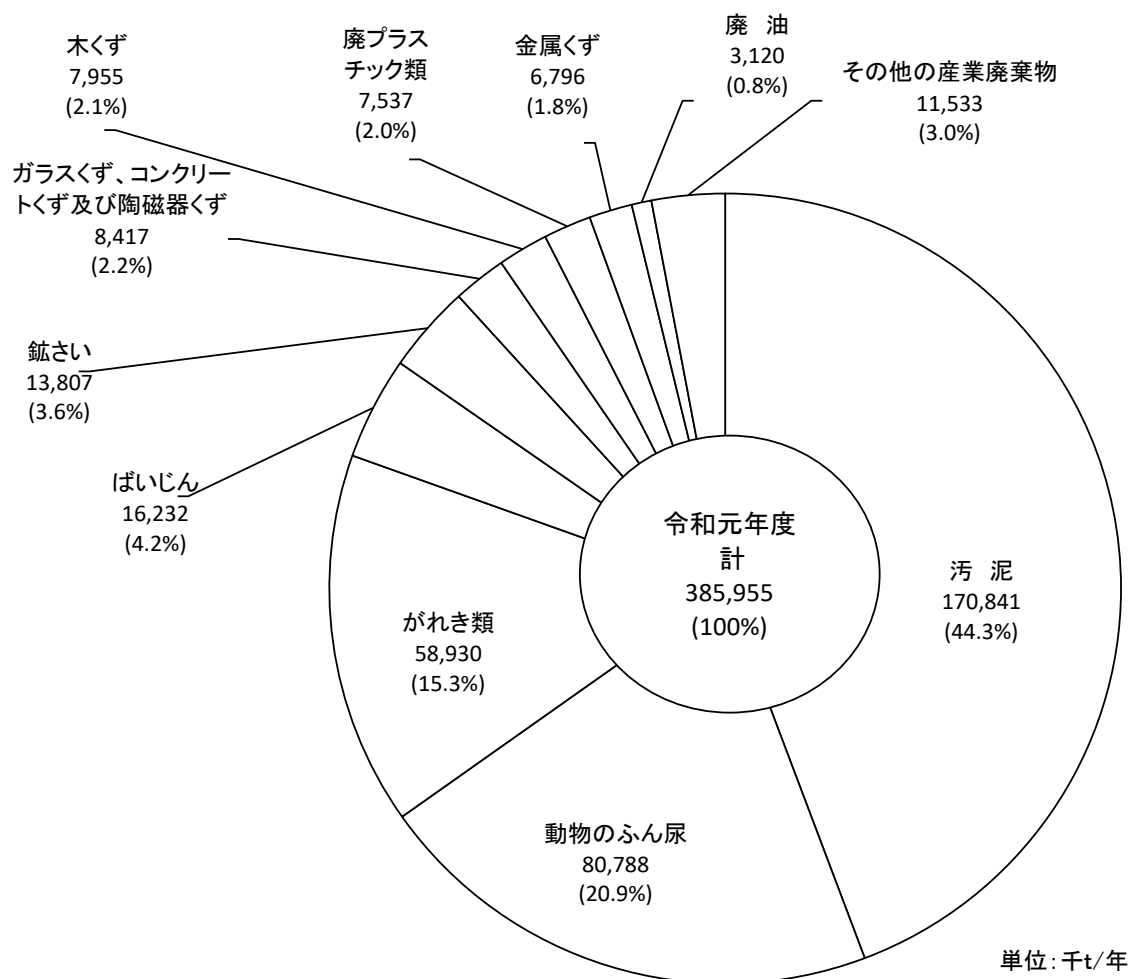
※ 各業種の産業廃棄物の排出量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

※ 日本標準産業分類の改訂に伴う、新産業分類で相違する業種区分の対応は以下のとおり。

旧産業分類	新産業分類	旧産業分類	新産業分類	
(大分類) 農業	(大分類) 農業・林業	一般機械器具製造業	はん用機械器具、生産用機	
(大分類) 林業		精密機械器具製造業	械器具、業務用機械器具、そ	
繊維工業	繊維工業	その他の製造業	の他の製造業	
衣服・その他繊維製品製造業		電気機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回	
		情報通信機械器具製造業	路、電気機械器具、情報通信	
		電子部品・デバイス製造業	機械器具	

（２）産業廃棄物の種類別排出量

産業廃棄物の排出量を種類別にみると、汚泥の排出量が最も多く、次いで動物のふん尿、がれき類となっており、この３品目で全排出量の約８割を占めている（図－Ⅲ・２、表－Ⅲ・３参照）。



図－Ⅲ・２ 産業廃棄物の種類別排出量（令和元年度実績値）

表－Ⅲ・３ 産業廃棄物の種類別排出量（令和元年度実績値）

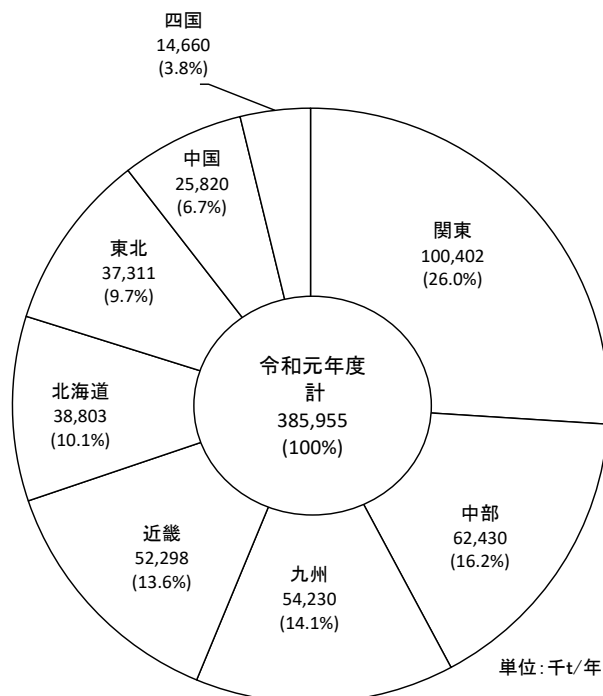
種 類	令和元年度		平成30年度(参考)	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
燃 え 殻	2,199	0.6	2,456	0.6
汚 泥	170,841	44.3	167,378	44.2
廃 油	3,120	0.8	3,081	0.8
廃 酸	2,989	0.8	2,752	0.7
廃 アルカリ	2,778	0.7	2,262	0.6
廃 プラスチック類	7,537	2.0	7,064	1.9
紙 く ず	906	0.2	1,094	0.3
木 く ず	7,955	2.1	7,532	2.0
織 維 く ず	79	0.0	72	0.0
動 植 物 性 残 さ	2,332	0.6	2,407	0.6
動 物 系 固 形 不 要 物	70	0.0	66	0.0
ゴ ム く ず	17	0.0	16	0.0
金 属 く ず	6,796	1.8	7,435	2.0
ガラスくず、コンクリートくず及び 陶 磁 器 く ず	8,417	2.2	8,856	2.3
鉱 さ い	13,807	3.6	13,660	3.6
が れ き 類	58,930	15.3	56,278	14.9
動 物 の ふ ん 尿	80,788	20.9	80,509	21.3
動 物 の 死 体	164	0.0	123	0.0
ば い じ ん	16,232	4.2	15,791	4.2
合 計	385,955	100.0	378,832	100.0

※ 各種類の産業廃棄物の排出量は四捨五入しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

※ 動物の死体については、平成30年度の家畜共済統計表（農林水産省）を用いて推計を行った。

(3) 産業廃棄物の地域別排出量

産業廃棄物の排出量を地域別にみると、関東地方の排出量が最も多く、次いで、中部地方、九州地方、近畿地方の順になっている（図－Ⅲ・３、表－Ⅲ・４参照）。



図－Ⅲ・３ 産業廃棄物の地域別排出量（令和元年度実績値）

表－Ⅲ・４ 産業廃棄物の地域別排出量（令和元年度実績値）

地域別	令和元年度		平成30年度(参考)	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
北海道	38,803	10.1	38,255	10.1
東北	37,311	9.7	37,810	10.0
関東	100,402	26.0	98,979	26.1
中部	62,430	16.2	56,757	15.0
近畿	52,298	13.6	53,566	14.1
中国	25,820	6.7	26,111	6.9
四国	14,660	3.8	13,962	3.7
九州	54,230	14.1	53,391	14.1
合 計	385,955	100.0	378,832	100.0

各地域に属する都府県は次のとおり。

東北地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 関東地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 中部地域：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
 近畿地域：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(4) 産業廃棄物の業種別種別別排出量、都道府県別種別別排出量

(1)(2)(3)の詳細な内訳として、業種別種別別排出量を表－Ⅲ・5に、都道府県別種別別排出量を表－Ⅲ・6に示す。

また、これらを算出するために用いた全国共通原単位を表－Ⅲ・7に、回答のあった都道府県及び業種に対応する活動量指標の合計値を表－Ⅲ・8に示す。

表一Ⅲ・5 業種別・種類別排出量推計値一覧表 (令和元年度実績値)

大分類	中分類	産廃分類	コード	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	燃ガス	紙くず	木くず	繊維くず	動物糞尿 死体	動物の死体	ばいじん	合 計	
農、林業	畜産	畜産大分類	A	1	157	1	0	0	0	85	0	0	0	4	80,788	81,249	
		1. 肉用畜産	A011	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	21	21	
		2. 乳用畜産	A012	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80,968	80,968	
		3. 畜産大分類以外	A02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
漁業	漁業	漁業大分類	B	0	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	7	
		1. 漁業	B01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2. 漁業	B02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. 漁業	B03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
製造業	製造業	製造業大分類	C	0	7,157	4	0	1	1	5	0	0	0	0	0	7,172	
		1. 製造業	C01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2. 製造業	C02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. 製造業	C03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
建設業	建設業	建設業大分類	D	942	59,355	2,130	2,700	2,696	5,641	321	5,977	55	2,332	98	7,399	109,732	
		1. 建設業	D01	54	6,363	160	85	85	321	18	18	18	1,639	39	172	9,325	
		2. 建設業	D02	54	6,363	160	85	85	321	18	18	18	1,639	39	172	9,325	
		3. 建設業	D03	35	1,718	12	2	2	4	136	5	23	492	4	27	2,768	
卸売業・小売業	卸売業・小売業	卸売業・小売業大分類	E	64	7	2	0	1	34	3	832	0	0	0	0	927	
		1. 卸売業・小売業	E01	64	7	2	0	1	34	3	832	0	0	0	0	927	
		2. 卸売業・小売業	E02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. 卸売業・小売業	E03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
サービス業	サービス業	サービス業大分類	F	340	31,433	44	10	22	151	411	175	45	0	0	0	390	
		1. サービス業	F01	340	31,433	44	10	22	151	411	175	45	0	0	0	390	
		2. サービス業	F02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. サービス業	F03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	その他	その他大分類	G	97	5,646	834	519	1,423	285	151	35	64	0	0	0	390	
		1. その他	G01	97	5,646	834	519	1,423	285	151	35	64	0	0	0	390	
		2. その他	G02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3. その他	G03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	計	計大分類	H	2,199	4,444	27	62	188	70	4	59	191	689	0	0	132	10,131
		1. 計	H01	2,199	4,444	27	62	188	70	4	59	191	689	0	0	132	10,131
		2. 計	H02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 計	H03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	計大分類	I	164	90,443	13	3	40	17	14	1	1	0	0	0	8,195	10,197
		1. 計	I01	164	90,443	13	3	40	17	14	1	1	0	0	0	8,195	10,197
		2. 計	I02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 計	I03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	計大分類	J	7	10,469	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	27
		1. 計	J01	7	10,469	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	27
		2. 計	J02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 計	J03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	計大分類	K	20	78,888	1	1	23	1	1	0	0	0	0	0	419	79,355
		1. 計	K01	20	78,888	1	1	23	1	1	0	0	0	0	0	419	79,355
		2. 計	K02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 計	K03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	計大分類	L	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1. 計	L01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 計	L02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 計	L03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	計大分類	M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1. 計	M01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 計	M02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 計	M03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	計大分類	N	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1. 計	N01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 計	N02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 計	N03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	計大分類	O	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1. 計	O01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 計	O02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 計	O03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	計大分類	P	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1. 計	P01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 計	P02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 計	P03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	計大分類	Q	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1. 計	Q01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 計	Q02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 計	Q03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	計大分類	R	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1. 計	R01	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 計	R02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 計	R03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	計大分類	S	2,199	170,841	3,120	2,989	2,718	7,537	906	7,955	79	2,332	70	16,232	305,955	
		1. 計	S01	2,199	170,841	3,120	2,989	2,718	7,537	906	7,955	79	2,332	70	16,232	305,955	
		2. 計	S02	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 計	S03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※大分類のみの印刷で、かつ中分類への配分が不明な項目は、中分類の合計値と大分類の合計値が一致しない項目がある。

※四捨五入により、各項目の合計値と合計値が一致しない項目がある。

※動物の死体の単位については平成30年度環境統計表(農林水産省)の動物の死体単位を用いて推計した。

表一Ⅲ・6 都道府県別・種類別推計排出量推計値一覧表（令和元年度実績値）

No.	都道府県名	燃え殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残 渣	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラスくず 及び 陶磁器くず	鉄 さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	合 計
1	北海道	251	12,398	42	12	3	237	107	533	2	148	2	1	81	469	739	3,387	19,687	41	666	38,803
2	青森県	7	1,754	10	4	11	37	3	68	1	39	2	0	16	102	102	987	2,173	1	34	5,286
3	岩手県	16	798	12	5	9	61	6	158	1	18	1	0	11	121	97	968	3,684	4	41	6,011
4	宮城県	37	5,564	32	10	13	125	14	239	2	40	0	0	36	187	55	1,474	1,774	2	162	9,765
5	秋田県	46	1,274	16	5	10	43	12	81	1	11	2	0	16	44	147	651	998	0	379	3,736
6	山形県	10	1,035	26	20	32	77	22	93	1	33	0	0	37	55	35	876	968	2	255	3,578
7	福島県	249	3,207	44	18	100	178	9	266	1	17	0	0	39	188	144	1,694	1,186	2	1,592	8,935
8	茨城県	96	5,743	155	99	53	186	16	120	1	92	0	1	83	287	139	1,130	2,707	3	689	11,599
9	栃木県	4	2,886	53	31	33	199	15	179	1	32	1	0	30	147	360	1,101	2,862	25	31	7,990
10	群馬県	5	1,546	34	19	17	42	3	69	0	110	0	0	12	87	107	332	2,906	2	17	5,308
11	埼玉県	41	6,860	125	46	40	423	77	258	5	136	2	2	196	354	138	2,206	661	2	34	11,607
12	千葉県	30	7,267	238	238	238	407	12	251	2	5	0	0	1,475	351	2,047	2,076	2,807	9	2,225	19,679
13	東京都	7	19,112	21	13	4	354	44	415	3	49	3	0	162	770	38	5,830	42	0	7	26,873
14	神奈川県	38	10,825	171	199	183	309	34	309	3	110	8	1	191	445	282	3,634	341	1	261	17,346
15	新潟県	55	4,509	123	262	63	134	20	203	2	45	0	0	118	220	147	1,582	956	1	117	8,560
16	富山県	16	2,570	46	26	32	94	22	111	2	19	0	0	69	69	132	763	187	0	111	4,269
17	石川県	25	1,209	48	7	17	68	5	98	0	10	0	0	58	95	14	983	184	0	218	3,040
18	福井県	47	1,876	31	43	36	172	12	95	2	2	0	0	18	31	4	612	80	0	268	3,328
19	山梨県	3	927	11	7	6	50	2	39	0	26	0	0	16	75	6	344	182	0	9	1,704
20	長野県	1	2,600	43	30	24	108	10	141	2	62	0	0	122	197	28	807	639	1	206	5,022
21	岐阜県	38	2,679	54	121	67	144	9	100	1	35	26	0	44	188	56	603	861	1	33	5,059
22	静岡県	20	5,748	108	33	101	353	56	335	4	120	0	0	43	329	39	2,243	946	1	28	10,507
23	愛知県	283	9,427	229	228	548	508	75	341	4	160	3	2	759	576	1,276	3,145	2,059	2	1,316	20,941
24	三重県	52	4,811	66	99	129	181	7	135	1	39	0	1	41	206	76	1,237	975	1	93	8,147
25	滋賀県	3	1,988	50	18	64	185	4	136	0	23	0	0	26	120	15	763	254	0	7	3,659
26	京都府	10	2,337	38	18	12	131	8	78	1	59	0	0	46	42	51	821	240	0	129	4,022
27	大阪府	7	8,258	124	151	137	296	43	190	9	41	0	2	201	191	255	2,528	36	0	42	12,512
28	兵庫県	45	7,777	323	114	109	508	63	441	3	57	3	1	972	506	4,402	1,539	1,171	2	1,124	19,159
29	奈良県	1	832	16	14	6	51	8	43	0	9	0	0	18	33	2	283	128	0	0	1,445
30	和歌山県	1	432	33	42	34	21	1	67	1	33	1	0	8	72	981	711	75	0	841	3,354
31	鳥取県	9	539	8	1	3	37	1	55	0	3	1	0	15	22	10	245	671	1	27	1,649
32	島根県	48	310	7	6	3	46	6	161	2	4	0	0	32	50	119	462	629	1	180	2,067
33	岡山県	31	2,831	72	53	70	228	13	168	2	57	0	0	49	117	300	774	1,271	1	534	6,569
34	広島県	44	3,468	97	58	26	206	16	549	4	36	6	1	81	183	595	1,478	1,083	2	620	8,552
35	山口県	187	2,960	208	146	173	189	16	172	2	39	0	0	68	201	278	1,090	389	0	864	6,984
36	徳島県	49	1,365	15	5	13	52	24	45	1	26	0	0	26	16	3	351	599	0	167	2,758
37	香川県	25	574	14	6	12	111	5	71	1	28	0	0	8	31	6	916	687	1	151	2,651
38	愛媛県	78	5,577	26	10	6	137	15	81	1	42	0	0	36	53	20	583	780	2	497	7,943
39	高知県	68	248	6	1	1	28	6	57	2	12	0	0	26	41	3	549	206	1	54	1,309
40	福岡県	61	5,950	91	41	106	253	28	204	2	19	1	0	1,186	295	482	2,596	806	2	524	12,646
41	佐賀県	21	1,550	20	18	11	104	18	122	1	38	0	1	26	33	23	290	906	1	23	3,204
42	長崎県	56	1,030	15	8	6	72	4	99	0	25	0	0	51	110	5	749	1,613	5	1,004	4,851
43	熊本県	42	2,124	41	54	48	76	8	115	1	50	0	1	70	288	54	1,097	2,860	4	422	7,353
44	大分県	11	1,080	56	39	96	87	11	107	0	17	0	1	85	90	2	710	1,161	3	43	3,601
45	宮崎県	16	807	47	310	24	63	2	133	2	38	4	0	11	14	27	526	5,911	14	49	8,029
46	鹿児島県	8	1,095	62	303	50	135	12	189	1	116	0	0	69	187	0	808	8,049	20	0	11,102
47	沖縄県	2	1,082	15	1	0	31	3	32	0	202	1	0	12	100	30	396	1,398	2	136	3,445
	全国	2,199	170,841	3,120	2,989	2,778	7,537	906	7,955	79	2,332	70	17	6,796	8,417	13,807	58,930	80,788	164	16,232	385,955

※四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。

※動物の死体の原単位については平成30年度家畜共済統計表（農林水産省）の動物の死亡率を用いて推計した。

表一Ⅲ・7 業種別・種類別全国共通原単位一覽表 (令和元年度実績値)

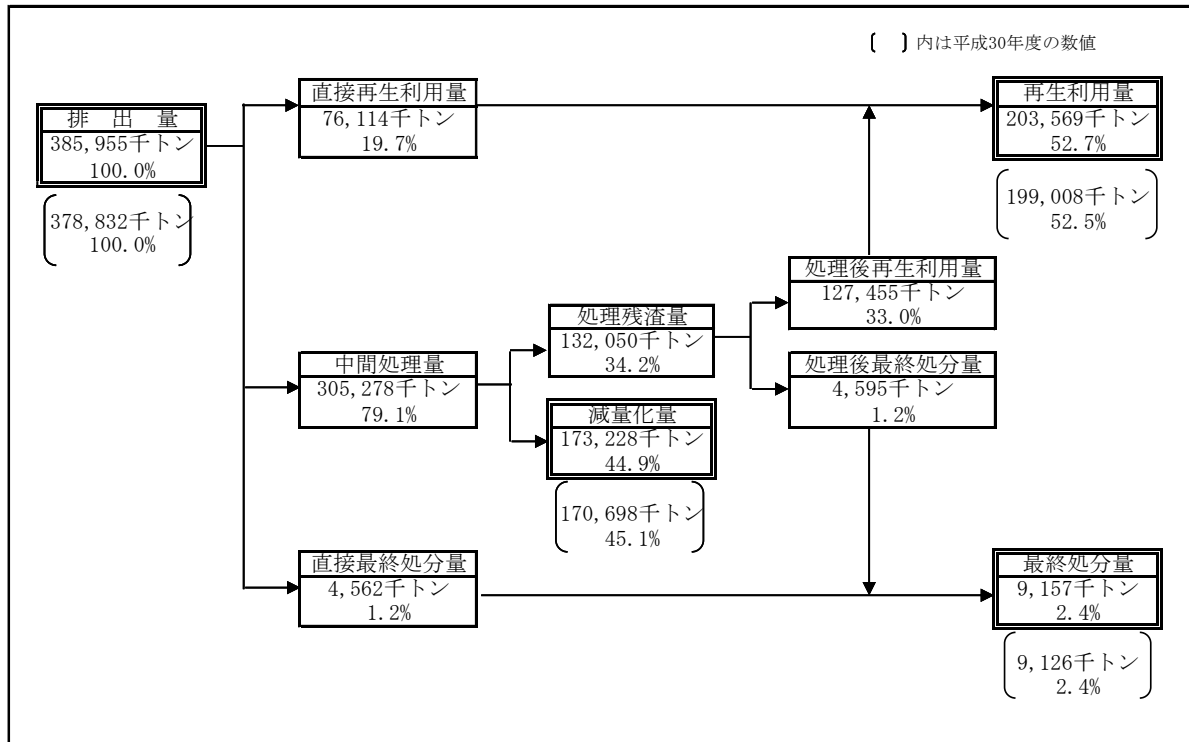
[illegible]

※屠畜場の動物系固形不要物の単位はt/千頭

3. 産業廃棄物処理量の推計結果

3-1 産業廃棄物の処理状況

令和元年度の産業廃棄物の処理状況について、産業廃棄物全体のものを図－Ⅲ・4に、また産業廃棄物種類別のものを表－Ⅲ・9に示す。



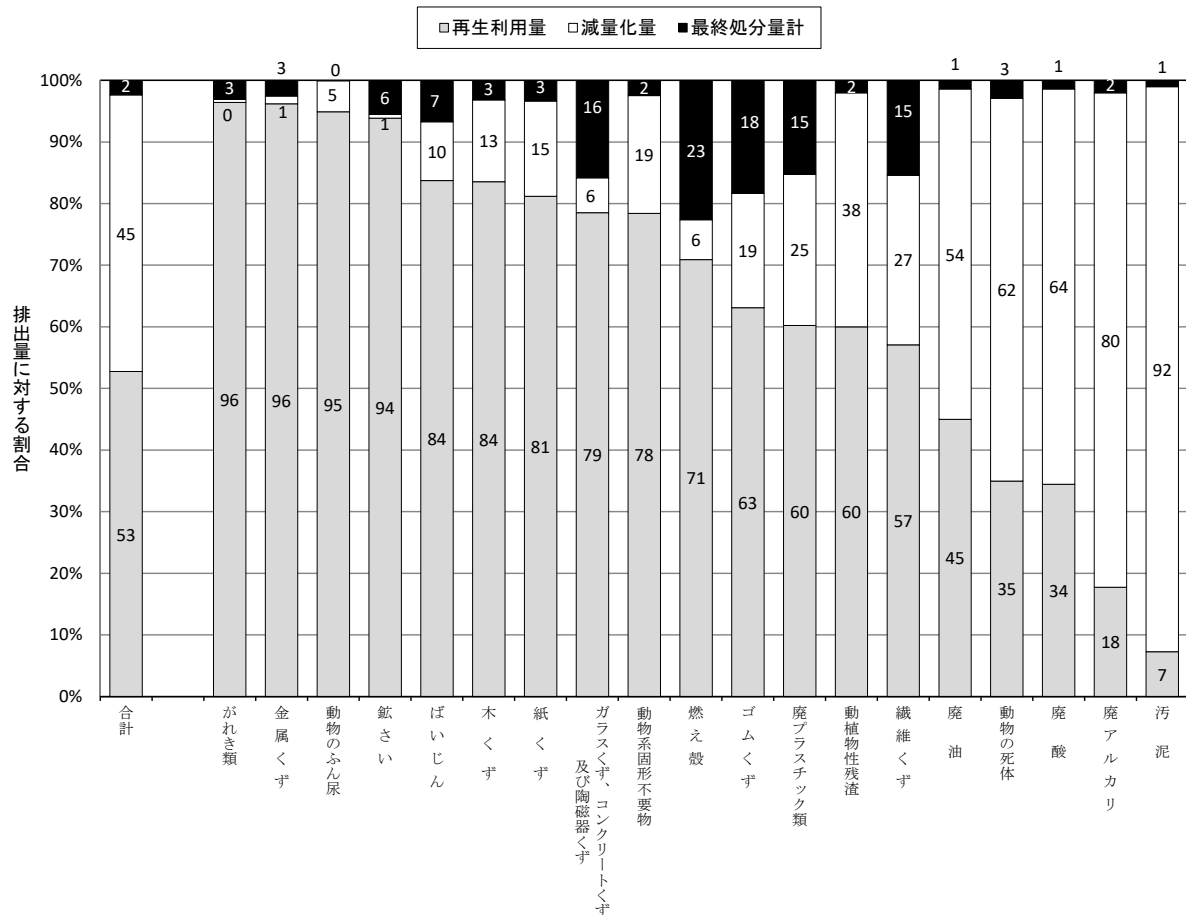
※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

図－Ⅲ・4 産業廃棄物の処理状況（令和元年度実績値）

産業廃棄物の種類別の処理状況を図一Ⅲ・5に示す。

再生利用率が高い廃棄物は、がれき類の96.4%、金属くずの96.2%、動物のふん尿の94.9%、鉱さいの93.9%等であり、再生利用率が低い廃棄物は、汚泥の7.3%、廃アルカリの17.7%、廃酸の34.4%、動物の死体の35.0%等であった。

また、最終処分の比率が高い廃棄物は、燃え殻の22.6%、ゴムくずの18.3%、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの15.8%、繊維くずの15.4%、廃プラスチック類の15.3%等であった。



図一Ⅲ・5 産業廃棄物の種類別の処理状況（令和元年度実績値）

表－Ⅲ・9 産業廃棄物排出・処理状況一覧表（令和元年度実績値）

廃棄物名	排出量 (A)	直接再生利用量 (B)	直接最終処分量 (C)	中 間 処 理			再生利用量 計 (B) + (F)	減量化量 (D) - (E)	最終処分量 計 (C) + (G)	
				中間処理量 (D)	処理残存量 (E)	中間処理後 再生利用量 (F)				
										中間処理後 最終処分量 (G)
燃 気 構成比	2,199	120	452	1,627	1,485	1,439	46	1,559	142	498
汚 泥 構成比	170,841	698	740	169,403	12,733	11,693	1,040	12,391	156,670	1,780
廃 油 構成比	3,120	289	0	2,831	1,158	1,114	44	1,403	1,673	44
廃 酸 構成比	2,989	32	0	2,957	1,039	998	42	1,029	1,918	42
廃 ア ル カ リ 構成比	2,778	38	0	2,740	512	455	57	493	2,229	57
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類 構成比	7,537	66	235	7,236	5,386	4,471	915	4,537	1,849	1,150
紙 く 構成比	906	62	8	836	696	673	22	736	140	30
木 く 構成比	7,955	47	64	7,845	6,789	6,599	190	6,645	1,056	254
織 維 く 構成比	79	2	2	74	52	43	10	45	22	12
動 植 物 性 残 渣 構成比	2,332	158	13	2,161	1,276	1,241	34	1,399	885	47
動 物 系 固 形 不 要 物 構成比	70	0	0	70	56	55	2	55	13	2
ゴ ム く 構成比	17	0	1	16	13	11	2	11	3	3
金 属 く 構成比	6,796	3,190	38	3,568	3,482	3,346	136	6,536	86	174
ガラスくす、コンクリートくす 及び陶磁器くす 構成比	8,417	205	626	7,586	7,109	6,404	705	6,608	477	1,331
鉄 さ 構成比	13,807	2,438	534	10,835	10,755	10,523	233	12,961	80	766
が れ き 類 構成比	58,930	701	902	57,327	57,055	56,128	926	56,829	273	1,828
動 物 の ふ ん 尿 構成比	80,788	65,910	0	14,878	10,816	10,773	44	76,683	4,061	44
動 物 の 死 体 構成比	164	7	1	156	54	51	4	57	102	5
ば い じ ん 構成比	16,232	2,152	947	13,133	11,584	11,440	144	13,592	1,549	1,091
合 計 構成比	385,955	76,114	4,562	305,278	132,050	127,455	4,595	203,569	173,228	9,157
		19.7%	1.2%	79.1%	34.2%	33.0%	1.2%	52.7%	44.9%	2.4%

※各廃棄物の産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。
※動物の死体の原単位については平成30年度家畜共済統計表（農林水産省）の動物の死亡率を用いて推計した。

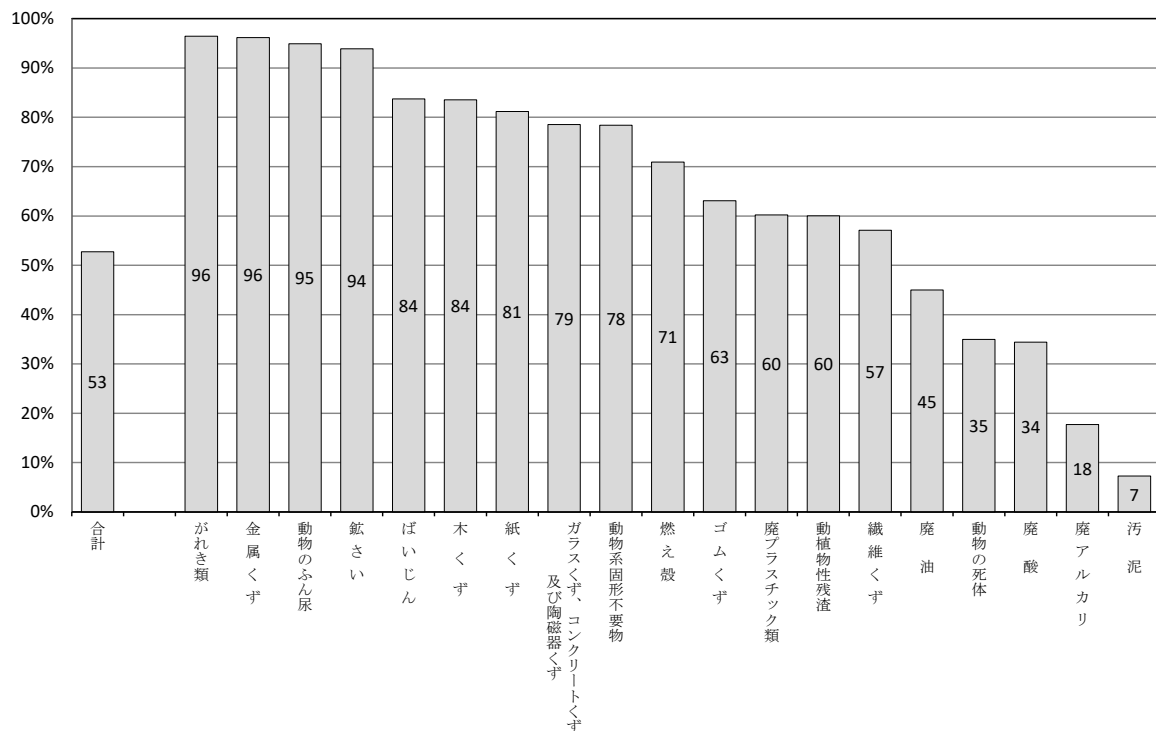
3－2 産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量

(1) 再生利用量

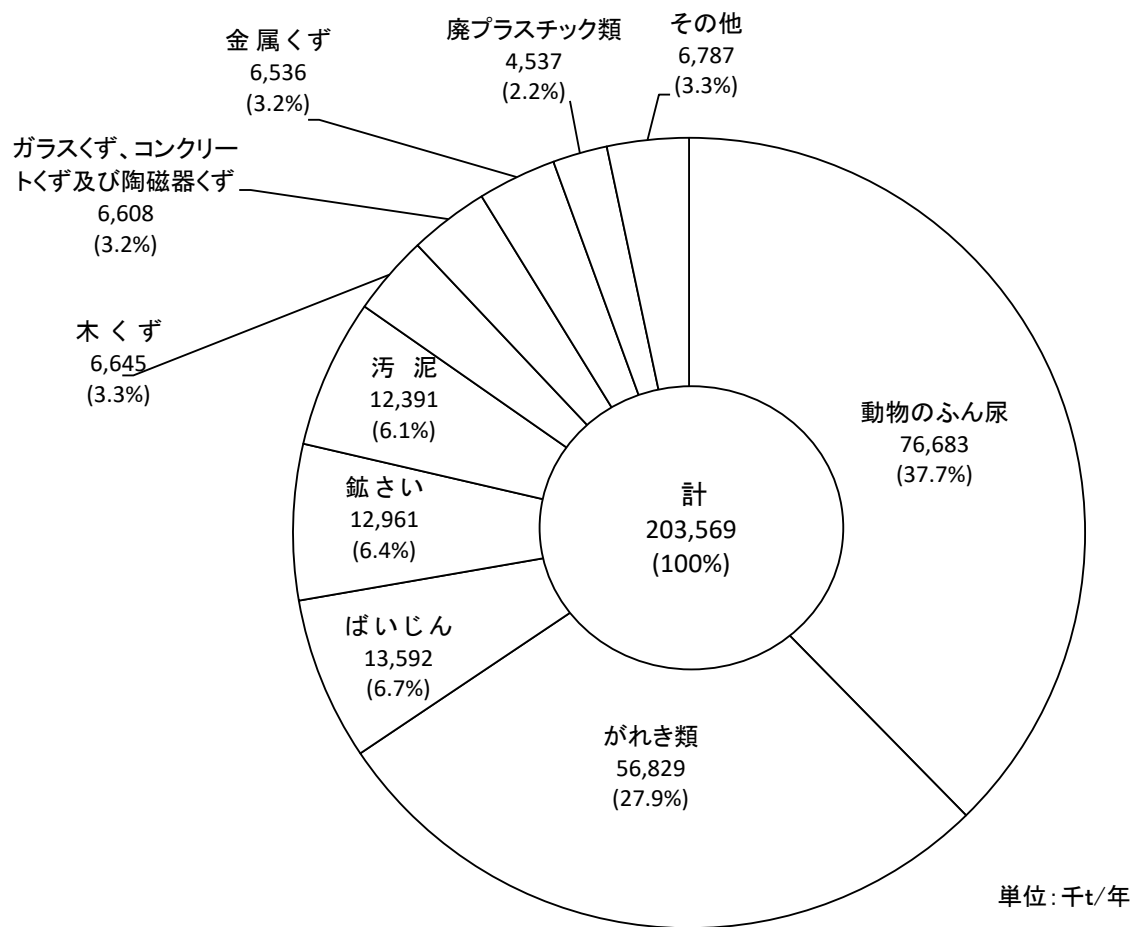
産業廃棄物の再生利用量は、図－Ⅲ・４に示したように、排出量約385,955千トンのうち約203,569千トン（全体の52.7%）であった。

種類別にみると、図－Ⅲ・６に示すように、再生利用率の高い廃棄物は、がれき類の96.4%、金属くずの96.2%、動物のふん尿の94.9%、鉍さいの93.9%等であった。一方、再生利用率の低い廃棄物は、汚泥の7.3%、廃アルカリの17.7%、廃酸の34.4%、動物の死体の35.0%等であった。

また、量的にみると、図－Ⅲ・７に示すように、動物のふん尿、がれき類、ばいじん、鉍さいが多く、これら４品目で再生利用量全体のおよそ８割を占めている。



図－Ⅲ・６ 産業廃棄物の種類別再生利用率（令和元年度実績値）



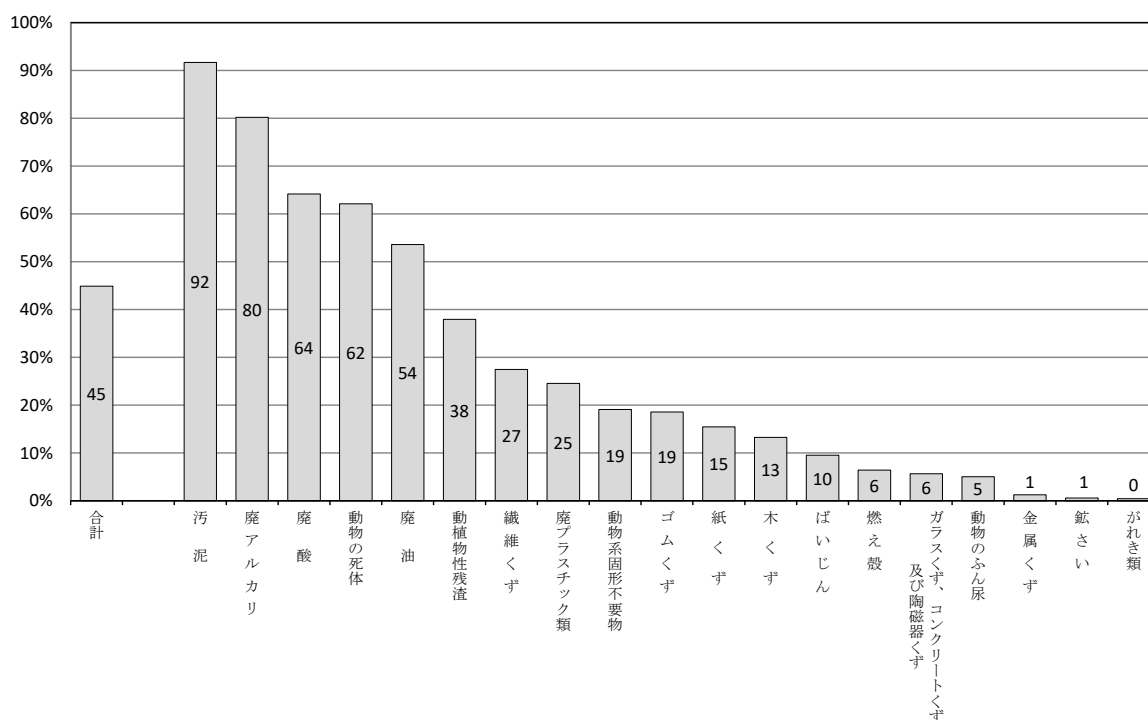
図Ⅲ・7 産業廃棄物の再生利用量の種類別内訳（令和元年度実績値）

(2) 減量化量

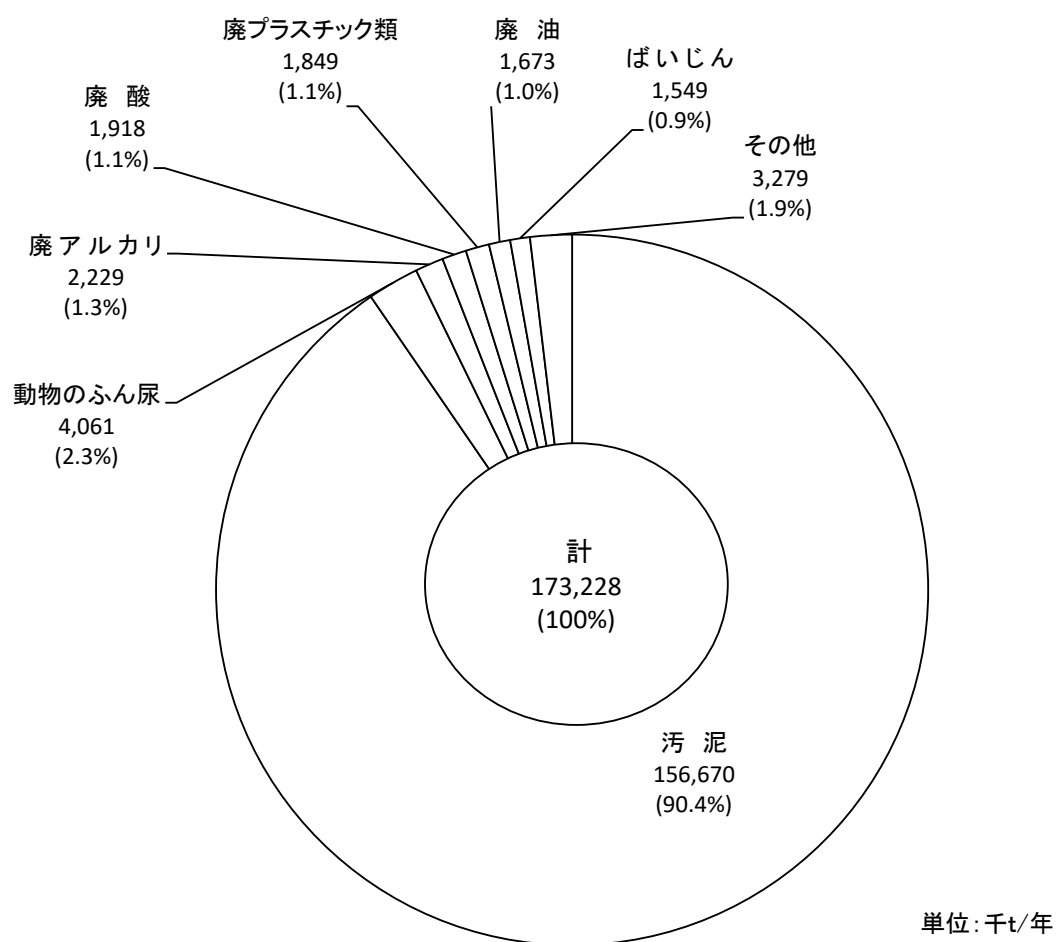
産業廃棄物の減量化量は、図－Ⅲ・４に示したように、排出量約 385,955 千トンのうち約 173,228 千トン（全体の 44.9%）であった。

種類別にみると、図－Ⅲ・８に示すように、減量化率の最も高い廃棄物は、汚泥の 91.7%、次いで廃アルカリの 80.2%、廃酸の 64.2%、動物の死体の 62.1%等であった。一方、減量化率の低い廃棄物は、がれき類の 0.5%、鋳さいの 0.6%、金属くずの 1.3%等であった。

また、量的にみると、図－Ⅲ・９に示すように、汚泥、動物のふん尿が多く、これら２品目で再生利用量全体の９割以上を占めている。



図－Ⅲ・８ 産業廃棄物の種類別減量化率（令和元年度実績値）



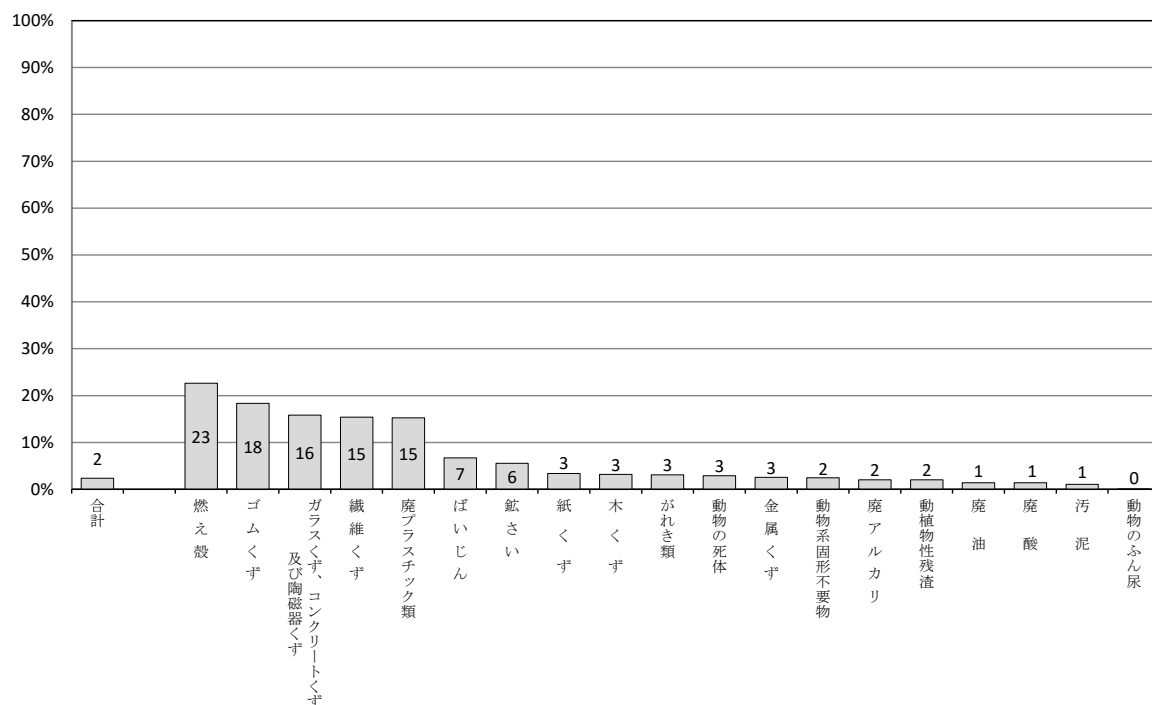
図－Ⅲ・ 9 産業廃棄物の減量化量の種類別内訳（令和元年度実績値）

(3) 最終処分量

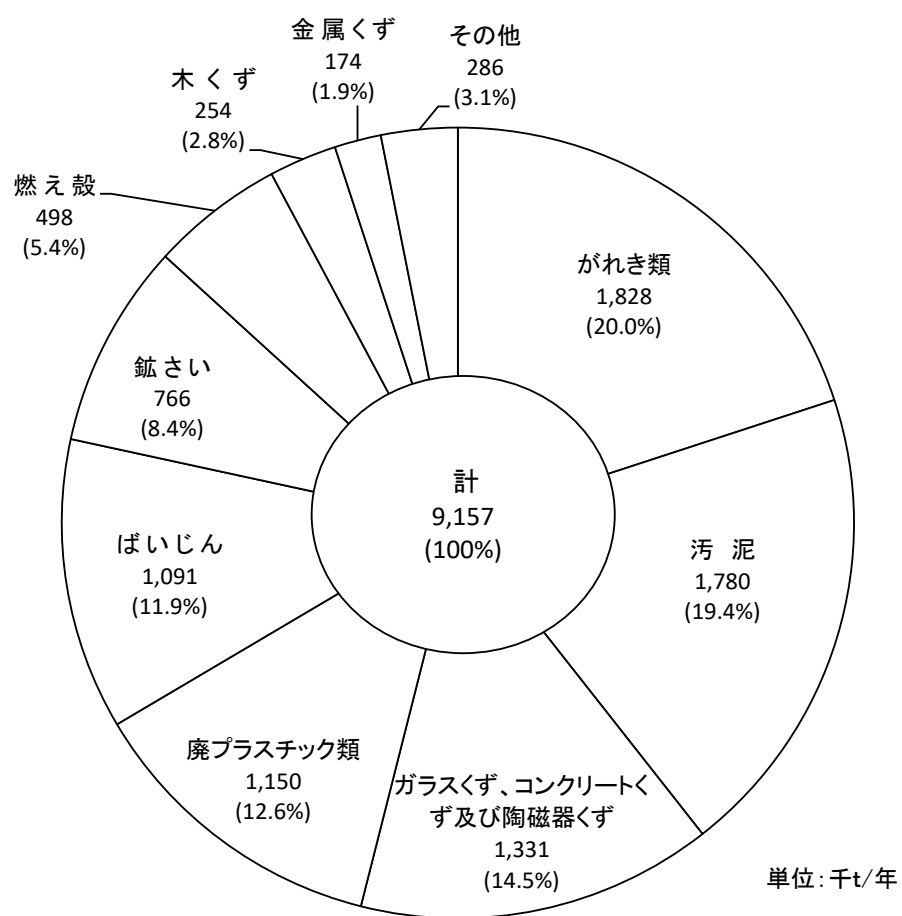
産業廃棄物の最終処分量は、図一Ⅲ・4に示したように、排出量約385,955千トンのうち約9,157千トン（全体の2.4%）であった。

種類別にみると、図一Ⅲ・10に示すように、最終処分率の高い廃棄物は、燃え殻の22.6%、ゴムくずの18.3%、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの15.8%、繊維くずの15.4%、廃プラスチック類の15.3%等であった。一方、最終処分率の低い廃棄物は、動物のふん尿の0.1%、汚泥の1.0%、廃酸の1.4%等であった。

また、量的にみると、図一Ⅲ・11に示すように、がれき類、汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、ばいじんが多く、これら5品目で最終処分量全体のおよそ8割を占めた。



図一Ⅲ・10 産業廃棄物の種類別最終処分率（令和元年度実績値）



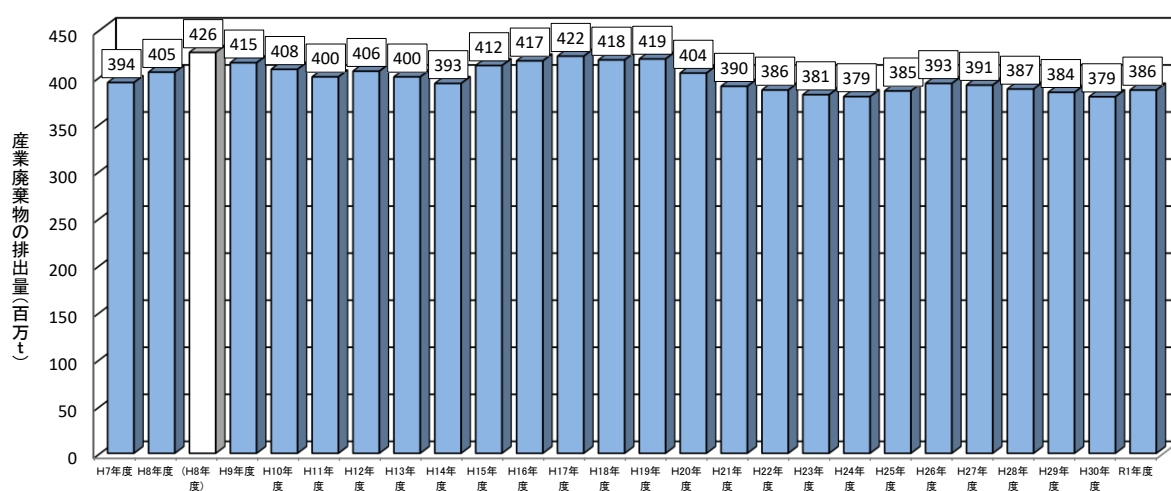
図一Ⅲ・11 産業廃棄物の最終処分量の種類別内訳（令和元年度実績値）

IV. 産業廃棄物の排出・処理状況の変化

推計された排出量及び処理・処分状況について令和元年度実績及びそれ以前の調査結果との比較を行った。

1. 産業廃棄物排出量の変化

全国の産業廃棄物の排出量の推移を図－IV・1に示す。令和元年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約3億8,600万トンであり、平成30年度実績から約700万トン（1.9%）増加した。



平成8年度より排出量の推計方法が一部変更されている。平成8年度及びそれ以降の排出量は、「廃棄物の減量化の目標量※」（平成11年9月28日政府決定）と同じ前提条件で算出されている。

※ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づく政府の設定値

図－IV・1 産業廃棄物排出量の推移（令和元年度実績値）

1-1 産業廃棄物の業種別排出量

産業廃棄物の業種別排出量について、前年度との比較を図-IV・2に示す。

排出量が多い業種は、平成30年度実績と比べて鉱業と食料品製造業の間で順位の逆転が起きているものの同様の傾向を示している。

個別の業種別排出量について増減をみると、鉱業は約1,317千トン（14.9%）減少、窯業・土石製品製造業は約131千トン（1.3%）減少、鉄鋼業は約253千トン（1.0%）減少した。一方、食料品製造業は約624千トン（7.2%）増加、建設業は約4,231千トン（5.6%）増加、パルプ・紙・紙加工品製造業は約1,148千トン（3.5%）増加した。

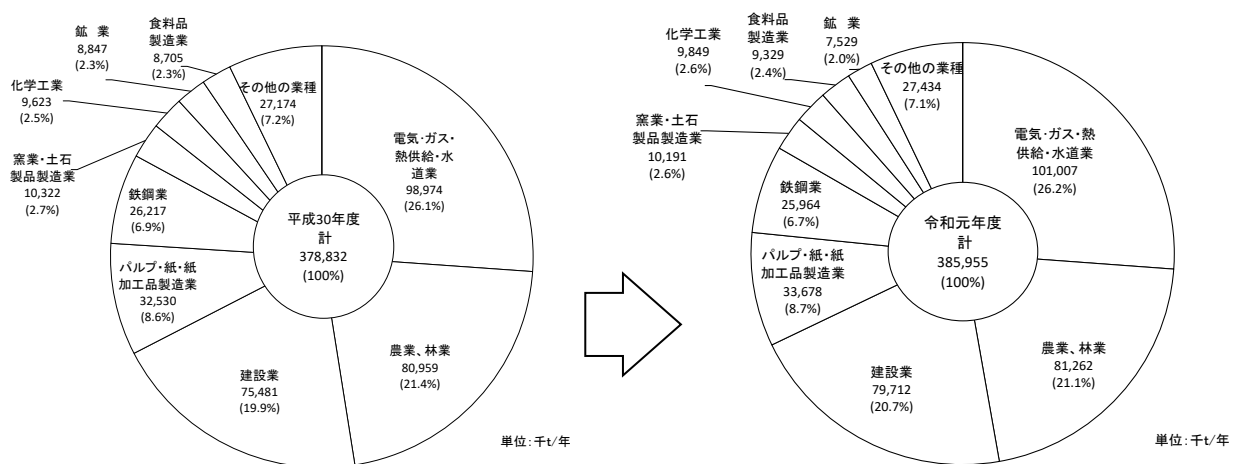


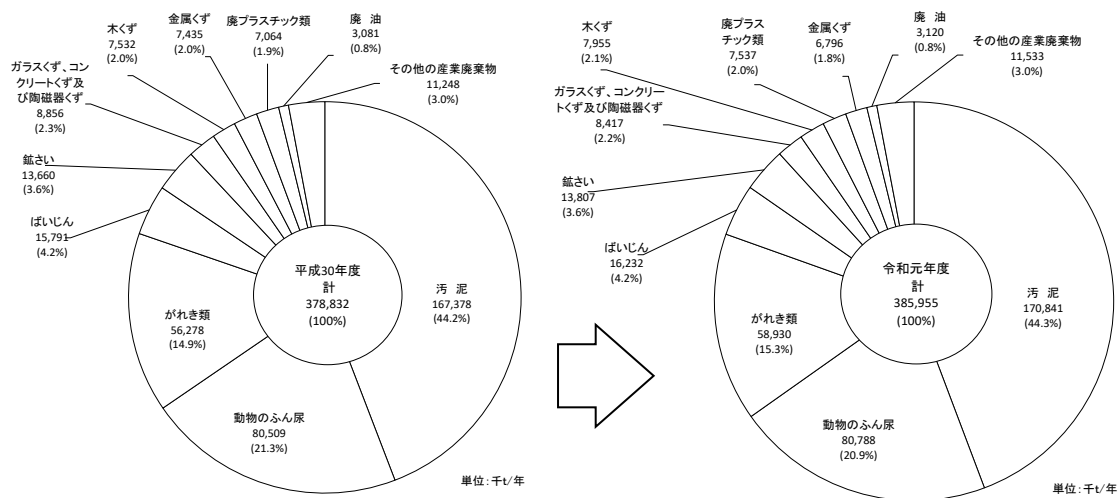
図-IV・2 産業廃棄物の業種別排出量の推移（令和元年度実績値）

1－2 産業廃棄物の種類別排出量

産業廃棄物の種類別排出量について、前年度との比較を図－IV・3に示す。

排出量が多い廃棄物は、平成30年度実績と比べて金属くずと廃プラスチック類の間で順位の逆転が起きているものの同様の傾向を示している。

個別の種類別排出量について増減をみると、金属くずは約639千トン（8.6％）減少、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは約439千トン（5.0％）減少した。一方、廃プラスチック類は約473千トン（6.7％）増加、木くずは約423千トン（5.6％）増加、がれき類は約2,652千トン（4.7％）増加した。



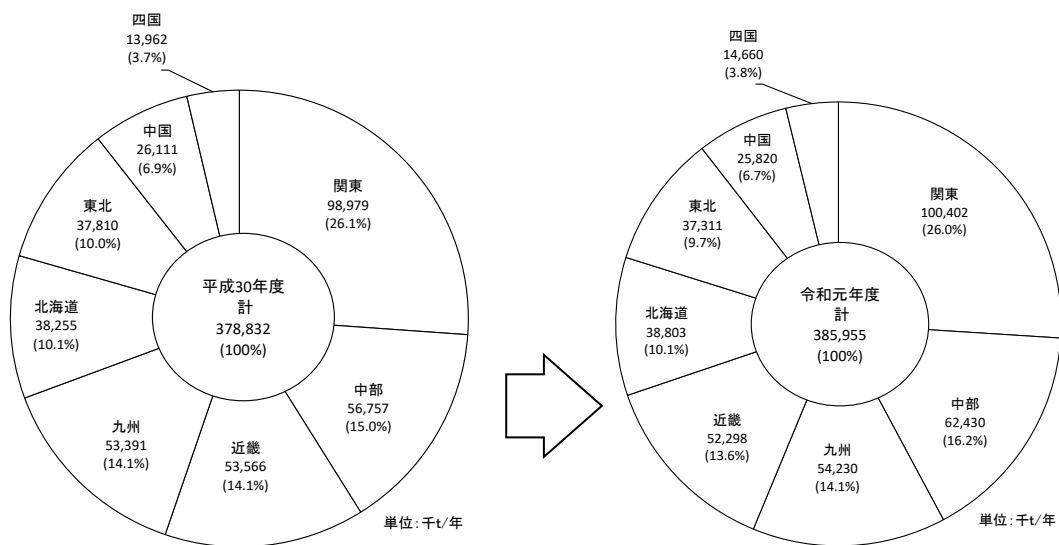
図－IV・3 産業廃棄物の種類別排出量の推移（令和元年度実績値）

1－3 産業廃棄物の地域別排出量

産業廃棄物の地域別排出量について、前年度との比較を図－IV・4に示す。

地域別の排出量では、平成30年度実績と比べて九州と近畿の間で順位の逆転が起きているものの同様の傾向を示している。

個別の地域別排出量について主な増減量をみると、近畿は約1,268千トン（2.4％）減少、東北は約498千トン（1.3％）減少、中国は約290千トン（1.1％）減少した。一方、中部は約5,673千トン（10.0％）増加、四国は約698千トン（5.0％）増加、九州は約839千トン（1.6％）増加した。



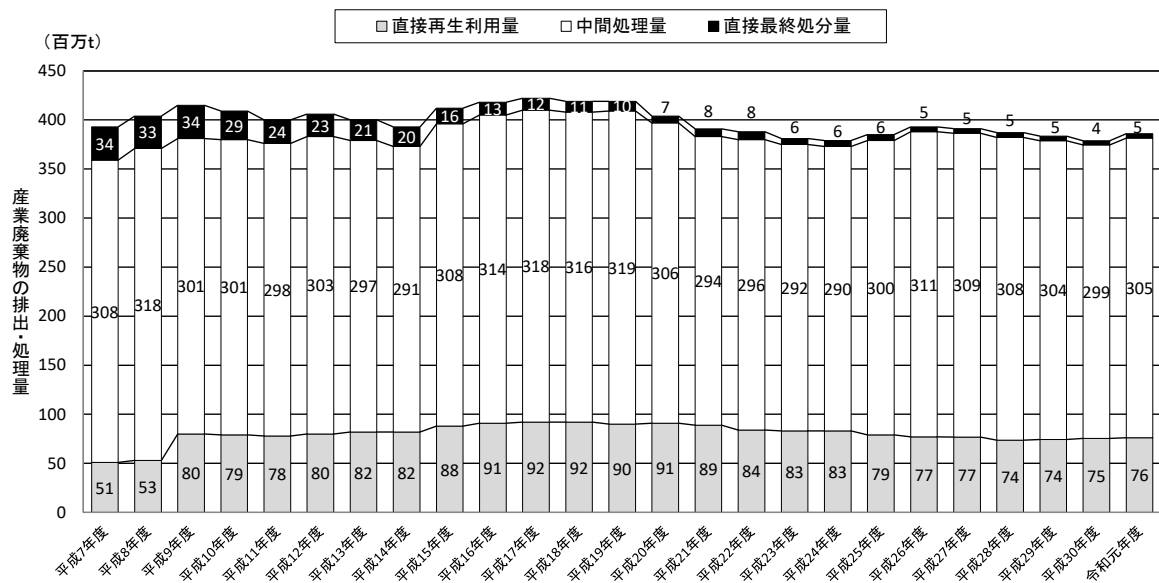
図－IV・4 産業廃棄物の地域別排出量の推移（令和元年度実績値）

2. 産業廃棄物の処理状況の変化

2-1 直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移

直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移を図－IV・5に示す。

平成30年度実績と比べ、令和元年度で中間処理量が約601万トン（2.0％）増加、直接再生利用量が約76万トン（1.0％）増加、直接最終処分量は約35万トン（8.3％）増加した。

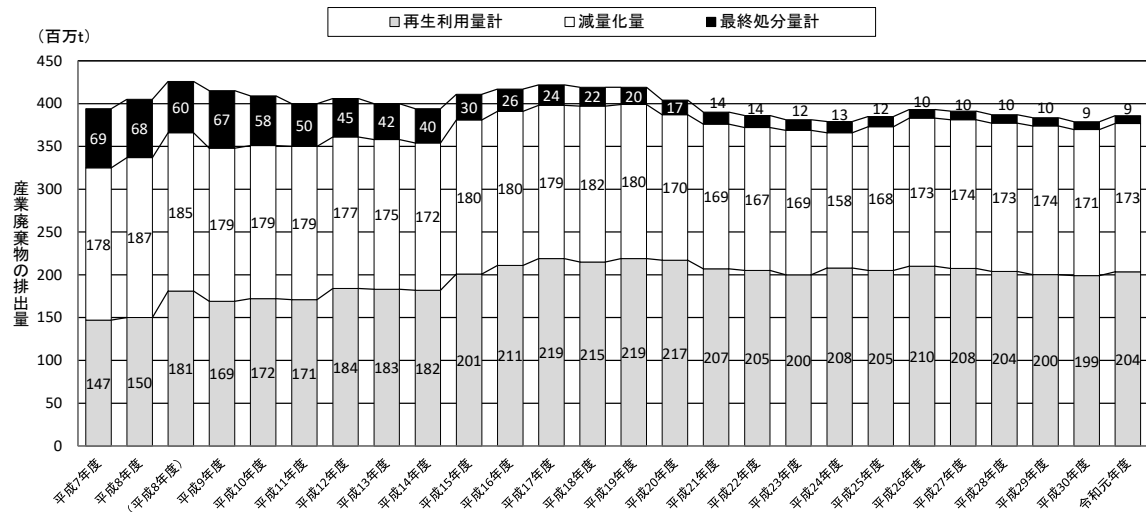


図－IV・5 産業廃棄物の直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移
(令和元年度実績値)

2-2 再生利用量、減量化量、最終処分量の推移

再生利用量、減量化量、最終処分量の推移を図－IV・6に示す。

平成30年度実績と比べ、令和元年度では減量化量が約253万トン（1.5％）増加、再生利用量が約456万トン（2.3％）増加、最終処分量は約3万トン（0.3％）増加した。



平成8年度より排出量の推計方法が一部変更されている。平成8年度及びそれ以降の排出量は、「廃棄物の減量化の目標量※」（平成11年9月28日政府決定）と同じ前提条件で算出されている。

※ ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づく政府の設定値

図－IV・6 産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量の推移（令和元年度実績値）

V. 石綿含有産業廃棄物の調査結果

1. アンケート調査結果

石綿含有産業廃棄物について回答のあった都道府県は表－V・1のとおりである。石綿含有産業廃棄物の調査を行っている都道府県は少数であり、8都道府県に留まった。

なお、石綿含有産業廃棄物の調査は、Ⅱ．1に示した都道府県へのアンケート調査の中を含めて実施しているものである。

表－V・1 都道府県の石綿含有産業廃棄物実態調査の実施状況（令和元年度実績値）

No.都道府県	調査年度										
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 北海道											
2 青森県											
3 岩手県				○	○	○	○	○	○	○	●
4 宮城県											
5 秋田県											
6 山形県											
7 福島県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
8 茨城県											
9 栃木県			○	○			○				
10 群馬県											
11 埼玉県											
12 千葉県					○						
13 東京都					○						
14 神奈川県											
15 新潟県											
16 富山県											
17 石川県											●
18 福井県											
19 山梨県											
20 長野県											
21 岐阜県											
22 静岡県		○		○	○	○	○	○	○	○	●
23 愛知県	○	○		○	○		○	○	○	○	
24 三重県					○						
25 滋賀県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
26 京都府											
27 大阪府		○									
28 兵庫県							○				
29 奈良県											
30 和歌山県		○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
31 鳥取県											
32 島根県					○						
33 岡山県		○									
34 広島県						○					
35 山口県										○	
36 徳島県					○						
37 香川県					○					○	
38 愛媛県		○									
39 高知県											
40 福岡県		○									
41 佐賀県						○				○	●
42 長崎県											
43 熊本県										○	
44 大分県					○						
45 宮崎県											
46 鹿児島県											
47 沖縄県					○						●
○	1	9	4	7	14	7	8	6	6	10	0
●	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
計	1	9	4	7	14	7	8	6	6	10	8

※ ●：今回採用データ、○：以前の調査

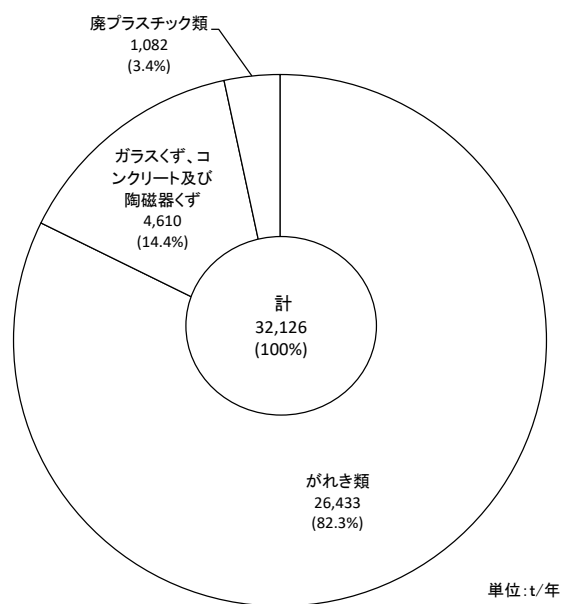
2. 石綿含有産業廃棄物の集計結果

2-1 石綿含有産業廃棄物の排出量の集計結果

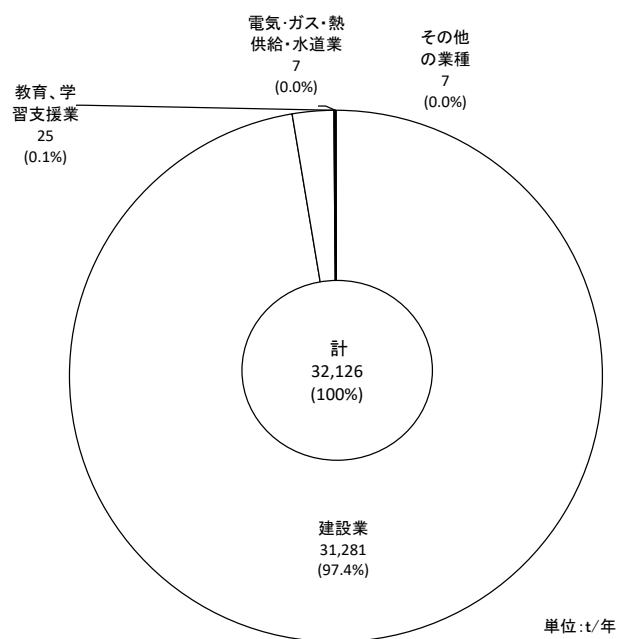
回答データより集計した、石綿含有産業廃棄物の排出量は表-V・2のとおりである。

石綿含有廃プラスチック類、石綿含有ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、石綿含有がれき類それぞれ、母集団となる産業廃棄物に対して0.1%、0.4%、0.3%の比率で排出されている。

また、種類別の石綿含有産業廃棄物の排出量を図-V・1に、業種別の石綿含有産業廃棄物の排出量を図-V・2に示す。種類別ではがれき類が、業種別では建設業が最も多い。



図－V・1 石綿含有産業廃棄物の種類別の排出量（令和元年度実績値）



図－V・2 石綿含有産業廃棄物の業種別の排出量（令和元年度実績値）

2-2 石綿含有産業廃棄物の処理量の集計結果

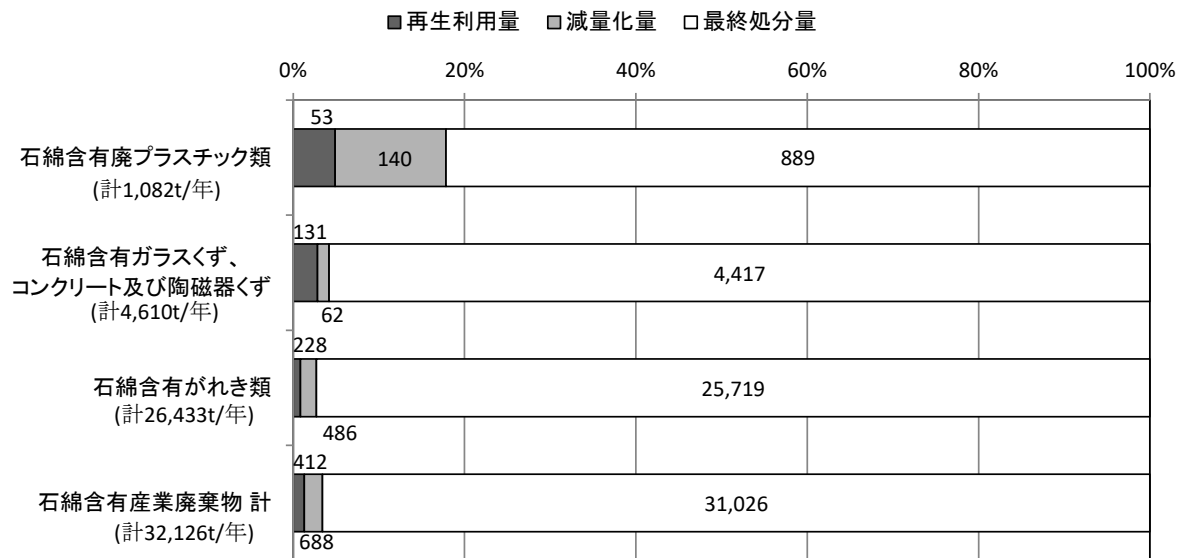
石綿含有産業廃棄物の処理処分量の集計結果は表－V・3及び図－V・3のとおりである。再生利用の割合は石綿含有廃プラスチック類で若干高い結果となっている。

表－V・3 石綿含有産業廃棄物の処理量の集計結果（令和元年度実績値）

（単位：t/年）

廃棄物種類	排出量	直接再生 利用量	直接最終 処分量	中間処理量				再生利用量 計	減量化量 計	最終処分量 計
				中間処理量	処理残渣量	中間処理後 再生利用量	中間処理後 最終処分量			
石綿含有 廃プラスチック類	1,082	0	804	278	138	53	85	53	140	889
		0.0%	74.3%	25.7%	12.8%	4.9%	7.9%	4.9%	13.0%	82.2%
石綿含有 ガラスくず、コンクリート 及び陶磁器くず	4,610	0	4,312	298	236	131	105	131	62	4,417
		0.0%	93.5%	6.5%	5.1%	2.8%	2.3%	2.8%	1.3%	95.8%
石綿含有 がれき類	26,433	0	25,564	869	383	228	155	228	486	25,719
		0.0%	96.7%	3.3%	1.4%	0.9%	0.6%	0.9%	1.8%	97.3%
合計	32,126	0	30,680	1,446	757	412	346	412	688	31,026
		0.0%	95.5%	4.5%	2.4%	1.3%	1.1%	1.3%	2.1%	96.6%

※四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。



※四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。

図－V・3 石綿含有産業廃棄物の処理量の集計結果（令和元年度実績値）

VI. 水銀廃棄物の調査結果

1. アンケート調査結果

水銀廃棄物について回答のあった都道府県は表－VI・1のとおりである。水銀廃棄物の調査を行っている都道府県は少数であり、10都道府県に留まった。

なお、水銀廃棄物の調査は、Ⅱ・1に示した都道府県へのアンケート調査の中に含めて実施しているものである。

表－VI・1 都道府県の水銀廃棄物実態調査の実施状況（令和元年度実績値）

No.都道府県	調査年度	
	平成30年度	令和元年度
1 北海道		●
2 青森県	○	
3 岩手県	○	
4 宮城県	○	
5 秋田県	○	
6 山形県	○	
7 福島県	○	●
8 茨城県		
9 栃木県	○	
10 群馬県	○	
11 埼玉県	○	
12 千葉県	○	
13 東京都	○	●
14 神奈川県		
15 新潟県	○	
16 富山県	○	●
17 石川県	○	●
18 福井県		
19 山梨県	○	
20 長野県	○	
21 岐阜県	○	
22 静岡県	○	
23 愛知県	○	●
24 三重県	○	
25 滋賀県	○	
26 京都府		
27 大阪府		●
28 兵庫県		
29 奈良県		
30 和歌山県	○	
31 鳥取県	○	
32 島根県	○	
33 岡山県	○	●
34 広島県	○	
35 山口県	○	
36 徳島県		
37 香川県		
38 愛媛県		
39 高知県		
40 福岡県		
41 佐賀県	○	●
42 長崎県		
43 熊本県	○	
44 大分県	○	●
45 宮崎県	○	
46 鹿児島県		
47 沖縄県	○	
計	32	10

※ ●: 今回採用データ、○: 以前の調査

2. 水銀廃棄物の集計結果

水銀廃棄物については以下3パターンで調査を行った。

①水銀使用製品産業廃棄物（個別製品）

水銀使用製品産業廃棄物において種類別（電池・照明等）に集計している場合。

②水銀使用製品産業廃棄物（一括）

水銀使用製品産業廃棄物において種類別（電池・照明等）に集計していない場合。

③水銀含有ばいじん等

燃え殻、ばいじん等の種類別に水銀含有量を集計している場合。

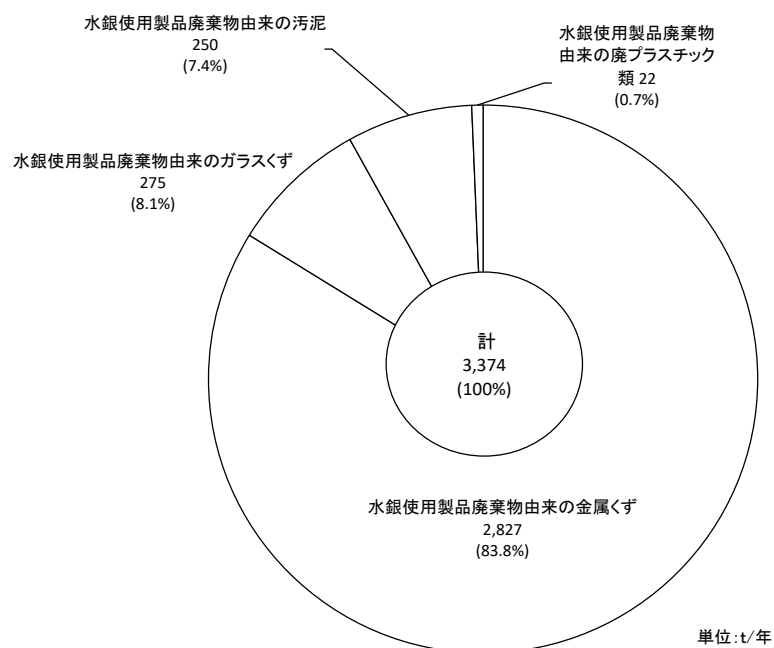
2-1-1 水銀使用製品産業廃棄物（個別製品）の排出量の集計結果

回答データより集計した、水銀使用製品産業廃棄物（個別製品）の排出量は表-VI・2のとおりである。

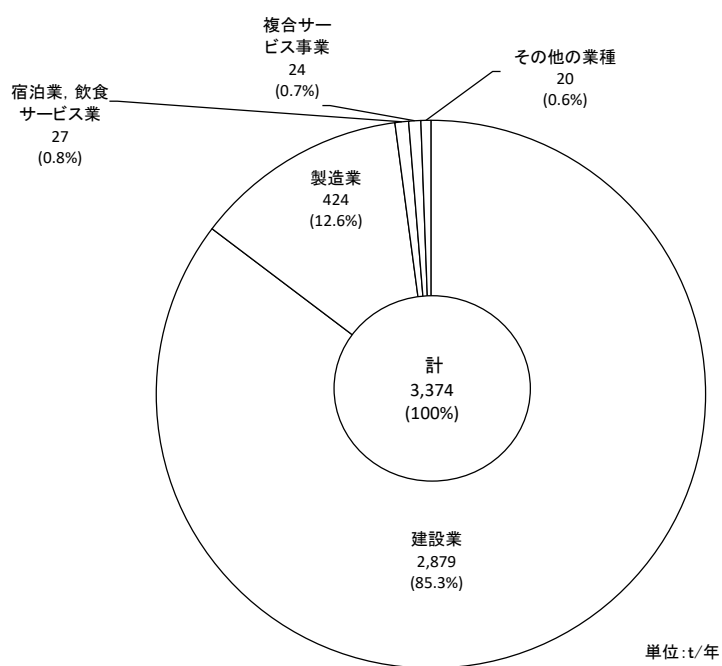
また、種類別の水銀使用産業廃棄物（個別製品）の排出量を図-VI・1に、業種別の水銀使用製品産業廃棄物（個別製品）の排出量を図-VI・2に示す。種類別では水銀使用製品廃棄物由来の金属くずが、業種別では建設業が最も多い。

表－Ⅵ・２ 水銀使用製品産業廃棄物（個別製品）の排出量の集計結果（令和元年度実績値）

大分類	産業分類	コード	水銀使用製品廃棄物 由来の汚泥 (t/年)	データの個数 (件)	水銀使用製品廃棄物 由来の廃プラスチック類 (t/年)	データの個数 (件)	水銀使用製品廃棄物 由来の金属くず (t/年)	データの個数 (件)	水銀使用製品廃棄物 由来のガラスくず (t/年)	データの個数 (件)
農業、林業	農業、林業大分類	A		2		2		2		2
	耕種農業	A011								
	畜産農業	A012								
	林業	A02								
	上記以外の農業、林業									
漁業	漁業大分類	B		2		2		2		2
	漁業	B03								
	水産養殖業	B04								
鉱業、建設業	鉱業、採石業、砂利採取業	C		2		2		2		2
	建設業	D	13	2	22	2	2,803	3	40	3
製造業	製造業大分類	E	227						197	
	食料品製造業	E09	1	2		2		2	196	2
	飲料・たばこ・飼料製造業	E10		2		2		2		2
	繊維工業	E11		2		2		2		2
	木材・木製品製造業	E12		2		2		2		2
	家具・装備品製造業	E13		2		2		2		2
	パルプ・紙・紙加工品製造業	E14	225	2		2		2		2
	印刷・関連産業	E15		2		2		2		2
	化学工業	E16	0	2		2		2		2
	石油製品・石炭製品製造業	E17		2		2		2		2
	プラスチック製品製造業	E18	0	2		2		2		2
	ゴム製品製造業	E19		2		2		2	1	2
	なめし革・同製品・毛皮製造業	E20		2		2		2		2
	窯業・土石製品製造業	E21	0	2		2		2	0	2
	鉄鋼業	E22		2		2		2		2
	非鉄金属製造業	E23		2		2		2		2
	金属製品製造業	E24		2		2		2		2
	はん用機械器具製造業	E25		2		2		2		2
	生産用機械器具製造業	E26		2		2		2		2
	業務用機械器具製造業	E27		2		2		2		2
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28		2		2		2		2
	電気機械器具製造業	E29	0	2		2		2		2
	情報通信機械器具製造業	E30		2		2		2		2
	輸送用機械器具製造業	E31		2		2		2		2
	その他の製造業	E32		2		2		2		2
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業大分類	F		2		2		2	0	2
	電気業	F33								
	ガス業	F34								
	熱供給業	F35								
	上水道業	F361								
	下水道業	F363								
情報通信業	情報通信業大分類	G		2		2		2		2
	通信業	G37								
	放送業	G38								
	情報サービス業	G39								
	インターネット付随サービス業	G40								
	映像・音声・文字情報制作業	G41								
運輸業、郵便業	運輸業、郵便業大分類	H	0	2		2		2		2
	鉄道業	H42								
	道路旅客運送業	H43								
	道路貨物運送業	H44								
	上記以外の運輸業、郵便業									
卸売業、小売業	卸売業、小売業大分類	I	0	2		2		2		2
	各種商品卸売業	I50								
	木材・竹材卸売業	I5311								
	各種商品小売業	I56								
	自動車小売業	I591								
	機械器具小売業	I593								
	家具・建具・畳小売業	I601								
	じゅう器小売業	I602								
	燃料小売業	I605								
	上記以外の卸売業、小売業									
不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業大分類	K		2		2		2		2
	物品賃貸業	K70								
	学術研究、専門・技術サービス業大分類	L		2		2		2	4	2
	学術・開発研究機関	L71								
宿泊業、飲食サービス業	学術サービス業	L746								
	学術サービス業									
	宿泊業、飲食サービス業大分類	M		2		2		2	27	2
生活関連サービス業、娯楽業	飲食店	M76								
	上記以外の宿泊業、飲食サービス業									
	生活関連サービス業、娯楽業大分類	N		2		2		2		2
	洗濯業	N781								
教育、学習支援業	教育、学習支援業	O	1			1		1		1
	医療、福祉大分類	P		2	0	2	6	2	0	2
	医療業	P83								
医療、福祉	上記以外の医療、福祉									
	複合サービス事業	Q		2		2	18	2	6	2
	サービス業大分類	R	9	2		2		2		2
	自動車整備業	R891								
サービス業	と畜場	R952								
	上記以外のサービス業									
公務	公務	S		2		2		2		2
合計			250		22		2,827		275	



図－Ⅵ・1 水銀使用製品廃棄物（個別製品）の種類別の排出量（令和元年度実績値）



図－Ⅵ・2 水銀使用製品廃棄物（個別製品）の業種別の排出量（令和元年度実績値）

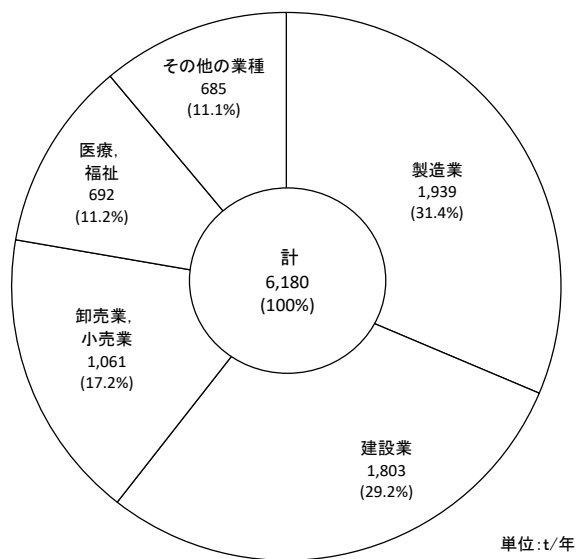
2-1-2 水銀使用製品産業廃棄物（一括）の排出量の集計結果

回答データより集計した、水銀使用製品産業廃棄物（一括）の排出量は表－VI・3のとおりである。

業種別の水銀使用製品産業廃棄物（個別製品）の排出量を図－VI・3に示す。

表－Ⅵ・3 水銀使用製品産業廃棄物（一括）の排出量の集計結果（令和元年度実績値）

大分類	産業分類	コード	水銀使用製品廃棄物 (t/年)	データの個数 (件)
農業、林業	農業、林業大分類	A	5	6
	耕種農業	A011		
	畜産農業	A012		
	林業	A02		
	上記以外の農業、林業			
漁業	漁業大分類	B		6
	漁業	B03		
	水産養殖業	B04		
鉱業	鉱業、採石業、砂利採取業	C		6
建設業	建設業	D	1,803	8
製造業	製造業大分類	E	1,939	
	食料品製造業	E09	39	8
	飲料・たばこ・飼料製造業	E10	4	8
	繊維工業	E11	8	8
	木材・木製品製造業	E12	13	6
	家具・装備品製造業	E13	2	7
	パルプ・紙・紙加工品製造業	E14	19	7
	印刷・同関連業	E15	16	8
	化学工業	E16	461	8
	石油製品・石炭製品製造業	E17	10	7
	プラスチック製品製造業	E18	82	8
	ゴム製品製造業	E19	8	8
	なめし革・同製品・毛皮製造業	E20		6
	窯業・土石製品製造業	E21	13	8
	鉄鋼業	E22	30	8
	非鉄金属製造業	E23	9	8
	金属製品製造業	E24	113	8
	はん用機械器具製造業	E25	47	8
	生産用機械器具製造業	E26	15	8
	業務用機械器具製造業	E27	18	8
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28	29	8
	電気機械器具製造業	E29	435	8
	情報通信機械器具製造業	E30	15	8
	輸送用機械器具製造業	E31	552	8
	その他の製造業	E32	2	8
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業大分類	F	16	9
	電気業	F33		
	ガス業	F34		
	熱供給業	F35		
	上水道業	F361		
	下水道業	F363		
情報通信業	情報通信業大分類	G	21	8
	通信業	G37		
	放送業	G38		
	情報サービス業	G39		
	インターネット付随サービス業	G40		
	映像・音声・文字情報制作業	G41		
運輸業、郵便業	運輸業、郵便業大分類	H	169	8
	鉄道業	H42		
	道路旅客運送業	H43		
	道路貨物運送業	H44		
	上記以外の運輸業、郵便業			
卸売業、小売業	卸売業、小売業大分類	I	1,061	8
	各種商品卸売業	I50		
	木材・竹材卸売業	I5311		
	各種商品小売業	I56		
	自動車小売業	I591		
	機械器具小売業	I593		
	家具・建具・畳小売業	I601		
	じゅう器小売業	I602		
	燃料小売業	I605		
	上記以外の卸売業、小売業			
不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業大分類	K	42	6
学術研究、専門・技術サービス業	物品賃貸業	K70		
	学術研究、専門・技術サービス業大分類	L	20	7
	学術・開発研究機関	L71		
	写真業	L746		
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食サービス業大分類	M	90	8
	飲食店	M76		
	上記以外の宿泊業、飲食サービス業			
生活関連サービス業、娯楽業	生活関連サービス業、娯楽業大分類	N	16	8
	洗濯業	N781		
教育、学習支援業	教育、学習支援業	O	96	5
医療、福祉	医療、福祉大分類	P	692	8
	医療業	P83		
	上記以外の医療、福祉			
教育、学習支援業	複合サービス事業	Q	30	3
サービス業	サービス業大分類	R	179	8
	自動車整備業	R891		
	と畜場	R952		
	上記以外のサービス業			
公務	公務	S	1	3
	合計		6,180	



図－Ⅵ・３ 水銀使用製品産業廃棄物（一括）の業種別の排出量（令和元年度実績値）

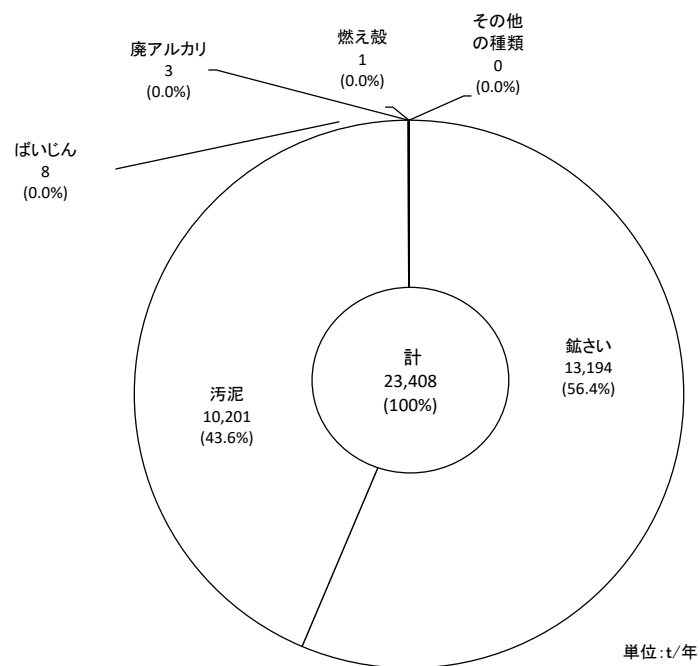
2-1-3 水銀含有ばいじん等の排出量の集計結果

回答データより集計した、水銀含有ばいじん等の排出量は表－VI・4のとおりである。

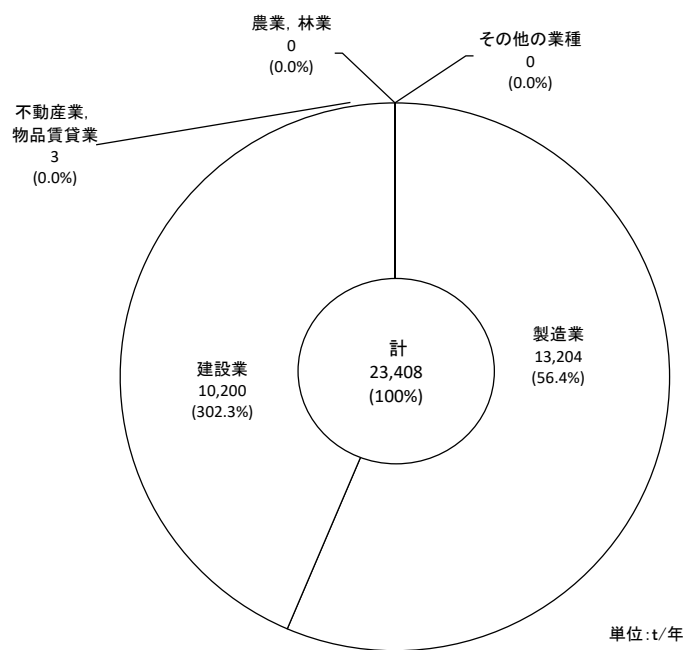
また、種類別の水銀含有ばいじん等の排出量を図－VI・4に、業種別の水銀含有ばいじん等の排出量を図－VI・5に示す。種類別では鉱さいが、業種別では製造業が最も多い。

表－Ⅵ・４ 水銀含有ばいじん等の排出量の集計結果（令和元年度実績値）

[illegible]



図－VI・4 水銀含有ばいじん等の種類別の排出量（令和元年度実績値）



図－VI・5 水銀含有ばいじん等の業種別の排出量（令和元年度実績値）

2-2-1 水銀使用製品産業廃棄物（個別製品）の処理量の集計結果

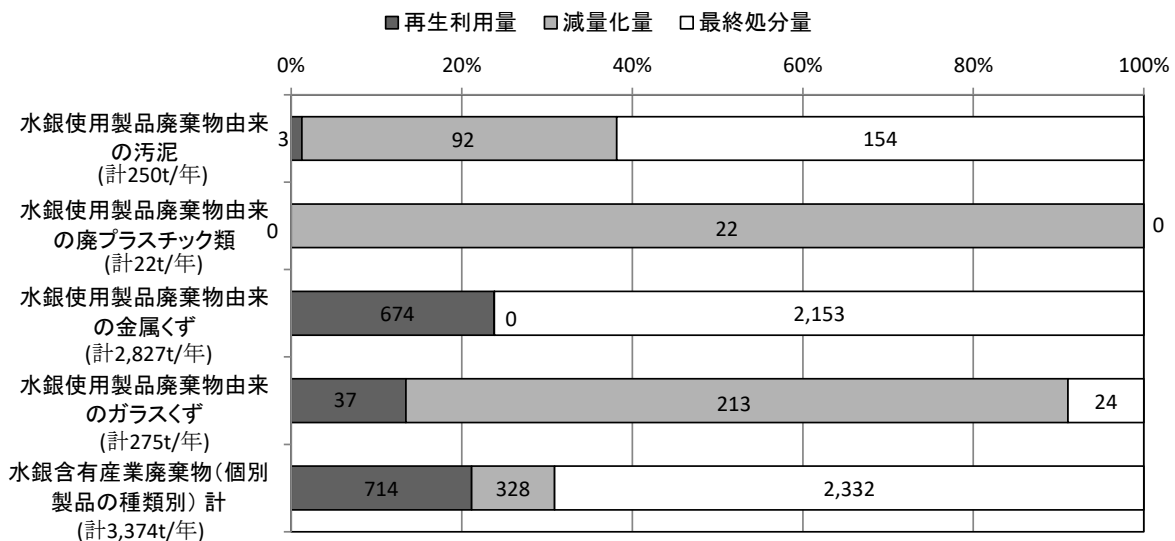
水銀使用製品産業廃棄物（個別製品）の処理処分量の集計結果は表－VI・5及び図－VI・6のとおりである。再生利用の割合は水銀使用製品廃棄物由来の金属くずが高い結果となっている。

表－VI・5 水銀使用製品産業廃棄物（個別製品）の処理量の集計結果（令和元年度実績値）

（単位：t/年）

廃棄物種類	排出量	直接再生 利用量	直接最終 処分量	中間処理量				再生利用量 計	減量化量 計	最終処分量 計
				中間処理量	処理残渣量	中間処理後 再生利用量	中間処理後 最終処分量			
水銀使用製品廃棄物由来の汚泥	250	0	150	99	7	3	4	3	92	154
		0.0%	60.2%	39.8%	2.9%	1.3%	1.6%	1.3%	36.9%	61.8%
水銀使用製品廃棄物由来の廃プラスチック類	22	0	0	22	0	0	0	0	22	0
		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
水銀使用製品廃棄物由来の金属くず	2,827	0	0	2,827	2,827	674	2,153	674	0	2,153
		0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	23.8%	76.2%	23.8%	0.0%	76.2%
水銀使用製品廃棄物由来のガラスくず	275	0	0	275	61	37	24	37	213	24
		0.0%	0.0%	100.0%	22.4%	13.5%	8.9%	13.5%	77.6%	8.9%
合計	3,374	0	150	3,223	2,895	714	2,182	714	328	2,332
		0.0%	4.5%	95.5%	85.8%	21.2%	64.7%	21.2%	9.7%	69.1%

※四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。



※四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。

図－VI・6 水銀使用製品産業廃棄物（個別製品）の処理量の集計結果（令和元年度実績値）

2-2-2 水銀使用製品産業廃棄物（一括）の処理量の集計結果

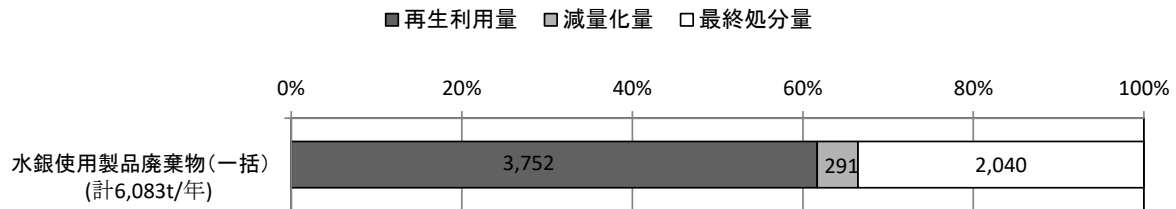
水銀使用製品産業廃棄物（一括）の処理処分量の集計結果は表－VI・6及び図－VI・7のとおりである。

表－VI・6 水銀使用製品産業廃棄物（一括）の処理量の集計結果（令和元年度実績値）

（単位：t/年）

廃棄物種類	排出量	直接再生 利用量	直接最終 処分量	中間処理量				再生利用量 計	減量化量 計	最終処分量 計
				中間処理量	処理残渣量	中間処理後 再生利用量	中間処理後 最終処分量			
水銀使用製品産業廃棄物 （一括）	6,083	44	160	5,879	5,588	3,708	1,880	3,752	291	2,040
		0.7%	2.6%	96.6%	91.9%	61.0%	30.9%	61.7%	4.8%	33.5%

※四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。



※四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。

図－VI・7 水銀使用製品産業廃棄物（一括）の処理量の集計結果（令和元年度実績値）

2-2-3 水銀含有ばいじん等の処理量の集計結果

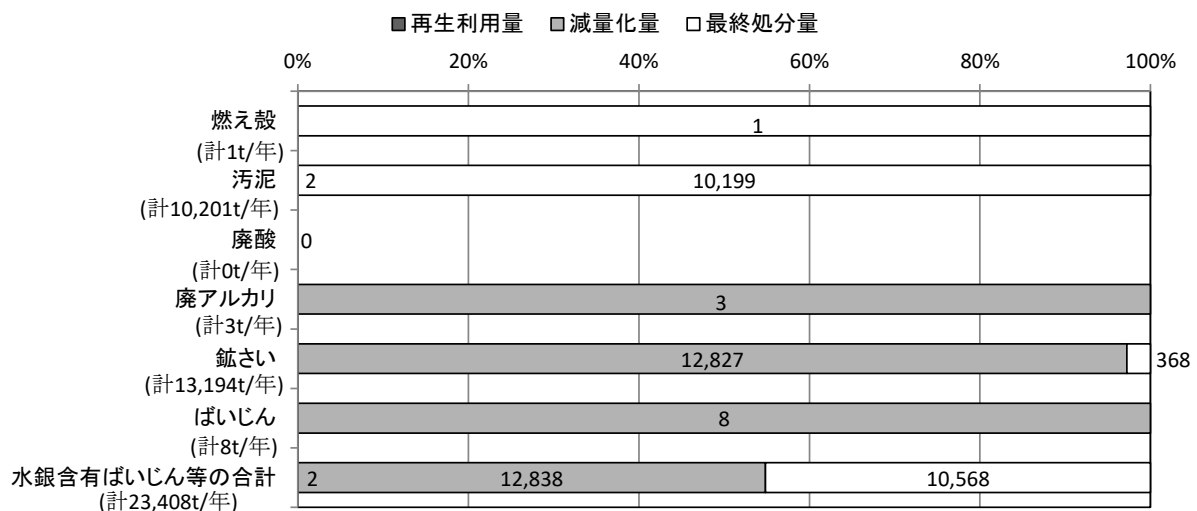
水銀含有ばいじん等の処理処分量の集計結果は表－VI・7及び図－VI・8のとおりである。

表－VI・7 水銀含有ばいじん等の処理量の集計結果（令和元年度実績値）

（単位：t/年）

廃棄物種類	排出量	直接再生 利用量	直接最終 処分量	中間処理量				再生利用量 計	減量化量 計	最終処分量 計
				中間処理量	処理残渣量	中間処理後 再生利用量	中間処理後 最終処分量			
燃え殻	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1
		0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
汚泥	10,201	0	0	10,201	10,201	2	10,199	2	0	10,199
		0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	3	0	0	3	0	0	0	0	3	0
		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
鉱さい	13,194	0	368	12,827	0	0	0	0	12,827	368
		0.0%	2.8%	97.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	97.2%	2.8%
ばいじん	8	0	0	8	0	0	0	0	8	0
		0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
合計	23,408	0	368	23,040	10,202	2	10,200	2	12,838	10,568
		0.0%	1.6%	98.4%	43.6%	0.0%	43.6%	0.0%	54.8%	45.1%

※四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。



※四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。

図－VI・8 水銀含有ばいじん等の処理量の集計結果（令和元年度実績値）

資料編

I. 産業廃棄物排出・処理状況調査アンケート調査票及び記入要領

令和3年度 産業廃棄物排出・処理状況調査 調査票記入要領 (令和元年度実績(確定値)・令和2年度実績(速報値))

1. 調査の概要

本調査は、**令和元年度実績(確定値)**及び**令和2年度実績(速報値)**の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況を、都道府県別・業種別・廃棄物種類別に調査するものである。なお、調査結果は、環境省及び都道府県・政令市が産業廃棄物処理行政を推進するための基礎資料として活用するものとする。

2. 調査対象

調査は域内の産業廃棄物の排出・処理状況について、令和元年度実績調査及び令和2年度実績調査を実施した都道府県を対象とする。

3. 回答方法

貴都道府県の産業廃棄物排出・処理状況について、令和元年度実績及び令和2年度実績別に、同封する CD に保存されてある EXCEL ファイルに入力して提出していただく。なお、これらのファイル名において“〇〇県”を該当する都道府県名に修正すると、ファイル内の都道府県名が自動的に反映される。

また、同封のパスワードをⅠ－1シートの所定箇所に入力すると、Ⅱ－1シート及びⅡ－2シートに記入した数値が、前年回答実績もしくは推計値と15%以上の乖離となった場合に、赤く表示されるようになっている。

さらに、チェック結果(赤)のシートには、Ⅰ－3の回答漏れの有無が確認できるようになっているので無回答になっていないことを確認していただきたい。さらにチェック結果シートには、Ⅲ－1、Ⅲ－2の回答において、排出量が発生量を超えていないか確認できるようになっているので、こちらの確認もあわせて実施していただきたい。

○令和元年度実績調査(確定値)

CD中の「調査票(R1)」フォルダ内にある EXCEL ファイル(産廃調査票 R1_〇〇県.xls)を使用する。

○令和2年度実績調査(速報値)

CD中の「調査票(R2)」フォルダ内にある EXCEL ファイル(産廃調査票 R2_〇〇県.xls)を使用する。

4. 調査票(EXCEL ファイル)の構成

令和元年度実績調査、令和2年度実績調査ともに、調査票はⅠからⅢの3種(合計10シート)で構成され、各項目の内容は次の通りである。

(1) 調査状況票(4シート:Ⅰ－1～Ⅰ－4)

各都道府県で実施した既往の産業廃棄物調査の内容を調査するものである。調査項目は、調査時期、調査方法、対象事業所数などである。

(2) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票(産業廃棄物)(2シート:Ⅱ－1、Ⅱ－2)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物含む)及び特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の業種別・種類別の排出量を調査するものであり、中分類(一部小分類)以上を対象とする。(別表－1参照)前年回答実績もしくは推計値と15%以上の乖離があった場合は、セルが赤く表示される。

(3) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票（水銀廃棄物）（1シート：Ⅱ－1（水銀廃棄物））

水銀廃棄物（特別管理産業廃棄物含む）及び特別管理産業廃棄物（水銀廃棄物全体の内数）の業種別・種類別の排出量を調査するものであり、中分類（一部小分類）以上を対象とする。（別表－1 参照）

(4) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票（産業廃棄物）（2シート：Ⅲ－1、Ⅲ－2）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物含む）及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の種類別の排出処理状況を調査するものである。排出処理状況は産業廃棄物排出・処理フローに基づくものである。（フロー図（別図－1）参照）

(5) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票（水銀廃棄物）（1シート：Ⅲ－1（水銀廃棄物））

水銀廃棄物（特別管理産業廃棄物含む）及び特別管理産業廃棄物（水銀廃棄物全体の内数）の種類別の排出処理状況を調査するものである。排出処理状況は産業廃棄物排出・処理フローに基づくものである。（フロー図（別図－1）参照）

(6) 確認用シート（1シート：チェック結果）

I－3の記入漏れとⅢ－1、Ⅲ－2の発生量と排出量のエラーの有無を確認するためのシートである。

5. 記入要領

(1) 調査状況（**調査票 I－1**）

連絡先や調査時期などを「①調査状況」に記入する。

また、可能であれば貴都道府県で実施された「調査報告書」を別途送付いただく。

1) 連絡先及び担当者

調査結果等の問い合わせ先について、担当部課、電話番号・FAX、担当者、メールアドレスを記入する。

2) 調査実施概況

調査時期及び調査機関名を記入する。また、各都道府県で自ら行った場合は担当部課名を記入する。

(2) 調査方法（**調査票 I－2、3**）

- 「②産業廃棄物排出状況の調査方法（業種毎）」及び「④産業廃棄物処理状況の調査方法（処理区分毎）」について、排出状況及び処理状況の調査方法を、**別表－3**の調査方法コードの中から該当する調査方法を選び**コード番号で記入する。未調査の場合は「－」を記入する。また、複数回答の場合は、半角カンマで区切って記入する（例：3,4）。**

「その他」の場合は、コード番号「15」を記入し、備考欄に具体的な方法または名称を記入する。調査方法にコメントが必要な場合も、備考欄に記入する。

- 「③業種別排出量の算出方法」及び「⑤処理項目毎の推計量の算出方法」について、排出量及び処理量の算出方法を記入する。記入スペースが足りない場合は、シートを追加し記入する。なお、算出方法が記載されている資料を添付することも可とする。その場合は、当該算出方法をどの産業分類またはフロー図（別図－1）の項目について用いたかを明記する。

(3) 調査実施状況一覧 (調査票Ⅰ-4)

「⑥調査実施状況一覧」に、下記の項目について可能な範囲で業種毎に該当欄に記入する。

- (a)～(d)には、該当する事業者数を記入する。
 - (a)調査対象事業所数 : 都道府県における調査対象業種の総事業所数
 - (b)抽出事業所数 : 調査対象事業所のうち、実際の調査対象（調査票の送付対象者）として抽出した事業所数
 - (c)回収事業所数 : 調査回答を回収した事業所数
 - (d)有効回答数 : 調査回答のうち集計に有効であった事業所数
 - (e)～(j)には、事業者調査データ等から都道府県全体への排出推計にあたって用いた活動量に係る事項を記入する。ここで、活動量とは、年間製造品出荷額（製造業）、年間元請完成工事高（建設業）、従業員数（サービス業等）のような、各業種における事業活動の度合いの指標となる数字の中から、統計情報が整備されていて利用しやすいものを使用する。
 - (e)集計活動量指標 : 有効回答である事業所の活動量の合計値
 - (f)母集団活動量指標 : 都道府県全体の調査対象業種の活動量の合計値
 - (g)集計廃棄物量 : 有効回答数に含まれる事業所の産業廃棄物量の合計値
 - (h)推計廃棄物量 : 推計によって算出した産業廃棄物量の合計値
 - (i)使用した活動量指標の名称 : (e)～(h)で使用した活動量の名称（資料調査の場合は資料名）
 - (j)活動量指標の単位 : 活動量の単位
- ※(g)、(h)の廃棄物量の単位は、“トン/年”とする

(4) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票（産業廃棄物） (調査票Ⅱ-1、2)

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数の業種別・種類別の排出量（単位はトン/年）を、該当欄に記入する。回答欄のうち、網掛け箇所は記入しない。

排出量が0（ゼロ）の場合は『0』と明記し、未調査による不明箇所は「－」を記入する。

特別管理産業廃棄物については、貴都道府県で実施された調査において調査対象とされた種類のみで可とする。

調査対象業種が中小分類の項目はできるだけ中小分類（薄オレンジ色のセル）で回答していたが、取りまとめ上、大分類のみまでしか集計できていない場合は、大分類の欄（水色のセル）に記入する。

※「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」については「調査票Ⅱ-1」には含めず、「調査票Ⅱ-1（水銀廃棄物）」に記入する。

(5) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票（水銀廃棄物） (調査票Ⅱ-1（水銀廃棄物）)

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」（いずれも特別管理産業廃棄物を含む）の業種別・種類別の排出量（単位はトン/年）を、該当欄に記入する。

排出量が0（ゼロ）の場合は『0』と明記し、未調査による不明箇所は「－」を記入する。

「水銀使用製品産業廃棄物」については、個別製品の種類別（電池・照明等）毎に集計を行っている場合は、その製品の主要な品目（汚泥・廃プラスチック類等）に該当する欄に記入（⇒「①水銀使用製品産業廃棄物（個別製品の種類別）」欄に記入）

もしくは、水銀使用製品産業廃棄物として一括で記入（⇒「②水銀使用製品産業廃棄物（一括）」欄に記入）することとし、その両方のケースがある場合は、両欄に記入するが、どちらの場合にも二重計上がないよう留意する。

「水銀含有ばいじん等」については「③水銀含有ばいじん等」欄の「うち水銀含有」欄に記入する。

調査対象業種が中小分類の項目はできるだけ中小分類（薄オレンジ色のセル）で回答していたが、取りまとめ上、大分類のみまでしか集計できていない場合は、大分類の欄（水色のセル）に記入する。

(6) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票 (調査票Ⅲ-1、2)

産業廃棄物実態調査等の集計による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の**種類別処理処分量（単位はトン／年）**を該当欄に記入する。

排出量及び処理量のフロー図（別図-1）を参照して（4）と同要領で記入する。

産業廃棄物は発生から最終処分まで種類が変わらないものとして記入する。

処理処分量が0（ゼロ）の場合は『0』と明記し、未調査による不明箇所は「-」を記入する。

処理区分はフロー図（別図-1）のとおりで回答していただくが、取りまとめ上、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない合計量を計上している場合は、調査票右端にある所定の欄に記入する。

フロー図（別図-1）の処理状況が適用できない場合は、貴都道府県における**独自の処理状況を示す資料を添付していただく。**

※「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」については、「調査票Ⅲ-1（水銀廃棄物）」に記入する。

(7) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票（水銀廃棄物） (調査票Ⅲ-1（水銀廃棄物）)

「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」（いずれも特別管理産業廃棄物を含む）の**種類別処理処分量（単位はトン／年）**を該当欄に記入する。

産業廃棄物は発生から最終処分まで種類が変わらないものとして記入する。

処理処分量が0（ゼロ）の場合は『0』と明記し、未調査による不明箇所は「-」を記入する。

「水銀使用製品産業廃棄物」については、個別製品の種類別（電池・照明等）毎に集計を行っている場合は、その製品の主要な品目（汚泥・廃プラスチック類等）に該当する欄に記入（⇒「①水銀使用製品廃棄物（個別製品の種類別）」欄に記入）

もしくは、水銀使用製品廃棄物として一括で記入（⇒「②水銀使用製品廃棄物（一括）」欄に記入）することとし、その両方のケースがある場合は、両欄に記入するが、いずれの場合にも二重計上がないよう留意する。

「水銀含有ばいじん等」については「③水銀含有ばいじん等」欄の「うち水銀含有」欄に記入する。

処理区分はフロー図（別図-1）のとおりで回答していただくが、取りまとめ上、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない合計量を計上している場合は、調査票右端にある所定の欄に記入する。

フロー図（別図-1）の処理状況が適用できない場合は、貴都道府県における**独自の処理状況を示す資料を添付していただく。**

別表－１ 調査対象業種の区分（平成 19 年、平成 25 年改訂の日本標準産業分類による）

大分類	中分類	小分類	細分類
(A)農業、林業	(A01)農業	(A011)耕種農業	
		(A012)畜産農業	
(B)漁業	(A02)林業		
	(B03)漁業		
	(B04)水産養殖業		
(C)鉱業、採石業、砂利採取業【鉱業】	(C)鉱業、採石業、砂利採取業		
(D)建設業	(D)建設業		
(E)製造業	(E09)食料品製造業		
	(E10)飲料・たばこ・飼料製造業		
	(E11)繊維工業		
	(E12)木材・木製品製造業		
	(E13)家具・装備品製造業		
	(E14)パルプ・紙・紙加工品製造業		
	(E15)印刷・同関連業		
	(E16)化学工業		
	(E17)石油製品・石炭製品製造業		
	(E18)プラスチック製品製造業		
	(E19)ゴム製品製造業		
	(E20)なめし革・同製品・毛皮製造業		
	(E21)窯業・土石製品製造業		
	(E22)鉄鋼業		
	(E23)非鉄金属製造業		
	(E24)金属製品製造業		
	(E25)はん用機械器具製造業		
	(E26)生産用機械器具製造業		
	(E27)業務用機械器具製造業		
	(E28)電子部品・デバイス・電子回路製造業		
	(E29)電気機械器具製造業		
	(E30)情報通信機械器具製造業		
	(E31)輸送用機械器具製造業		
	(E32)その他の製造業		
(F)電気・ガス・熱供給・水道業 【電気・水道業】	(F33)電気業		
	(F34)ガス業		
	(F35)熱供給業		
	(F36)水道業	(F361)上水道業	
		(F363)下水道業	
(G)情報通信業	(G37)通信業		
	(G38)放送業		
	(G39)情報サービス業		
	(G40)インターネット付随サービス業		
	(G41)映像・音声・文字情報制作業		
(H)運輸業、郵便業【運輸業】	(H42)鉄道業		
	(H43)道路旅客運送業		
	(H44)道路貨物運送業		
(I)卸売業、小売業 【卸・小売業】	(I50)各種商品卸売業		
	(I53)建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	(I531)建築材料卸売業	(I5311)木材・竹材卸売業
	(I56)各種商品小売業		
	(I59)機械器具小売業	(I591)自動車小売業	
		(I593)機械器具小売業	
	(I60)その他の小売業	(I601)家具・建具・畳小売業	
		(I602)じゅう器小売業	
		(I605)燃料小売業	
(K)不動産業、物品賃貸業【不動産業】	(K70)物品賃貸業		
(L)学術研究、専門・技術サービス業 【学術研究】	(L71)学術・開発研究機関		
	(L74)技術サービス業	(L746)写真業	
(M)宿泊業、飲食サービス業【宿泊・飲食】	(M76)飲食店		
(N)生活関連サービス業、娯楽業【生活関連】	(N78)洗濯・理容・美容・浴場業	(N781)洗濯業	
(O)教育、学習支援業	(O)教育、学習支援業		
(P)医療、福祉【医療・福祉】	(P83)医療業		
(Q)複合サービス事業	(Q)複合サービス事業		
(R)サービス業（他に分類されないもの） 【サービス業】	(R89)自動車整備業	(R891)自動車整備業	
	(R95)その他のサービス業	(R952)と畜業	
(S)公務（他に分類されるものを除く）【公務】	(S)公務		

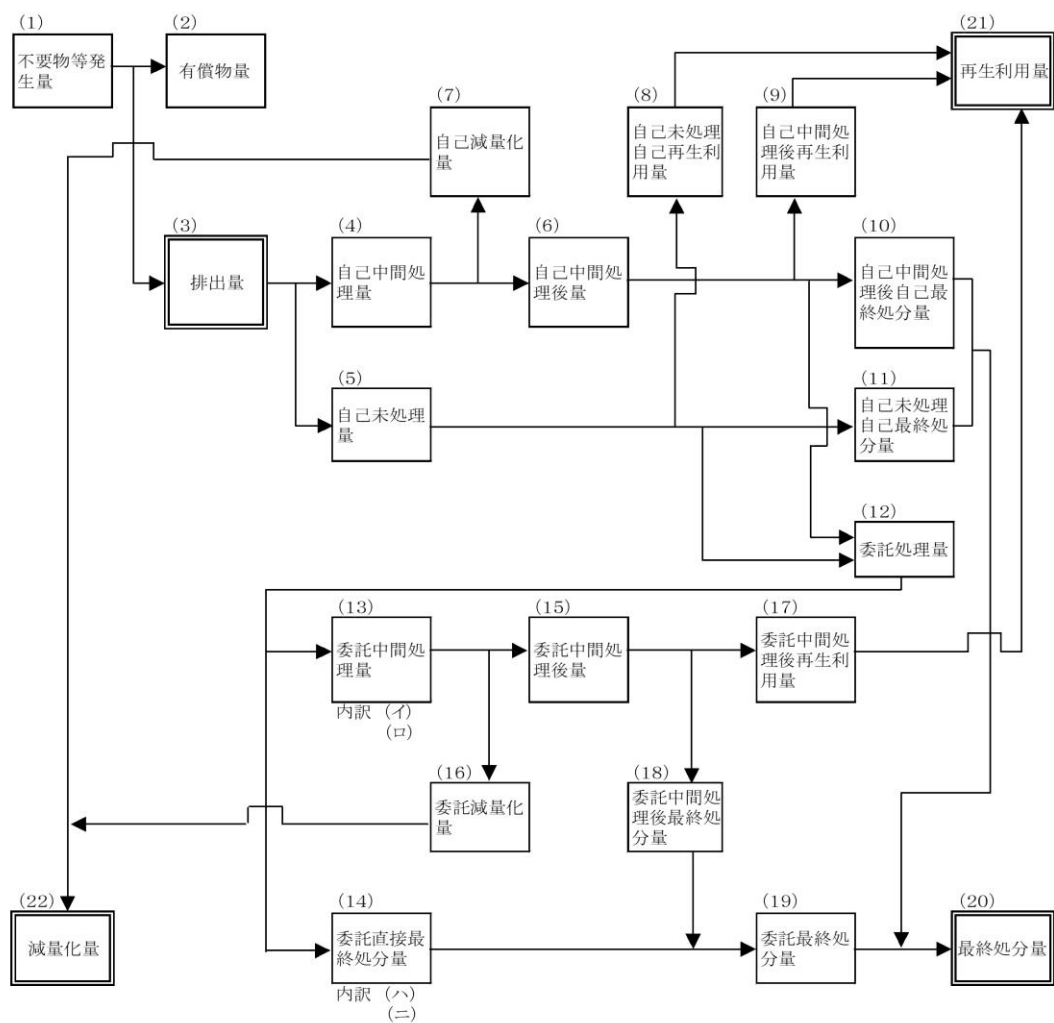
注)表中の（ ）は、日本標準産業分類の分類番号を、【 】は、略称を示す。

別表－２ 用語の定義

項 目		フロー図 No	定 義
不要物等発生量		(1)	事業場内等で生じた産業廃棄物量 ^(※1) 及び有償物量
有償物量		(2)	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量
排出量		(3)	(1)の発生量のうち、(2)の有償物量を除いた量
自 己 処 理	自己中間処理量	(4)	(3)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
	自己未処理量	(5)	(3)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
	自己中間処理後量	(6)	(4)で中間処理された後の廃棄物量
	自己減量化量	(7)	(4)の自己中間処理量から(6)の自己中間処理後量を差し引いた量
	自己未処理自己再生利用量	(8)	(5)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用 ^(※2) した量
	自己中間処理後再生利用量	(9)	(6)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	自己中間処理後自己最終処分量	(10)	(6)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
	自己未処理自己最終処分量	(11)	(5)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量
委 託 処 理	委託処理量	(12)	(6)の自己中間処理後量及び(5)の自己未処理量のうち中間処理及び最終処分を委託した量
	委託中間処理量	(13)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
	委託直接最終処分量	(14)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
	委託中間処理後量	(15)	(13)で中間処理された後の廃棄物量
	委託減量化量	(16)	(13)の委託中間処理量から(15)の委託中間処理後量を差し引いた量
	委託中間処理後再生利用量	(17)	(15)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	委託中間処理後最終処分量	(18)	(15)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
	委託最終処分量	(19)	処理業者等で最終処分された量
最終処分量		(20)	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
再生利用量		(21)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量
減量化量		(22)	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量

(※1)建設業以外からのがれき類の排出は事業者が自ら解体した場合に限られ、建設工事等における排出事業者には、原則として元請け業者が該当する。

(※2)「自ら利用」：排出者が自己の生産工程へ投入して原材料として使用する場合は「自ら利用」に該当する。なお、抜根の森林への自然還元についても「自ら利用」に該当する。



注) (イ); (5)のうち委託中間処理された量
 (ロ); (6)のうち "
 (ハ); (5)のうち委託最終処分された量
 (ニ); (6)のうち "

別図 - 1 排出量及び処理状況のフロー図
 (都道府県内で排出され、都道府県内及び都道府県外で処理処分した合計量)

別表－３ 調査方法コード

調査方法				コード番号
排出事業者に対する調査	全数調査			1
	標本調査	全県一律	単純無作為抽出	2
			層別無作為抽出	3
		地域分割	単純無作為抽出	4
			層別無作為抽出	5
		資料調査		
処理業者に対する調査	全数調査			7
	標本調査			8
	資料調査			9
行政報告利用法	多量排出事業者に関する報告			10
	処理業者の実績に関する報告			11
	その他法的な報告			12
過去調査結果利用法	過去調査時の原単位を使用する方法			13
	原単位以外で前回結果を使用する方法			14
その他				15

「全数調査」：統計で、対象となる集団全部をもれなく調査すること。

「標本調査」：母集団から標本を抜き出して、それについて調査し、数学的（確率論的）に母集団の性質を推測すること。

「資料調査」：既に公表されている統計資料等にもとづいて調査すること。

調査票 I - 1

調査票 I - 1

都道府県名	〇〇県
パスワード	

令和元年度実績産業廃棄物排出・処理状況調査票(実績値)

①調査状況

(H19,25改訂産業分類対応版)

1) 連絡先及び担当者

担当部課名	部(局)		課(室)		係
電話番号(代表/直通)		内 線		FAX	
担当者名		メールアドレス			

2) 調査実施概況

調査時期	調 査 機 関 名
令和 年 月 ～ 令和 年 月	

調査票 I-2

調査票 I-2 (H19.25改訂産業分類対応版)
②産業廃棄物排出状況の調査方法(業種毎)

- 産業廃棄物の排出状況の調査方法を、「調査票記入要領」の「別表-3」から選び、コード番号を記入してください。
- 未調査の場合は「-」を入力してください。
- 複数回答の場合は半角カンマで区切って入力してください(例:3,4)。
- 調査対象業種が中小分類の項目は、中小分類(薄オレンジのセル)に記入してください。取りまとめ上、大分類のみの場合は、大分類(水色のセル)に記入してください。

大分類	番号	産業分類			コード	調査方法の種類 排出状況調査	備考
		中分類	小分類	細分類			
(A) 農業、林業		農業、林業大分類			A		
	1	農業	耕種農業		A011		
	2		畜産農業		A012		
	3	林業			A02		
	4	上記以外の農業、林業					
(B) 漁業		漁業大分類			B		
	5	漁業			B03		
	6	水産養殖業			B04		
(C) 鉱業	7	鉱業、採石業、砂利採取業			C		
(D) 建設業	8	建設業			D		
(E) 製造業		製造業大分類			E		
	9	食料品製造業			E09		
	10	飲料・たばこ・飼料製造業			E10		
	11	繊維工業			E11		
	12	木材・木製品製造業			E12		
	13	家具・装備品製造業			E13		
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業			E14		
	15	印刷・同関連業			E15		
	16	化学工業			E16		
	17	石油製品・石炭製品製造業			E17		
	18	プラスチック製品製造業			E18		
	19	ゴム製品製造業			E19		
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業			E20		
	21	窯業・土石製品製造業			E21		
	22	鉄鋼業			E22		
	23	非鉄金属製造業			E23		
	24	金属製品製造業			E24		
	25	はん用機械器具製造業			E25		
	26	生産用機械器具製造業			E26		
	27	業務用機械器具製造業			E27		
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業			E28		
	29	電気機械器具製造業			E29		
	30	情報通信機械器具製造業			E30		
	31	輸送用機械器具製造業			E31		
32	その他の製造業			E32			
(F) 電気・ガス・熱供給・水道業		電気・ガス・熱供給・水道業大分類			F		
	33	電気業			F33		
	34	ガス業			F34		
	35	熱供給業			F35		
	36	水道業	上水道業		F361		
	37		下水道業		F363		
	(G) 情報通信業		情報通信業大分類			G	
38		通信業			G37		
39		放送業			G38		
40		情報サービス業			G39		
41		インターネット付随サービス業			G40		
42		映像・音声・文字情報制作業			G41		
		運輸業、郵便業大分類			H		
(H) 運輸業、郵便業	43	鉄道業			H42		
	44	道路旅客運送業			H43		
	45	道路貨物運送業			H44		
	46	上記以外の運輸業、郵便業					
		卸売業、小売業大分類			I		
(I) 卸売業、小売業	47	各種商品卸売業			I50		
	48	建築材料、鉱物・金属 材料等卸売業	建築材料卸 売業	木材・竹材 卸売業	I5311		
	49		各種商品小売業		I56		
	50	機械器具小売業	自動車小売業		I591		
	51		機械器具小売業		I593		
	52	その他の小売業	家具・雑具・畳小売業		I601		
	53		じゅうとう小売業		I602		
	54		燃料小売業		I605		
	55	上記以外の卸売業、小売業					
	(K) 不動産業、物品賃貸業		不動産業、物品賃貸業大分類			K	
56		物品賃貸業			K70		
(L) 学術研究、専門・技術 サービス業		学術研究、専門・技術サービス業大分類			L		
	57	学術・開発研究機関			L71		
	58	技術サービス業	写真業		L746		
		宿泊業、飲食サービス業大分類			M		
(M) 宿泊業、飲食サービス業	59	飲食店			M76		
	60	上記以外の宿泊業、飲食サービス業					
(N) 生活関連サービス業、娯 楽業		生活関連サービス業、娯楽業大分類			N		
	61	洗濯・理容・美容・浴 場業	洗濯業		N781		
(O) 教育、学習支援業	62	教育、学習支援業			O		
		医療、福祉大分類			P		
(P) 医療、福祉	63	医療業			P83		
	64	上記以外の医療、福祉					
		複合サービス事業大分類			Q		
(Q) 複合サービス事業	65	サービス業大分類			R		
	66	自動車整備業	自動車整備業		R891		
(R) サービス業	67	その他のサービス業	と畜場		R952		
	68	上記以外のサービス業					
(S) 公務	69	公務			S		

都道府県名 ○○県 実績年度 令和元年度
③業種別排出量の算出方法

- 業種毎の排出量の算出方法をご記入下さい。記入スペースが足りない場合は、シートを追加しご記入下さい。
- 算出方法が記載されている資料を添付していただくことも可とするが、当該算出

調査票 I-3

(H19.25改訂産業分別対応版)

④産業廃棄物処理状況の調査方法(処理区分毎)

- 産業廃棄物の処理状況の調査方法を、「調査票記入要領」の「別表-3」から選び、コード番号を記入してください。
- 未調査の場合は「-」を入力してください。**
- 複数回答の場合は半角カンマで区切って入力してください(例:3,4)。
- 調査方法にコメントが必要な場合は備考欄に記入してください。

フロー図の項目	不要物・汚染発生量	排出量	自己中間処理量	自己未処理量	自己中間処理後量	自己再生利用後量	自己最終処理後量	自己最終処分量	委託中間処理量	委託(5)の中間処理後量	委託(5)の最終処分量	委託直接最終処分量		委託中間処理後量	委託再生利用後量	委託最終処分量	委託最終処理後量	委託減量化量	委託中間処理後量	委託再生利用後量	委託最終処分量	合計量で把握している場合はここに記入する。										
												直接再生利用量	直接最終処分量									中間処理量	中間処理後量	再生利用後量	最終処理後量							
調査方法の種類	(1)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)~(4)	(13)~(2)	(14)~(1)	(14)~(2)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)~(14)~(1)	(20)~(14)~(2)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)~(17)	(30)~(14)~(18)
備考																																

○個別に調査方法が相違する場合は、下表に産業廃棄物の種類を記入し、それぞれの調査方法の種類をご回答ください。

- 産業廃棄物の処理状況の調査方法を、「調査票記入要領」の「別表-3」から選び、コード番号を記入してください。
- 未調査の場合は「-」を入力してください。**
- 複数回答の場合は半角カンマで区切って入力してください(例:3,4)。
- 産業廃棄物の種類の回答欄が不足した場合は、行を追加してください。

フロー図の項目 産業廃棄物の種類	不要物発生量	排出量	自己中間処理量	自己未処理量	自己中間処理後量	自己再生利用量	自己再生利用後量	自己最終処理量	自己最終処理後量	委託処理量	委託中間処理量			委託直接最終処分量		委託中間処理後量	委託減量化量	委託再生利用後量	委託最終処理後量	委託最終処分量	合計量で把握している場合はここに記入する。				
											(5) 委託中間処理 量	(6) 委託中間処理 後量	(7) 委託中間処理 後量	(5) 委託中間処理 量	(6) 委託中間処理 後量						(8) 直接再生利用 量	(9) 直接最終処分 量	(10) 中間処理後 量	(11) 再生利用後 量	(12) 最終処理後 量
	(1)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)~(4)	(13)~(2)	(14)~(1)	(14)~(2)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(8)	(11)~(14)~(1)	(4)~(13)~(9)	(9)~(17)	(10)~(14)~(18)
															</										

⑤処理項目毎の推計量の算出方法

- 処理項目ごとの推計量の算出方法を記入してください。記入スペースが足りない場合は、シートを追加しご記入下さい。
- 算出方法が記載されている資料を添付していただくことも可ですが、当該算出方法をどのフロー図の項目に用いたか明記すること。

調査票 I - 4

調査票 I - 4

⑥調査実施状況一覧

(H19.25改訂産業分類対応版)

都道府県名	〇〇県	実績年度	令和元年度
-------	-----	------	-------

- 色付きのセルのみ記入してください。調査対象業種が中小分類(薄オレンジのセル)に記入してください。取りまとめ上、大分類のみの場合は、大分類(水色のセル)に記入してください。
- 記入にあたっては、「調査票記入要領」の5. 記入要領をご参照ください。
- 記入にあたってのポイント
 - ・回答欄(a)～(d)には、該当する事業所数を記入してください。
 - ・回答欄(e)～(j)には、事業所調査データ等から都道府県全体への排出量の拡大推計にあたって用いた**所産量**に関して記入してください。
 - ・回答欄(g)、(h)の廃棄物量の単位は、「トン/年」としてください。
- ※活動量とは、年間製造出荷額(建設業)、年間元請完成工事高(建設業)、従業員数(サービス業)のような、各業種における事業活動の度合いの指標となる数字を指します。その中から、統計情報が整備されていて利用しやすいものを使ってください。

大分類	番号	産業分類			コード	該当する事業所数を記入してください						事業所データ等から都道府県全体への排出量の拡大推計にあたって用いた所産量について記入してください				使用した活動量指標(例 従業員数、年間製造品出荷額等)		所産量の単位を記入してください(例 百万円、人など)
		中分類	小分類	細分類		調査対象事業所数(a)	抽出事業所数(b)	抽出率(b)/(a)	回収事業所数(c)	回収率(c)/(b)	有効回答数(d)	有効回収率(d)/(c)	集計活動量指標(e)	母集団活動量指標(f)	指標カバー率(g)	集計産業物量(h)	推計産業物量(i)	
(A) 農業、林業	1	農業、林業大分類			A													
	2	農産物	耕種農業		A011													
	3	林業	畜産農業		A012													
	4	上記以外の農業、林業			A02													
(B) 漁業	5	漁業大分類			B													
	6	水産物			B03													
(C) 鉱業	7	炭鉱、石炭業、砂利採取業			C													
	8	採石業			D													
(E) 製造業	9	製造業大分類			E													
	10	食品製造業			E09													
	11	飲料・たばこ・煙草製造業			E10													
	12	繊維工業			E11													
	13	木材・木製品製造業			E12													
	14	皮革・衣服・繊維品製造業			E13													
	15	化学・石油・炭素製品製造業			E14													
	16	化学工業			E15													
	17	石油製品・石炭製品製造業			E16													
	18	プラスチック製品製造業			E17													
	19	ゴム製品製造業			E18													
	20	金属・鉄・鋼製品・金属製品製造業			E19													
	21	金属・鉄・鋼製品・金属製品製造業			E20													
	22	金属・鉄・鋼製品・金属製品製造業			E21													
	23	鉄鋼業			E22													
	24	非鉄金属製造業			E23													
	25	金属製品製造業			E24													
	26	金属機械器具製造業			E25													
	27	金属機械器具製造業			E26													
	28	電気機械器具製造業			E27													
	29	電子部品・デバイス・電子回路製造業			E28													
	30	電気機械器具製造業			E29													
	31	機械器具製造業			E30													
	32	輸送用機械器具製造業			E31													
	33	その他の製造業			E32													
(F) 電気・ガス・熱供給・水道業	34	電気・ガス・熱供給・水道業大分類			F													
	35	電気業			F23													
	36	ガス業			F24													
	37	熱供給業			F25													
	38	水道業	上水道業		F261													
(G) 情報通信業	39	情報通信業大分類			G													
	40	通信業			G37													
	41	放送業			G38													
	42	情報サービス業			G39													
	43	インターネット付随サービス業			G40													
(H) 運輸業、郵便業	44	運輸業、郵便業大分類			H													
	45	航空業			H42													
	46	道路客運業			H43													
	47	道路貨物運送業			H44													
	48	上記以外の運輸業、郵便業																
(I) 卸売業、小売業	49	卸売業、小売業大分類			I													
	50	各種商品卸売業			I50													
	51	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業		I511													
	52	各種商品小売業			I56													
	53	機械器具小売業	自動車小売業		I581													
	54	その他の小売業	家具・寝具・電器小売業		I583													
	55	その他の小売業	衣類・靴・小売業		I591													
	56	その他の小売業	食料小売業		I592													
	57	上記以外の卸売業、小売業			I599													
	58	不動産業、物品賃貸業大分類			J													
(J) 学術研究、専門・技術サービス業	59	学術研究、専門・技術サービス業大分類			K													
	60	学術・開発研究機関			K71													
(K) 宿泊業、飲食サービス業	61	宿泊業、飲食サービス業大分類			L													
	62	旅館・温泉・美容・浴場業	旅館業		L781													
(L) 教育、学習支援業	63	教育、学習支援業大分類			O													
	64	学術・開発研究機関			O													
(M) 医療、福祉	65	医療、福祉大分類			P													
	66	医療業			P83													
(N) 複合サービス事業	67	複合サービス事業大分類			Q													
	68	複合サービス事業			Q													
(O) サービス業	69	サービス業大分類			R													
	70	サービス業			R													
(P) 公営	71	公営大分類			S													
	72	公営			S													

調査票Ⅱ-1

調査票Ⅱ-1-1

(H19.25改訂産業分類対応版)

都道府県名

〇〇県

実績年度

令和元年度

産業廃棄物棄置場別・種類別排出量調査票(産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)の棄置場・種類別排出量)

●産業廃棄物の棄置場・種類別の排出量(単位:トン/年)を記入してください。

※「水陸使用製品(廃棄物)」、「水陸使用品(じん等)」については「調査票Ⅱ-1」には含めず、「調査票Ⅱ-1(水陸廃棄物)」に記入してください。

●排出量が「0(ゼロ)」の場合は「0」と明記し、未調査による不明箇所は「-」を入力してください。

●下記(欄別)の産業廃棄物(畜産物、廃品(廃棄物等))については、排出量への比例配分等により下記の欄別に入れらるように入力してください。

※「水陸使用製品(廃棄物)」については上記と異なる、19欄への比例配分は行わず、「調査票Ⅱ-1(水陸廃棄物)」に記入してください。

●調査対象棄置場の中小分類の項目は、中小分類(薄オレンジのセル)に記入してください。取りまとめ上、大分類のみの場合は、大分類(水色のセル)に記入してください。

(単位:トン/年)

大分類	中分類	産業分類	コード	燃え殻	汚泥	炭	油	酸	炭酸ガス	炭酸ガス(水素)	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	動物性残渣	ガラスくず	金属くず	プラスチック・ゴム・繊維類(水素)	繊維類	ガラスくず	動物の死体	動物のふん尿	合計
農林業	1	農産物	A																				
	2	林産物	B																				
	3	畜産物	C																				
	4	上記以外の農産物、林産物	D																				
産業	5	産業	E																				
	6	資源物	F																				
	7	資源物	G																				
	8	資源物	H																				
建設業	9	建設業	I																				
	10	建設業	J																				
	11	建設業	K																				
	12	建設業	L																				
製造業	13	製造業	M																				
	14	製造業	N																				
	15	製造業	O																				
	16	製造業	P																				
電気・ガス・熱供給・水道業	17	電気・ガス・熱供給・水道業	Q																				
	18	電気・ガス・熱供給・水道業	R																				
	19	電気・ガス・熱供給・水道業	S																				
	20	電気・ガス・熱供給・水道業	T																				
情報通信業	21	情報通信業	U																				
	22	情報通信業	V																				
	23	情報通信業	W																				
	24	情報通信業	X																				
運輸業、郵便業	25	運輸業、郵便業	Y																				
	26	運輸業、郵便業	Z																				
	27	運輸業、郵便業	AA																				
	28	運輸業、郵便業	AB																				
卸売業、小売業	29	卸売業、小売業	AC																				
	30	卸売業、小売業	AD																				
	31	卸売業、小売業	AE																				
	32	卸売業、小売業	AF																				
学術・文化・芸術・スポーツ業	33	学術・文化・芸術・スポーツ業	AG																				
	34	学術・文化・芸術・スポーツ業	AH																				
	35	学術・文化・芸術・スポーツ業	AI																				
	36	学術・文化・芸術・スポーツ業	AJ																				
サービス業	37	サービス業	AK																				
	38	サービス業	AL																				
	39	サービス業	AM																				
	40	サービス業	AN																				
その他	41	その他	AO																				
	42	その他	AP																				
	43	その他	AQ																				
	44	その他	AR																				
合計	45	合計	AS																				
	46	合計	AT																				
	47	合計	AU																				
	48	合計	AV																				

調査票Ⅱ-2

調査票Ⅱ-2

(H19,25改訂産業分類対応版)

都道府県名	〇〇県	実績年度	令和元年度
-------	-----	------	-------

産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票(特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の業種別・種類別排出量)

- 特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の業種別・種類別の排出量(単位:トン/年)を記入してください。
- 排出量が「0(ゼロ)」の場合は「0」と明記し、未調査による不明箇所は“－”を入力してください。
- 特別管理産業廃棄物は、貴都道府県で実施された調査において調査対象とされた種類までで構いません。
- 調査対象業種の中分類の項目は、中分類(薄オレンジのセル)に記入してください。取りまよえ、大分類のみの場合は、大分類(水色のセル)に記入してください。

(単位:トン/年)

[illegible]

調査票Ⅲ－1 (H19.25改訂産業分類対応版)

産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票(産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)の種類別処理処分量)

- 産業廃棄物(特別産業廃棄物を含む。)の種類別処理処分量(単位:トン/年)を記入してください。
- ※「水銀使用製品(産業廃棄物)」、「水銀含有ばいじん等」については、「調査票Ⅲ－1(水銀廃棄物)」に記入してください。
- 産業廃棄物は発生から最終処分まで種類が変わらないものとして記入してください。
- 処理処分量が0(ゼロ)の場合は0と明記し、不明なものは“-”を入力してください。
- 処理区分はフロー図のとおりで回答してください。取りまとめ上、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない合計値を計上している場合は、下表右端にある所定の欄に記入してください。
- フロー図の処理状況が適用できない場合は、貴都道府県で実施した独自の処理状況を添付してください。

フロー図の項目	委託処理最終処分量										合計量で処理している場合はここに記入する。				
	排出量	自己中間処理量	自己未処理量	自己減量処理量	自己将来処理量	自己将来処理量	自己将来処理量	自己将来処理量	自己将来処理量	自己将来処理量	委託中間処理量	委託中間処理量	委託中間処理量	委託中間処理量	委託最終処分量
不燃物等発生量	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
燃え殻															
汚泥															
廃油															
廃酸															
廃アルカリ															
廃プラスチック類															
紙くず															
木くず															
繊維くず															
動物性残渣															
動物系固形不燃物															
ゴムくず															
金属くず															
ガラス・プラスチック・繊維類															
うち石綿含有															
鉱さい															
がれき類															
うち石綿含有															
動物のふん尿 ^{a)}															
動物の死体															
ばいじん															

(a)動物のふん尿における厚生利用及び中間処理についての考え方は以下のとおり。
・厚生利用:たい肥として利用、生ふんの主として、たい肥化の過程における水分減少、浄化処理 等
・中間処理:畜舎内における水分蒸発、堆肥施設における堆肥処理 等

調査票Ⅲ－１（水銀廃棄物）

製造所番号

〇〇県

調査年度

令和元年度

(H19.25改訂産業分類対応版)

調査票Ⅲ－１（水銀廃棄物）
産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票（水銀廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の種類別処理処分量）

- 水銀使用製品廃棄物及び「水銀含有ばいじん等」(いずれも特別管理産業廃棄物を含む)の種類別処理処分量(単位:トン/年)を記入してください。
- 産業廃棄物は発生から最終処分まで経路が異なるものとして記入してください。
- 水銀含有ばいじん(セロ)の発生は「0」で明記し、水銀量による移動箇所は「一」を記入してください。
- 水銀使用製品の製造(電機・機械等)時に廃計を行っている場合は、その製品の主要な品目(汚泥・溶アスチック廃物)に該当する欄に記入(⇒①②水銀使用製品廃棄物(個別製品の種類別)欄に記入)してください。
- 水銀使用製品廃棄物として一括で記入(⇒①②水銀使用製品廃棄物(一括)欄に記入)すること、その箇条のケースがある場合は、欄に記入することであり、どちらの場合も、どちらの欄にも二重計上がないようご注意ください。
- 水銀含有ばいじん等については③水銀含有ばいじん等欄のうち水銀含有欄に記入してください。
- 処理区分はフロ－図のとおりで回答してください。取りまとめ、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない合計値を計上している場合は、下表右欄にある所定の欄に記入してください。
- フロ－図の処理状況が適用できない場合は、真部通府県で実施した独自の処理状況を添付してください。

フロ－図の項目	合計量で把握している場合はここに記入する。										(単位:トン/年)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	不 動 産 等 の 生 産 量	排 出 量	自 己 中 間 処 理 量	自 己 未 処 理 量	自 己 中 間 処 理 量	自 己 未 処 理 量	自 己 中 間 処 理 量	自 己 未 処 理 量	自 己 中 間 処 理 量	自 己 未 処 理 量					委託処理最終処分量		委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	委託処理最終処分量	

調查票Ⅲ-2

(H19,25改訂産業分類対応版)

産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票(特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の種類別処理処分量)

- 特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の種類別処理処分量を記入してください。
- 産業廃棄物は発生した最終処分まで種類が変わらないものと配入して下さい。**
- 処理区分量は0(ゼロ)の場合分岐は0と明記し、未測定による不明確な値は「一モルカして下さい。」**
- 処理区分は「汚泥」の項目で回答して下さい。取り分けると地上、処置区分の区別がない場合、低濃度汚泥を「汚泥」として配入して下さい。**
- 汚泥以外の「汚泥」の項目で回答しない場合は、真鍮桶等に密封した独自の処理状況表を添付して下さい。**
- 汚泥以外の「汚泥」の項目で回答しない場合は、真鍮桶等に密封した独自の処理状況表を添付して下さい。**

する。

[illegible]

II. 活動量指標

表一資・Ⅱ・1（1） 活動量指標全国合計値（平成25年度実績値）
（旧産業分類（平成14年3月改訂版）の業種区分）

大分類	番号	産業分類	コード	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
農 業		農業大分類	A							
	1	耕種農業	A011	a	4,421,759	4,196,993	4,359,500	3,999,584	3,933,780	3,867,977
	2	畜産農業	A012		299,671,570	298,904,940	296,524,196	317,512,092	317,612,980	324,052,000
	3	上記以外の農業								
林 業	4	林業大分類	B	人	23,975	49,615	67,405	43,403	40,297	37,191
漁 業		漁業大分類	C							
	5	漁 業	C03	人	21,902	30,194	31,955	26,533	25,313	24,092
	6	水産養殖業	C04	人	12,328	18,153	19,544	15,544	14,791	14,038
	7	鉱業	D	人	28,091	30,710	30,009	21,427	18,341	15,256
建設業	8	建設業	E	百万円	51,812,976	45,476,653	46,996,633	46,524,166	47,086,029	52,274,182
製造業		製造業大分類	F							
	9	食料品製造業	F9	百万円	24,941,562	24,578,723	24,114,367	23,699,901	24,301,989	24,948,095
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	F10	百万円	9,911,531	10,058,553	9,613,348	9,250,529	9,615,437	9,500,444
	11	繊維工業	F11	百万円	4,687,733	4,022,247	3,789,828	3,480,961	3,922,821	3,767,913
	12	衣服・その他の繊維製品製造業	F12	百万円						
	13	木材・木製品製造業	F13	百万円	2,564,791	2,167,854	2,134,101	1,974,973	2,223,303	2,436,380
	14	家具・装備品製造業	F14	百万円	2,041,130	1,758,929	1,575,390	1,418,718	1,730,851	1,819,001
	15	パルプ・紙・紙加工品製造業	F15	百万円	7,794,836	7,103,012	7,110,758	6,508,757	6,814,766	6,741,136
	16	印刷・関連連業	F16	百万円	6,737,842	6,320,513	6,044,642	5,196,920	5,481,652	5,420,686
	17	化学工業	F17	百万円	28,130,703	24,311,153	26,212,040	25,364,097	26,045,603	27,409,230
	18	石油製品・石炭製品製造業	F18	百万円	14,005,700	10,506,512	14,979,921	17,129,504	17,172,068	17,781,869
	19	プラスチック製品製造業	F19	百万円	12,073,507	10,134,367	10,902,553	10,376,376	11,106,061	11,237,336
	20	ゴム製品製造業	F20	百万円	3,495,352	2,667,487	3,034,827	2,834,689	3,177,734	3,118,878
	21	なめし革・同製品・毛皮製造業	F21	百万円	476,462	413,852	374,779	315,030	344,068	342,264
	22	窯業・土石製品製造業	F22	百万円	8,174,731	6,848,525	7,101,297	6,707,257	6,831,066	7,056,284
	23	鉄鋼業	F23	百万円	24,332,178	16,019,441	18,146,293	19,243,578	18,012,099	17,905,277
	24	非鉄金属製造業	F24	百万円	10,477,736	6,957,920	8,896,006	8,204,707	8,969,612	8,847,818
	25	金属製品製造業	F25	百万円	15,149,270	12,700,920	12,292,040	11,709,254	12,860,722	13,060,603
	26	一般機械器具製造業	F26	百万円	汎用、生産、業務	汎用、生産、業務	汎用、生産、業務	汎用、生産、業務	汎用、生産、業務	汎用、生産、業務
	27	電気機械器具製造業	F27	百万円	40,247,738	29,197,828	30,618,645	30,607,952	33,081,622	32,091,086
	28	情報通信機械器具製造業	F28	百万円	電子、電気、情報	電子、電気、情報	電子、電気、情報	汎用、生産、業務	汎用、生産、業務	汎用、生産、業務
	29	電子部品・デバイス製造業	F29	百万円	51,873,505	40,137,981	44,345,998	37,928,093	36,797,797	36,681,965
	30	輸送用機械器具製造業	F30	百万円	63,766,639	47,238,029	54,213,562	54,032,593	56,485,808	58,203,152
	31	精密機械器具製造業	F31	百万円						
	32	その他の製造業	F32	百万円	4,695,880	3,933,093	3,607,287	3,721,151	3,752,559	3,722,713
電気・ガス・熱供給・水道業		電気・ガス・熱供給・水道業大分類	G							
	33	電気業	G33	人	127,256	148,753	153,058	142,113	140,604	139,095
	34	ガス業	G34	人	30,897	37,598	38,605	35,588	35,346	35,103
	35	熱供給業	G35	人	2,739	2,613	2,581	2,011	1,810	1,610
	36	上水道業	G361	人	124,743,531	124,796,337	124,817,005	124,657,159	124,465,601	124,369,524
	37	下水道業	G363	人	92,411,000	93,599,000	94,512,000	95,235,000	97,434,000	98,123,000
情報通信業		情報通信業大分類	H							
	38	通信業	H37	人	235,508	192,861	182,904	196,034	197,109	198,183
	39	放送業	H38	人	64,432	72,194	74,497	68,217	67,027	65,837
	40	情報サービス業	H39	人	1,011,539	1,108,899	1,157,929	1,044,779	1,023,441	1,002,102
	41	インターネット付随サービス業	H40	人	62,519	64,936	70,953	54,161	50,570	46,978
	42	映像・音声・文字情報制作業	H41	人	269,303	286,088	293,052	248,970	236,597	224,225
		運輸業大分類	I							
運輸業	43	鉄道業	I42	人	201,881	275,173	296,386	261,271	262,456	263,640
	44	道路旅客運送業	I43	人	590,039	621,855	630,536	563,476	548,922	534,367
	45	道路貨物運送業	I44	人	1,526,495	1,793,269	1,880,855	1,532,188	1,445,161	1,358,134
	46	上記以外の運輸通信業		人	571,344	921,305	1,036,304	925,355	929,194	933,033
		卸売・小売業大分類	J							
	47	各種商品卸売業	J49	人	37,538	37,936	40,916	41,092	42,144	43,196
卸売・小売業	48	各種商品小売業	J55	人	587,823	640,122	647,042	375,764	287,645	199,525
	49	自動車小売業	J571	人	581,489	636,711	648,121	538,840	506,216	473,593
	50	家具・じゅう器・機械器具小売業	J59	人	288,722	127,616	125,162	503,404	466,136	81,611
	51	燃料小売業	J603	人	374,342	394,418	389,742	339,246	320,855	302,465
	52	上記以外の卸売・小売業・飲食店小売業		人		10,377,323	10,448,332	9,908,889	9,770,652	9,632,416
		飲食店、宿泊業大分類	M							
	53	一般飲食店	M70	人	2,847,172	3,876,846	4,939,104	4,201,947	4,128,785	4,055,624
	54	上記以外の飲食店、宿泊業		人	1,931,850	1,315,040	1,085,155	1,218,885	1,198,758	1,178,630
		医療、福祉大分類	N							
	55	医療業	N73	床	1,751,842	1,743,293	1,730,215	1,712,439	1,703,853	1,695,114
医療、福祉	56	上記以外の医療、福祉		人	2,640,009	2,876,829	3,062,060	2,766,541	2,885,690	3,004,838
	57	教育、学習支援業大分類	O	人	2,990,446	3,086,902	3,135,750	2,993,051	2,992,400	3,004,440
教育、学習支援業	58	複合サービス事業大分類	P	人	687,875	406,970	369,604	342,426	320,928	299,430
サービス業		サービス業大分類	Q							
	59	写真業	Q808	人	49,197	53,803	53,721	48,716	47,020	45,325
	60	学術開発研究機関	Q81	人	272,538	303,752	312,191	252,841	248,442	244,043
	61	洗濯業	Q821	人	355,242	385,042	390,823	365,401	358,854	352,307
	62	自動車整備業	Q86	人	311,291	271,619	258,637	279,646	282,290	284,934
	63	と蓄場	Q932	人	3,081	4,052	4,312	2,477	2,280	1,834
				(頭)	1,237,578	1,227,764	1,218,663	1,174,221	1,199,510	1,184,999
	64	上記以外のサービス業		人	7,915,329	4,290,391	4,421,416	4,239,632	4,214,253	4,188,873
		公務大分類	R	人	1,842,038	1,868,690	1,874,179	2,203,871	2,187,800	2,187,940
公 務	65	公務大分類								

表一 資・Ⅱ・Ⅰ(4) 活動量指標 (新産業分類 (平成25年10月改訂版及び平成19年11月改訂版) の業種区分) (令和元年度実績値)

大分類	番号	産業分類	コード	順位	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	合計
商業・卸売	1	商業大分類	601	人	18,707	17,900	29,737	29,441	19,713	44,658	29,468	35,943	32,294	35,210	17,884	35,150	23,111	34,469	110,159	176,144	176,144	98,015	88,051	344,312	56,182	61,302	3,389,720	3,389,720	3,389,720	3,389,720	3,389,720
	2	百貨業	575	人	1,974,427	59,460	4,163,747	404,396	743,353	3,897,620	6,000,000	1,444,779	13,335,105	10,098,463	5,525,350	4,417,880	7,116,671	7,116,671	7,116,671	7,116,671	7,116,671	7,116,671	7,116,671	7,116,671	7,116,671	7,116,671	7,116,671	7,116,671	7,116,671	7,116,671	7,116,671
	3	百貨業	575	人	326	601	100	988	234	650	577	1,173	683	419	135	719	1,217	343	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081
	4	百貨業	575	人	326	601	100	988	234	650	577	1,173	683	419	135	719	1,217	343	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081
	5	百貨業	575	人	326	601	100	988	234	650	577	1,173	683	419	135	719	1,217	343	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081
	6	百貨業	575	人	326	601	100	988	234	650	577	1,173	683	419	135	719	1,217	343	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081
	7	百貨業	575	人	326	601	100	988	234	650	577	1,173	683	419	135	719	1,217	343	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081
	8	百貨業	575	人	326	601	100	988	234	650	577	1,173	683	419	135	719	1,217	343	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081
	9	百貨業	575	人	326	601	100	988	234	650	577	1,173	683	419	135	719	1,217	343	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081
	10	百貨業	575	人	326	601	100	988	234	650	577	1,173	683	419	135	719	1,217	343	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081	1,303	1,111	1,338	732	2,081
製造業	1	製造業大分類	601	人	18,707	17,900	29,737	29,441	19,713	44,658	29,468	35,943	32,294	35,210	17,884	35,150	23,111	34,469	110,159	176,144	176,144	98,015	88,051	344,312	56,182	61,302	3,389,720	3,389,720	3,389,720	3,389,720	3,389,720
	2	製造業大分類	601	人	18,707	17,900	29,737	29,441	19,713	44,658	29,468	35,943	32,294	35,210	17,884	35,150	23,111	34,469	110,159	176,144	176,144	98,015	88,051	344,312	56,182	61,302	3,389,720	3,389,720	3,389,720	3,389,720	3,389,720
	3	製造業大分類	601	人	18,707	17,900	29,737	29,441	19,713	44,658	29,468	35,943	32,294	35,210	17,884	35,150	23,111	34,469	110,159	176,144	176,144	98,0									

Ⅲ. 動物のふん尿及び動物の死体計算資料

表一 資・Ⅲ・1 都道府県別家畜飼育頭羽数（令和元年度実績値）

No.	都道府県名	乳用牛			肉用牛			豚			鶏			合 計
		特乳牛 (頭)	乾乳牛 (頭)	未経生 (頭)	2歳未満 (頭)	乳用種 (頭)	2歳未満 (頭)	繁殖豚 (頭)	肥育豚 (頭)	子豚 (頭)	成鶏 (羽)	ヒナ (羽)	ブロイラー (羽)	
1	北海道	390,800	69,000	35,600	325,500	328,700	110,300	63,300	615,267	31,467	5,240,500	1,414,000	5,003,500	13,713,633
2	青森県	7,280	1,270	630	2,650	24,700	16,120	33,790	303,400	18,133	5,259,000	2,579,500	7,015,000	15,276,313
3	岩手県	22,100	3,680	2,020	13,800	38,380	17,333	43,570	324,567	17,333	3,618,000	1,630,500	22,123,500	27,890,297
4	宮城県	11,200	1,860	900	4,500	9,730	39,950	18,970	155,667	6,820	3,537,500	579,000	2,078,000	6,495,257
5	秋田県	2,550	400	180	830	1,550	10,030	28,733	225,100	21,267	2,109,000	250,500	0	2,657,920
6	山形県	7,630	1,340	500	1,970	1,390	23,920	14,257	134,267	6,687	469,500	40,000	216,500	932,890
7	福島県	7,220	1,250	470	3,040	9,750	21,620	12,510	96,900	13,600	3,418,500	1,465,000	817,500	5,885,310
8	茨城県	16,000	2,720	1,050	4,510	19,600	20,490	40,020	402,167	5,130	13,274,500	3,187,000	1,231,000	18,214,257
9	栃木県	32,400	5,360	2,790	11,600	37,600	24,910	36,767	323,200	49,800	5,131,000	912,000	72,909	6,657,636
10	群馬県	19,800	3,380	1,630	9,110	24,500	19,560	55,367	548,800	20,133	5,287,000	2,954,000	1,483,500	10,437,500
11	埼玉県	5,010	830	420	2,010	6,050	6,890	8,317	74,433	7,727	2,396,500	1,580,500	28,273	4,121,059
12	千葉県	17,700	3,320	1,300	6,280	28,300	7,280	62,777	453,800	30,700	9,871,000	2,122,500	1,857,000	14,485,957
13	東京都	930	160	80	360	120	330	160	2,163	337	62,000	5,500	0	72,350
14	神奈川県	3,390	620	240	1,140	2,480	1,590	4,853	56,600	3,640	1,074,500	23,500	0	1,173,363
15	新潟県	4,000	670	290	1,260	7,260	3,320	15,813	147,767	9,367	5,172,000	1,572,000	891,500	7,827,227
16	富山県	1,190	210	90	450	1,260	1,410	2,603	25,933	4,037	889,000	116,500	0	1,043,573
17	石川県	1,950	360	90	790	450	2,200	1,993	16,467	1,410	928,000	257,000	0	1,211,480
18	福井県	600	100	40	280	780	1,010	277	2,083	117	673,500	1,000	70,000	750,157
19	山梨県	2,040	340	180	920	2,670	1,340	1,983	10,700	2,463	403,000	122,500	420,000	968,987
20	長野県	8,630	1,580	760	3,820	4,900	10,610	6,250	49,700	4,210	503,000	81,000	699,000	1,378,580
21	岐阜県	3,130	500	180	1,700	1,930	19,370	8,303	86,267	443	3,848,000	920,000	937,000	5,837,763
22	静岡県	8,780	1,510	640	2,680	11,700	5,500	11,353	89,967	6,327	4,229,500	766,000	1,141,000	6,276,857
23	愛知県	15,000	2,480	970	4,250	29,200	7,440	36,870	321,167	4,290	7,121,500	1,867,000	892,500	10,307,127
24	三重県	4,710	710	200	1,130	3,020	17,700	10,280	103,300	2,747	5,263,000	1,290,000	573,500	7,278,357
25	滋賀県	1,690	260	110	640	3,960	10,820	147	3,300	0	285,500	35,500	28,273	375,429
26	京都府	2,530	420	180	830	320	3,620	677	7,933	653	1,553,500	10,000	392,000	1,974,423
27	大阪府	930	140	30	130	280	340	10	1,460	0	50,500	5,500	0	59,460
28	兵庫県	8,030	1,220	730	3,190	7,720	27,980	1,127	20,900	390	4,768,500	1,252,000	2,452,000	8,563,777
29	奈良県	2,210	410	120	310	410	2,710	700	3,433	2,053	295,500	54,000	42,409	405,396
30	和歌山県	440	70	10	40	270	1,510	197	1,377	20	307,500	18,000	413,000	743,353
31	鳥取県	5,340	850	380	2,380	7,560	7,100	8,453	58,167	1,190	458,000	52,000	3,196,000	3,802,630
32	島根県	6,560	1,130	520	2,340	6,090	14,720	4,003	36,200	10	781,000	189,500	392,000	1,444,793
33	岡山県	10,400	1,720	750	3,930	18,700	8,150	4,277	17,533	19,710	7,419,500	2,657,500	3,156,500	13,325,190
34	広島県	5,030	790	460	2,400	11,100	8,250	12,750	89,700	14,463	6,924,500	2,748,000	685,500	10,508,463
35	山口県	1,660	250	90	620	2,770	6,970	2,987	18,000	2,533	1,327,500	609,000	1,548,000	3,525,350
36	徳島県	2,650	420	180	770	13,200	6,230	3,967	33,933	50	616,000	175,000	4,092,000	4,947,880
37	香川県	3,220	550	210	790	12,400	5,780	3,760	31,900	3,477	3,939,500	906,000	2,156,500	7,066,937
38	愛媛県	3,080	470	210	1,220	4,910	3,180	17,560	167,033	7,960	2,012,000	470,500	994,000	3,684,183
39	高知県	2,060	330	150	670	980	2,810	2,980	23,200	883	255,000	27,500	394,000	712,673
40	福岡県	7,570	1,240	580	2,950	7,810	9,280	6,870	65,667	7,983	2,860,000	499,500	1,234,500	4,648,750
41	佐賀県	1,510	250	100	380	1,060	3,740	7,493	68,733	4,480	323,000	78,500	3,843,000	4,379,757
42	長崎県	4,770	340	210	1,190	12,300	38,670	33,160	18,310	14,000	1,480,500	277,500	3,030,500	5,090,177
43	熊本県	26,000	4,140	2,520	11,700	27,600	60,300	26,900	228,600	14,167	1,643,000	236,000	3,726,000	6,051,367
44	大分県	6,900	1,260	780	3,390	11,200	22,900	10,760	118,700	2,890	1,106,500	159,500	2,565,000	4,026,880
45	宮崎県	8,300	1,390	660	3,210	22,100	124,900	78,227	662,867	82,967	3,372,500	761,000	28,124,000	33,339,360
46	鹿児島県	8,030	1,420	790	3,570	15,400	189,800	131,590	934,033	165,567	8,608,500	3,254,000	27,527,500	40,376,100
47	沖縄県	2,610	440	320	880	590	31,930	21,157	145,033	44,033	1,057,500	246,000	671,500	2,269,103
	全国	715,360	123,600	61,410	452,110	763,470	1,032,060	885,023	7,485,450	677,663	141,244,500	40,398,500	138,215,364	332,814,780

表一 資・Ⅲ・2 都道府県別動物のふん尿排出量総括表（令和元年度実績値）

No.	都道府県名	乳用牛				肉用牛				豚				鶏		合 計 (t/年)
		搾乳牛 (t/年)	乾乳牛 (t/年)	未経牛 (t/年)	2歳未満 (t/年)	乳用種 (t/年)	2歳未満 (t/年)	2歳以上 (t/年)	繁殖豚 (t/年)	肥育豚 (t/年)	子豚 (t/年)	成鶏 (t/年)	ヒナ (t/年)	ブロイラー (t/年)		
1	北海道	8,401,614	901,623	465,185	2,922,665	3,023,383	978,306	835,189	237,976	1,324,977	67,763	260,138	30,450	237,416	19,686,686	
2	青森県	156,509	16,595	8,232	23,794	227,191	142,976	125,132	130,793	653,372	39,050	261,057	55,550	332,862	2,173,113	
3	岩手県	475,117	48,217	26,395	123,910	157,286	340,411	348,207	163,826	698,954	37,327	179,598	35,113	1,049,760	3,684,122	
4	宮城県	240,783	24,305	11,760	40,406	89,497	354,337	303,670	71,318	335,228	14,687	176,594	12,469	98,601	1,773,653	
5	秋田県	54,821	5,227	2,352	17,639	14,257	88,961	75,820	58,523	484,753	45,798	104,691	5,395	0	997,549	
6	山形県	164,034	17,510	6,534	17,659	12,785	212,158	145,500	103,028	289,143	14,400	23,306	861	10,273	861,791	
7	福島県	155,219	16,334	6,141	27,296	89,681	191,759	174,932	47,031	208,674	29,288	169,694	31,549	38,790	1,186,388	
8	茨城県	343,976	35,542	13,720	40,495	180,281	181,736	98,137	150,455	866,066	11,047	638,946	68,632	58,411	2,707,446	
9	栃木県	696,551	70,039	36,457	104,156	345,845	220,939	168,597	138,224	696,011	107,244	254,703	19,640	3,460	2,861,867	
10	群馬県	425,670	44,166	21,299	81,799	225,351	173,487	104,472	208,151	1,181,841	43,357	262,447	63,614	70,392	2,906,047	
11	埼玉県	107,707	10,846	5,488	18,048	55,648	61,111	39,957	31,267	160,292	16,639	118,962	34,036	1,342	661,342	
12	千葉県	380,523	43,382	16,987	56,388	260,303	64,570	38,982	226,009	977,258	109,182	489,996	45,708	88,115	2,807,405	
13	東京都	19,994	2,091	1,045	3,232	1,104	2,927	2,047	602	4,659	7,725	3,078	118	0	41,621	
14	神奈川県	72,880	8,102	3,136	10,236	22,811	14,103	7,894	18,246	121,888	7,839	53,338	506	0	340,978	
15	新潟県	85,994	8,755	3,789	11,314	66,777	29,447	19,296	59,450	318,216	20,171	256,738	33,853	42,302	956,102	
16	富山県	25,583	2,744	1,176	4,041	11,689	12,506	8,673	9,787	55,847	8,693	44,130	2,509	0	187,279	
17	石川県	41,922	4,704	1,176	2,514	7,174	19,513	7,504	7,494	35,461	3,036	46,066	5,534	0	183,643	
18	福井県	12,899	1,307	523	2,514	7,174	8,958	3,606	1,040	4,486	251	33,433	22	3,322	79,534	
19	山梨県	43,857	4,443	2,352	8,261	24,559	11,885	8,284	7,456	23,042	5,305	20,005	2,638	19,929	182,015	
20	長野県	185,532	20,646	9,931	34,300	45,070	94,105	49,897	23,497	107,029	9,066	24,969	1,744	33,168	638,954	
21	岐阜県	67,290	6,534	2,352	15,264	17,752	171,802	106,616	31,216	185,775	955	191,015	19,812	44,461	860,844	
22	静岡県	188,757	19,731	8,363	24,064	107,617	48,782	18,516	42,683	193,743	13,624	209,952	16,496	54,140	946,469	
23	愛知県	322,478	32,406	11,891	38,161	268,582	65,989	44,050	138,613	691,632	9,239	353,511	40,206	42,349	2,059,106	
24	三重県	101,258	9,278	2,613	10,146	27,778	156,990	83,421	38,648	222,457	5,915	261,255	27,780	27,213	974,752	
25	滋賀県	36,332	3,397	1,437	5,747	36,424	95,968	50,969	551	7,107	0	14,172	764	1,342	254,211	
26	京都府	54,391	5,488	2,352	7,453	32,943	32,108	18,127	2,544	16,869	1,407	77,116	215	18,600	239,613	
27	大阪府	19,994	1,829	392	1,167	2,575	3,016	1,364	38	3,144	0	2,507	118	0	36,145	
28	兵庫県	172,633	15,942	9,539	28,643	71,009	248,169	194,813	4,236	45,008	840	236,708	26,962	116,347	1,170,848	
29	奈良県	47,512	5,357	1,568	2,783	3,771	24,036	11,012	2,632	7,394	4,422	14,669	1,163	2,012	128,332	
30	和歌山県	9,459	915	131	359	2,483	13,393	8,966	739	2,965	43	15,264	388	19,597	74,702	
31	鳥取県	114,802	11,107	4,965	21,370	69,537	62,973	50,774	31,780	125,262	2,563	22,735	1,120	151,650	670,639	
32	島根県	141,030	14,766	6,795	21,011	56,016	130,559	104,472	15,051	77,957	22	38,769	4,081	18,600	629,127	
33	岡山県	223,584	22,475	9,800	35,287	172,003	72,286	63,541	16,078	37,758	42,445	368,304	57,229	149,776	1,270,568	
34	広島県	108,137	10,323	6,011	21,550	102,098	73,173	53,795	47,934	193,169	31,147	343,722	59,178	32,527	1,082,774	
35	山口県	35,688	3,267	1,176	5,567	25,478	61,820	48,435	11,228	38,763	5,456	65,897	13,115	73,453	389,343	
36	徳島県	56,971	5,488	2,352	6,914	121,414	55,257	33,914	14,913	73,075	108	30,578	3,769	194,165	598,918	
37	香川県	69,225	7,187	2,744	7,093	114,055	51,266	27,775	14,136	68,697	7,487	195,557	19,511	102,326	687,058	
38	愛媛県	66,215	6,141	2,744	10,954	45,162	28,205	20,076	66,017	359,706	17,142	99,876	10,132	47,165	779,536	
39	高知県	44,287	4,312	1,960	6,016	9,014	24,923	20,563	11,203	49,961	1,902	12,658	592	18,695	206,088	
40	福岡県	158,444	16,203	7,579	26,488	71,836	82,309	48,728	25,828	141,413	17,192	141,970	9,465	58,577	806,032	
41	佐賀県	32,463	3,267	1,307	3,412	9,750	299,257	170,644	28,171	148,017	9,648	16,034	1,690	182,350	906,009	
42	熊本県	102,548	10,062	4,443	10,685	113,135	342,984	323,161	68,836	383,682	30,149	73,492	5,976	143,797	1,612,950	
43	鹿嶋県	558,961	54,097	32,929	105,054	253,865	534,831	433,090	101,131	492,290	30,508	81,559	5,082	176,799	2,860,195	
44	大分県	148,340	16,464	10,192	28,823	103,018	195,129	175,419	40,452	255,620	6,224	54,927	3,435	121,709	1,161,368	
45	宮崎県	178,438	18,163	8,624	28,823	203,276	1,107,801	947,652	294,093	1,427,483	178,669	167,411	16,388	1,334,484	5,911,304	
46	鹿児島県	172,633	18,555	10,323	32,055	141,649	1,683,431	1,324,413	494,713	2,011,441	356,548	427,326	70,075	1,306,180	8,049,342	
47	沖縄県	56,111	5,749	4,181	7,902	5,427	283,203	459,111	79,538	312,329	94,826	52,494	5,298	31,863	1,398,032	
全国		15,379,167	1,615,081	802,444	4,059,496	7,022,397	9,153,556	7,409,211	3,327,245	16,119,917	1,459,348	7,011,377	869,952	6,558,319	80,787,840	

* 子豚の原単位は肥育豚と同様とした。

表一 資・Ⅲ・3 都道府県別動物の死体の原単位 (平成30年度実績値)

No.	都道府県名	共済加入の頭数						共済加入の死亡数						共済加入の死亡率					
		乳用牛	肉用牛	種豚	肉豚	乳用牛	肉用牛	種豚	肉用牛	種豚	肉用牛	乳用牛	肉用牛	種豚	肉用牛	乳用牛	肉用牛	種豚	肉用牛
1	北海道	1,398,099	286,916	5,583	80,705	92,039	11,779	154	8,639	0	0.066	0.041	0.028	0.107	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
2	青森県	11,157	34,270	366	4,087	610	469	0	0	0	0.055	0.014	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
3	岩手県	37,626	90,190	1,831	36,220	3,534	2,967	19	1,161	0.033	0.010	0.007	0.007	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
4	宮城県	27,769	78,234	373	4,983	1,941	2,290	2	35	0.075	0.039	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
5	秋田県	5,215	19,897	9,904	78,772	393	658	0	0	0.093	0.035	0.062	0.036	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
6	山形県	20,358	41,659	5,957	76,832	1,885	1,470	370	2,745	0.187	0.031	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
7	福島県	3,461	34,082	1,965	16,532	647	1,046	0	0	0.076	0.021	0.006	0.006	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
8	茨城県	28,525	34,098	24,310	195,664	2,174	703	157	10,733	0.838	0.044	0.003	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
9	栃木県	4,600	34,348	6,299	11,607	3,854	1,506	19	0	0.054	0.014	0.003	0.020	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
10	群馬県	41,559	17,981	5,343	39,868	2,233	249	14	794	0.073	0.038	0.115	0.199	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
11	埼玉県	16,328	2,205	619	3,138	1,196	83	71	625	0.041	0.026	0.000	0.223	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
12	千葉県	55,204	15,647	41,376	437,800	3,580	412	1,701	97,648	0.087	0.028	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
13	東京都	2,107	599	0	0	184	17	0	0	0.039	0.036	0.044	0.212	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
14	神奈川県	8,229	3,588	2,082	24,445	812	128	91	5,190	0.082	0.039	0.001	0.075	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
15	新潟県	9,211	7,467	7,909	65,929	757	290	10	4,973	0.056	0.039	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
16	富山県	4,756	2,713	579	8,618	265	105	0	0	0.070	0.039	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
17	石川県	4,670	1,521	1,015	8,887	329	60	0	0	0.155	0.033	0.034	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
18	福井県	824	1,721	208	0	128	57	7	0	0.091	0.035	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
19	山梨県	5,869	3,983	1,090	8,645	594	141	0	0	0.096	0.030	0.100	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
20	長野県	17,492	11,993	539	3,245	1,674	361	54	0	0.076	0.034	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
21	岐阜県	8,602	39,862	3,240	41,536	599	1,004	0	650	0.070	0.025	0.000	0.016	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
22	静岡県	13,338	11,031	2,031	15,729	1,523	313	10	142	0.127	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
23	愛知県	35,816	24,614	1,080	4,949	3,378	616	32	0	0.094	0.025	0.030	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
24	三重県	10,672	13,375	0	0	807	454	0	0	0.083	0.018	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
25	滋賀県	2,230	18,001	0	0	185	332	0	0	0.079	0.018	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
26	京都府	5,218	2,399	0	0	414	42	0	0	0.127	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
27	大阪府	1,088	59	0	0	138	0	0	0	0.109	0.020	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
28	兵庫県	21,838	50,497	75	985	2,783	2,142	4	36	0.104	0.043	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
29	奈良県	2,760	2,684	0	0	302	53	0	0	0.061	0.024	0.000	0.205	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
30	和歌山県	497	1,723	0	0	54	47	0	0	0.080	0.028	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
31	鳥取県	12,827	19,580	0	35,203	1,340	840	0	0	0.081	0.019	0.066	0.239	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
32	島根県	19,579	38,935	1,700	16,578	1,200	925	0	3,406	0.107	0.031	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
33	岡山県	29,029	24,519	0	0	2,308	678	0	0	0.116	0.015	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
34	広島県	11,299	22,518	2,981	29,746	920	427	197	7,108	0.087	0.024	0.136	0.111	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
35	山口県	2,328	14,129	1,409	13,734	248	442	0	0	0.096	0.033	0.059	0.143	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
36	徳島県	2,934	8,854	0	0	341	132	0	0	0.086	0.020	0.000	0.186	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
37	香川県	10,018	21,872	983	3,832	872	523	134	425	0.090	0.035	0.000	0.125	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
38	愛媛県	8,312	11,478	2,385	53,403	795	374	140	7,618	0.109	0.027	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
39	高知県	4,982	7,068	722	23,773	429	143	0	4,411	0.080	0.028	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
40	福岡県	21,075	14,349	757	9,490	1,896	508	0	1,183	0.129	0.051	0.090	0.158	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
41	佐賀県	4,179	53,057	0	0	454	1,751	0	0	0.082	0.034	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
42	長崎県	9,129	55,567	3,403	97,611	1,176	2,818	305	15,442	0.096	0.030	0.000	0.254	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
43	熊本県	47,912	103,394	284	0	3,922	3,507	0	0	0.096	0.028	0.046	0.194	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
44	大分県	11,179	51,064	4,895	39,513	1,076	1,555	0	10,026	0.096	0.028	0.046	0.194	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
45	宮崎県	17,355	241,114	18,706	135,924	1,670	6,764	853	26,385	0.103	0.034	0.043	0.196	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
46	鹿児島県	13,877	328,890	1,891	88,362	1,436	11,240	82	17,309	0.124	0.039	0.062	0.132	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
47	沖縄県	2,430	75,012	3,811	0	301	2,889	235	226,684	0.073	0.033	0.028	0.132	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	全国	2,033,562	1,978,757	167,701	1,716,345	149,336	65,310	4,661	226,684	0.073	0.033	0.028	0.132	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

* 動物の死体の原単位については平成30年度家畜共済統計表(農林水産省)の動物の死亡率を用いて推計した。

表一 資・Ⅲ・4 都道府県別動物の死体の原単位 (平成30年度実績値)

No.	都道府県名	動物の死体の原単位 (t/頭)										畜種別動物の死体 (t/年)										動物の死体 (t/年)
		乳用牛					豚					死体の原単位×頭数										
		搾乳生	乾乳生	未経牛	2歳未満	乳用種	2歳未満	2歳以上	繁殖豚	肥育豚	子豚	乳用生	肉用生	種豚	肉豚							
1	北海道	0.0428	0.039	0.018	0.018	0.020	0.012	0.023	0.006	0.007	0.002	25,866	9,703	393	4,666	40,628						
2	青森県	0.0355	0.033	0.015	0.015	0.007	0.004	0.008	0.000	0.000	0.000	349	323	0	0	672						
3	岩手県	0.0611	0.056	0.025	0.025	0.016	0.010	0.018	0.002	0.002	0.001	1,958	1,292	102	737	4,090						
4	宮城県	0.0454	0.042	0.019	0.019	0.014	0.009	0.016	0.001	0.000	0.000	689	988	23	77	1,777						
5	秋田県	0.0490	0.045	0.020	0.020	0.016	0.010	0.018	0.000	0.000	0.000	164	265	0	0	429						
6	山形県	0.0602	0.056	0.025	0.025	0.017	0.011	0.019	0.014	0.003	0.001	595	566	199	340	1,701						
7	福島県	0.1215	0.112	0.050	0.050	0.015	0.009	0.017	0.000	0.000	0.000	1,195	644	0	0	1,839						
8	茨城県	0.0495	0.046	0.021	0.021	0.010	0.006	0.011	0.001	0.004	0.001	1,031	433	58	1,549	3,071						
9	栃木県	0.0446	0.503	0.226	0.226	0.021	0.013	0.024	0.001	0.000	0.000	23,594	1,528	25	0	25,147						
10	群馬県	0.0349	0.032	0.015	0.015	0.007	0.004	0.008	0.001	0.000	0.000	956	324	33	772	2,085						
11	埼玉県	0.0476	0.044	0.020	0.020	0.018	0.011	0.021	0.026	0.014	0.003	323	271	215	1,063	1,872						
12	千葉県	0.0422	0.039	0.018	0.018	0.013	0.008	0.014	0.009	0.016	0.004	1,008	469	581	7,272	9,330						
13	東京都	0.0568	0.052	0.024	0.024	0.013	0.009	0.016	0.000	0.000	0.000	72	8	0	0	79						
14	神奈川県	0.0641	0.059	0.027	0.027	0.017	0.011	0.020	0.010	0.015	0.004	291	75	48	854	1,268						
15	新潟県	0.0534	0.049	0.022	0.022	0.018	0.012	0.021	0.000	0.005	0.001	281	215	4	792	1,292						
16	富山県	0.0362	0.033	0.015	0.015	0.018	0.012	0.021	0.000	0.000	0.000	58	58	0	0	117						
17	石川県	0.0458	0.042	0.019	0.019	0.016	0.010	0.022	0.000	0.000	0.000	121	51	0	0	172						
18	福井県	0.1010	0.093	0.042	0.042	0.016	0.010	0.018	0.008	0.000	0.000	83	29	2	0	114						
19	山梨県	0.0591	0.055	0.025	0.025	0.017	0.011	0.019	0.000	0.000	0.000	166	76	0	0	242						
20	長野県	0.0622	0.057	0.026	0.026	0.014	0.009	0.017	0.023	0.000	0.000	746	251	141	0	1,137						
21	岐阜県	0.0453	0.042	0.019	0.019	0.012	0.008	0.014	0.000	0.001	0.000	198	321	0	95	614						
22	静岡県	0.0742	0.069	0.031	0.031	0.013	0.009	0.016	0.001	0.001	0.000	857	234	13	58	1,162						
23	愛知県	0.0613	0.057	0.025	0.025	0.012	0.008	0.014	0.007	0.000	0.000	1,191	465	246	0	1,902						
24	三重県	0.0492	0.045	0.020	0.020	0.016	0.010	0.019	0.000	0.000	0.000	291	389	0	0	680						
25	滋賀県	0.0539	0.050	0.022	0.022	0.009	0.006	0.010	0.000	0.000	0.000	121	148	0	0	268						
26	京都府	0.0516	0.048	0.021	0.021	0.008	0.005	0.010	0.000	0.000	0.000	172	40	0	0	212						
27	大阪府	0.0824	0.076	0.034	0.034	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	93	0	0	0	93						
28	兵庫県	0.0828	0.076	0.034	0.034	0.020	0.013	0.023	0.012	0.003	0.001	893	978	14	54	1,939						
29	奈良県	0.0711	0.066	0.030	0.030	0.009	0.006	0.011	0.000	0.000	0.000	197	32	0	0	229						
30	和歌山県	0.0706	0.065	0.029	0.029	0.013	0.008	0.015	0.000	0.000	0.000	37	30	0	0	67						
31	鳥取県	0.0679	0.063	0.028	0.028	0.020	0.013	0.024	0.020	0.000	0.000	494	368	0	0	862						
32	島根県	0.0398	0.037	0.017	0.017	0.011	0.007	0.013	0.000	0.014	0.003	350	314	0	521	1,185						
33	岡山県	0.0517	0.048	0.021	0.021	0.013	0.008	0.015	0.000	0.000	0.000	720	412	0	0	1,132						
34	広島県	0.0529	0.049	0.022	0.022	0.009	0.006	0.010	0.015	0.017	0.004	368	204	190	1,557	2,319						
35	山口県	0.0692	0.064	0.029	0.029	0.015	0.009	0.017	0.000	0.000	0.000	151	192	0	0	343						
36	徳島県	0.0755	0.070	0.031	0.031	0.007	0.004	0.008	0.000	0.000	0.000	259	150	0	0	409						
37	香川県	0.0566	0.052	0.024	0.024	0.011	0.007	0.013	0.031	0.008	0.002	234	220	115	254	824						
38	愛媛県	0.0622	0.057	0.026	0.026	0.015	0.010	0.018	0.013	0.010	0.002	255	144	232	1,687	2,318						
39	高知県	0.0560	0.052	0.023	0.023	0.010	0.006	0.011	0.000	0.013	0.003	151	50	0	304	505						
40	福岡県	0.0585	0.054	0.024	0.024	0.017	0.011	0.019	0.000	0.009	0.002	584	327	0	589	1,500						
41	佐賀県	0.0706	0.065	0.029	0.029	0.016	0.010	0.018	0.000	0.000	0.000	137	668	0	0	805						
42	長崎県	0.0837	0.077	0.035	0.035	0.024	0.015	0.028	0.020	0.011	0.003	512	1,810	369	2,010	4,700						
43	熊本県	0.0632	0.049	0.022	0.022	0.016	0.010	0.019	0.000	0.000	0.000	1,901	1,887	0	0	3,788						
44	大分県	0.0626	0.058	0.026	0.026	0.014	0.009	0.017	0.000	0.018	0.004	613	664	0	2,120	3,398						
45	宮崎県	0.0625	0.058	0.026	0.026	0.013	0.008	0.015	0.010	0.014	0.003	700	2,846	803	9,273	13,621						
46	鹿児島県	0.0673	0.062	0.028	0.028	0.016	0.010	0.019	0.010	0.014	0.003	750	4,750	1,284	13,343	20,127						
47	沖縄県	0.0805	0.074	0.033	0.033	0.018	0.012	0.021	0.014	0.000	0.000	283	1,378	294	0	1,954						
全国		0.0477	0.044	0.020	0.020	0.016	0.010	0.018	0.006	0.009	0.002	72,061	36,592	5,381	49,985	164,020						

* 動物の死体の原単位については平成30年度家畜共済統計表(農林水産省)の動物の死亡率を用いて推計した。

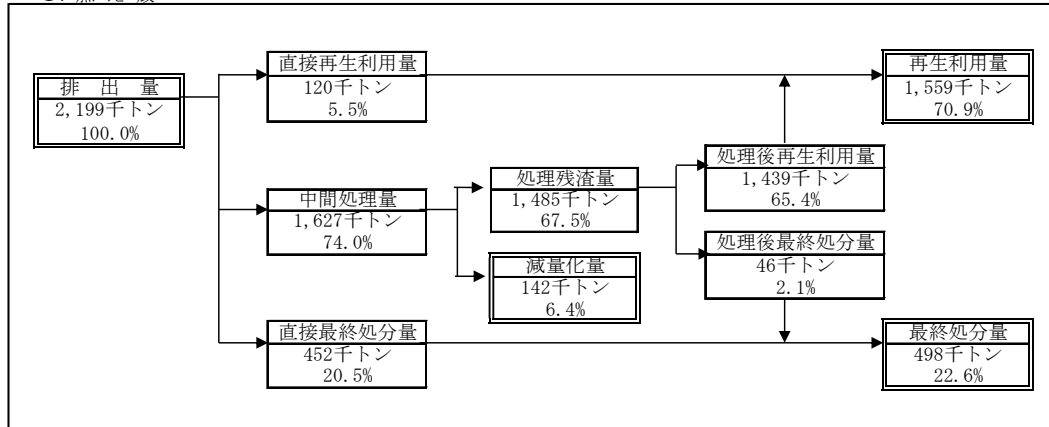
IV. 下水污泥資料

表一資・IV 都道府県別濃縮汚泥量（令和元年度実績値）

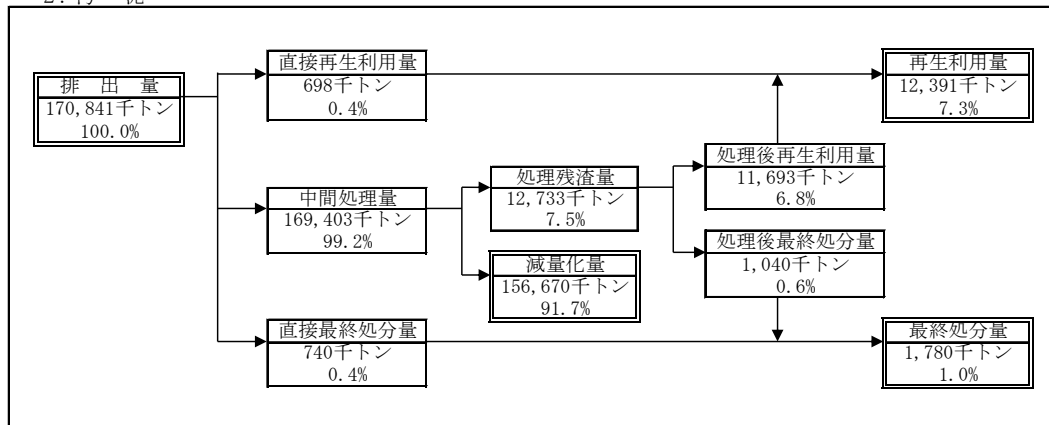
(単位:m3/年)											
No.	都道府県名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和元年度
1	北海道	4,396,355	4,304,520	4,301,168	4,349,727	4,479,715	4,264,945	4,413,075	4,365,998	4,293,946	4,224,957
2	青森県	533,688	509,442	533,370	545,603	563,700	549,482	534,204	589,745	595,359	574,001
3	岩手県	516,172	480,127	442,880	476,155	459,304	430,281	447,695	434,462	427,903	429,627
4	宮城県	1,494,379	1,379,417	724,262	1,117,127	1,154,105	1,260,660	1,450,793	1,528,760	1,559,192	1,620,500
5	秋田県	365,224	341,912	339,069	333,376	334,813	344,126	351,508	353,943	361,504	363,804
6	山形県	626,009	596,801	556,842	553,219	567,124	555,338	669,594	674,924	609,969	583,206
7	福島県	808,319	736,698	745,284	811,030	841,748	852,208	857,781	863,614	878,255	945,728
8	茨城県	1,453,988	1,440,392	1,442,047	1,423,653	1,577,098	1,514,728	1,612,694	1,686,391	1,716,334	1,815,096
9	栃木県	995,352	901,091	883,382	860,653	909,957	921,785	943,076	954,640	995,242	1,012,041
10	群馬県	1,015,570	992,033	968,034	986,063	964,246	1,023,725	961,966	1,066,163	1,091,835	1,139,479
11	埼玉県	3,978,936	4,026,552	4,360,671	4,142,274	4,278,587	2,955,260	3,288,192	3,306,837	3,504,737	3,351,828
12	千葉県	3,358,617	3,384,808	3,308,685	3,325,815	3,439,296	3,353,648	3,467,774	3,495,156	3,355,279	3,381,265
13	東京都	11,899,285	11,402,100	11,664,932	11,904,792	11,689,573	14,318,944	12,787,581	11,944,094	12,316,504	11,786,006
14	神奈川県	5,170,520	5,231,734	5,213,075	5,075,123	5,092,678	5,082,087	5,074,630	5,079,228	5,197,921	5,186,490
15	新潟県	1,275,397	1,198,623	1,249,505	1,239,470	1,197,185	1,203,779	1,289,258	1,332,433	1,297,485	1,355,431
16	富山県	534,831	712,863	725,559	622,194	590,717	628,953	670,282	663,974	697,145	802,994
17	石川県	743,860	765,938	786,194	778,855	780,192	812,445	783,761	799,942	837,095	843,057
18	福井県	476,457	529,092	535,941	521,526	531,758	546,078	508,501	683,868	667,264	668,114
19	山梨県	357,178	362,666	391,275	390,933	395,638	410,551	444,073	452,492	460,181	459,088
20	長野県	1,560,043	1,258,833	1,282,601	1,303,059	1,635,798	1,610,802	1,375,744	1,384,038	1,417,631	1,388,356
21	岐阜県	1,241,678	1,235,984	1,170,554	1,121,516	1,229,732	1,139,695	1,172,208	1,192,727	1,146,448	1,181,370
22	静岡県	1,776,753	1,801,744	1,779,578	1,846,057	1,799,153	1,778,085	1,649,335	1,819,739	1,827,985	1,794,271
23	愛知県	5,493,271	5,869,974	6,337,115	7,274,099	7,276,915	6,829,147	7,182,043	6,568,841	6,397,406	6,768,230
24	三重県	646,848	580,490	595,011	598,093	655,510	623,561	646,409	826,480	618,662	663,817
25	滋賀県	861,025	874,020	905,797	878,985	925,416	932,465	957,464	1,023,635	1,088,093	1,070,305
26	京都府	2,049,180	2,209,657	2,199,928	2,467,434	2,153,460	2,058,917	1,972,108	1,969,303	1,987,952	1,890,468
27	大阪府	5,591,463	5,991,162	5,872,863	5,734,253	5,733,229	5,805,620	5,915,136	5,931,878	5,967,557	5,688,569
28	兵庫県	3,469,123	3,049,274	3,055,270	3,053,184	3,204,550	3,170,113	3,737,538	3,174,317	3,870,247	3,641,801
29	奈良県	575,785	587,347	589,382	609,184	607,722	619,783	626,083	658,961	660,788	706,864
30	和歌山県	155,337	152,598	149,756	176,286	174,763	178,247	187,478	178,711	176,241	170,313
31	鳥取県	405,279	240,502	234,652	250,590	323,166	260,639	430,515	490,501	447,679	476,045
32	島根県	234,637	188,764	380,680	207,793	199,179	197,942	235,688	221,581	230,762	192,747
33	岡山県	895,949	1,028,550	1,037,379	947,033	980,297	985,495	993,469	1,028,339	1,022,255	1,013,262
34	広島県	1,663,622	1,697,677	1,720,719	1,839,148	1,915,678	1,854,563	1,935,828	1,930,501	1,932,602	1,934,711
35	山口県	829,578	778,121	763,330	778,764	768,625	773,343	769,116	879,144	895,152	895,286
36	徳島県	117,879	61,761	120,120	113,417	98,816	96,392	93,390	91,991	102,392	83,440
37	香川県	297,604	303,622	293,672	294,442	311,340	315,779	318,106	299,080	304,614	294,291
38	愛媛県	595,555	567,835	551,535	563,538	580,709	591,630	598,101	627,294	615,715	607,386
39	高知県	433,924	47,813	45,582	40,257	44,686	43,660	42,732	42,239	50,083	51,181
40	福岡県	3,442,649	2,599,003	2,343,405	2,369,262	2,438,651	2,555,822	2,584,824	2,661,658	2,688,104	2,588,182
41	佐賀県	226,131	551,987	481,177	372,541	322,896	462,119	285,006	285,449	264,533	266,416
42	長崎県	703,578	641,616	677,539	695,791	662,114	642,063	640,603	656,988	667,328	636,381
43	熊本県	800,125	795,876	747,581	788,711	811,294	823,038	801,528	765,245	773,818	763,975
44	大分県	441,915	470,762	466,737	477,504	469,272	463,724	449,592	455,426	453,646	473,471
45	宮崎県	408,988	470,446	399,288	379,038	371,006	375,151	385,277	397,008	394,232	397,838
46	鹿児島県	514,234	499,828	519,980	505,663	509,544	536,844	600,556	639,243	606,442	618,261
47	沖縄県	756,662	859,592	894,334	902,621	909,377	943,187	925,126	964,696	927,734	946,995
	合計	76,188,949	74,711,642	74,787,741	76,045,849	76,960,335	77,696,848	78,067,442	77,441,679	78,399,250	77,746,941
											78,898,204

V. 産業廃棄物の種類別処理状況フロー

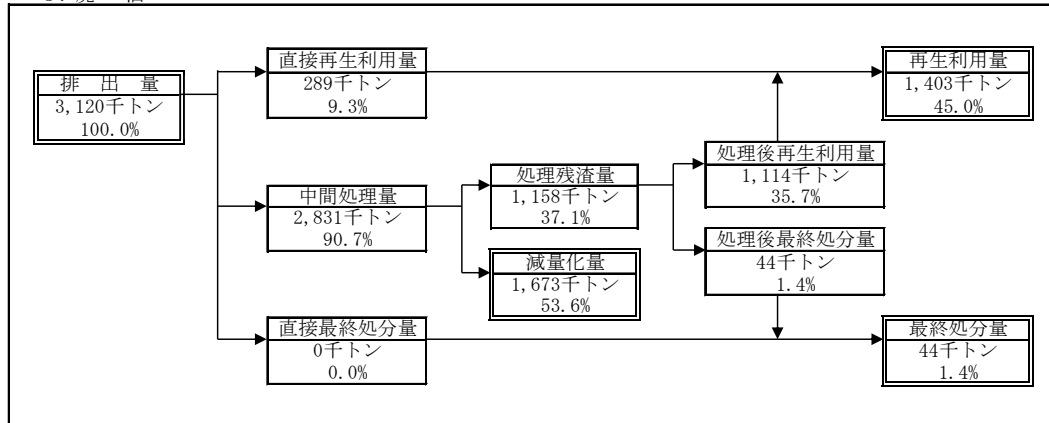
1. 燃 え 殻



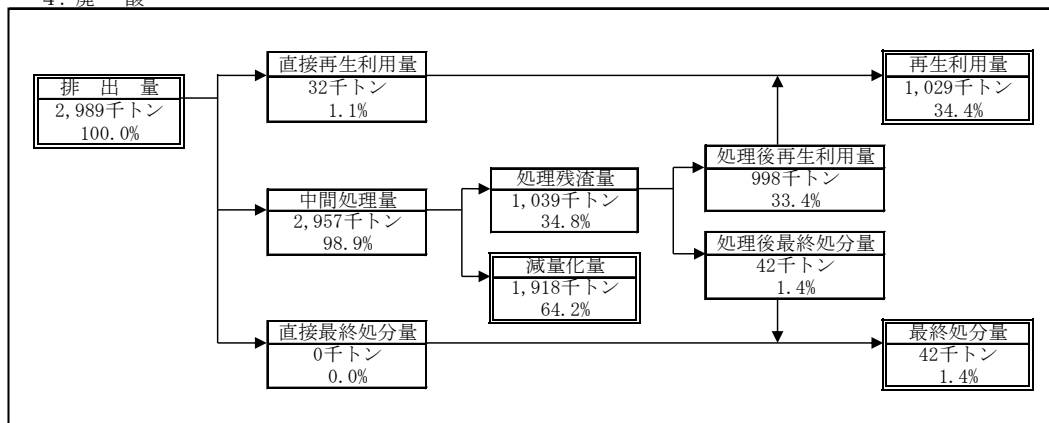
2. 汚 泥



3. 廃 油

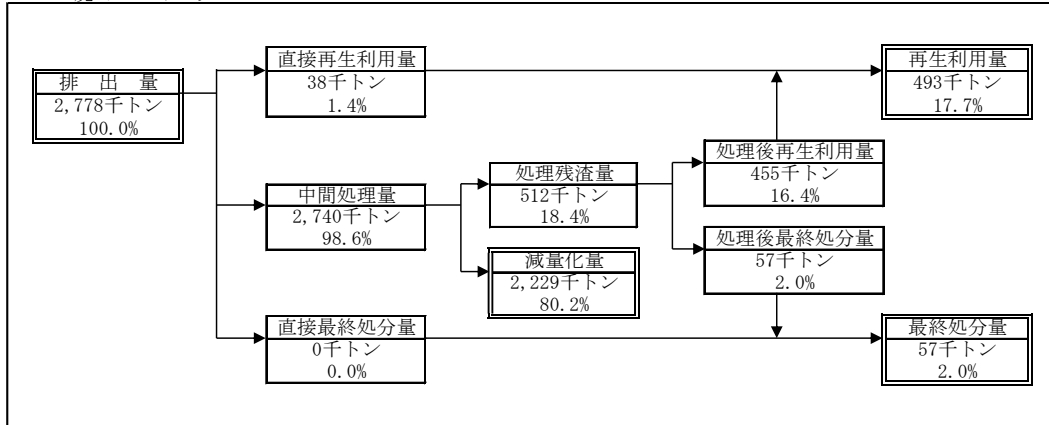


4. 廃 酸

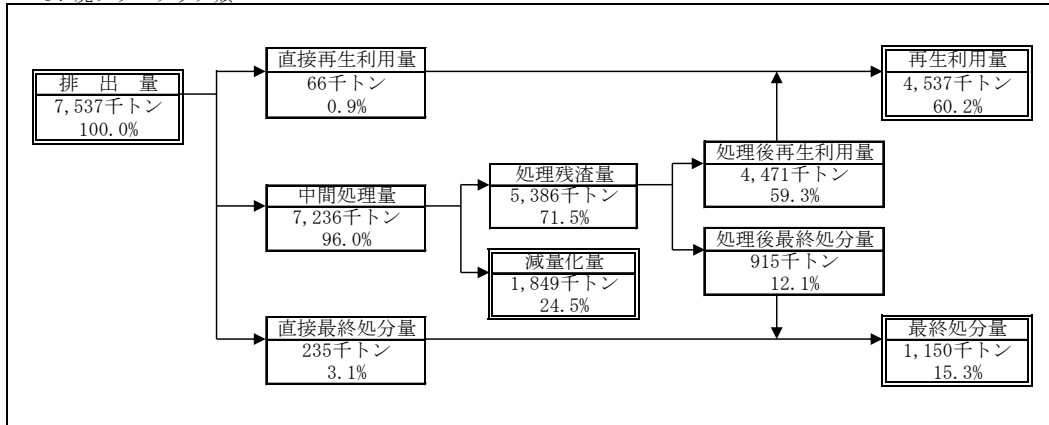


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

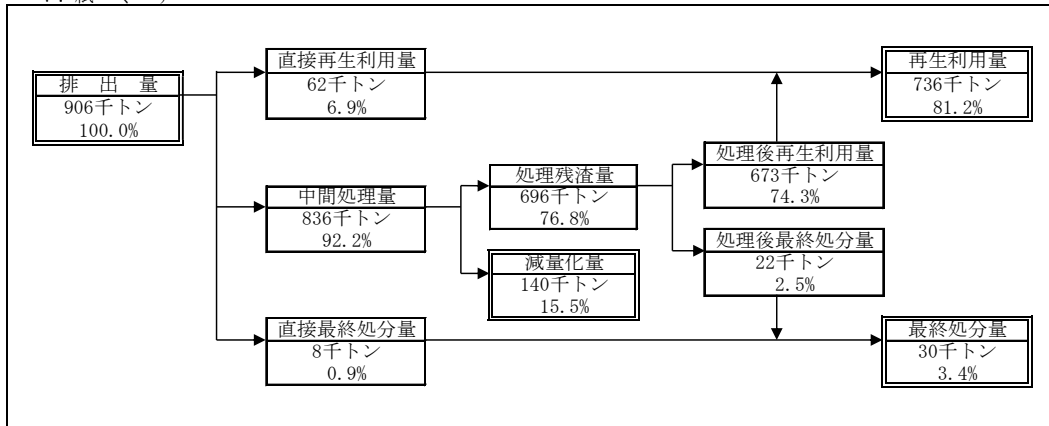
5. 廃アルカリ



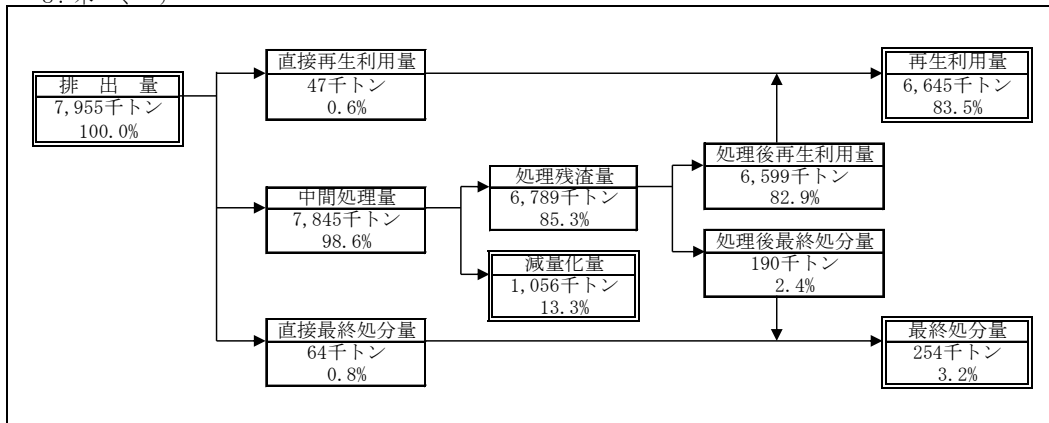
6. 廃プラスチック類



7. 紙くず

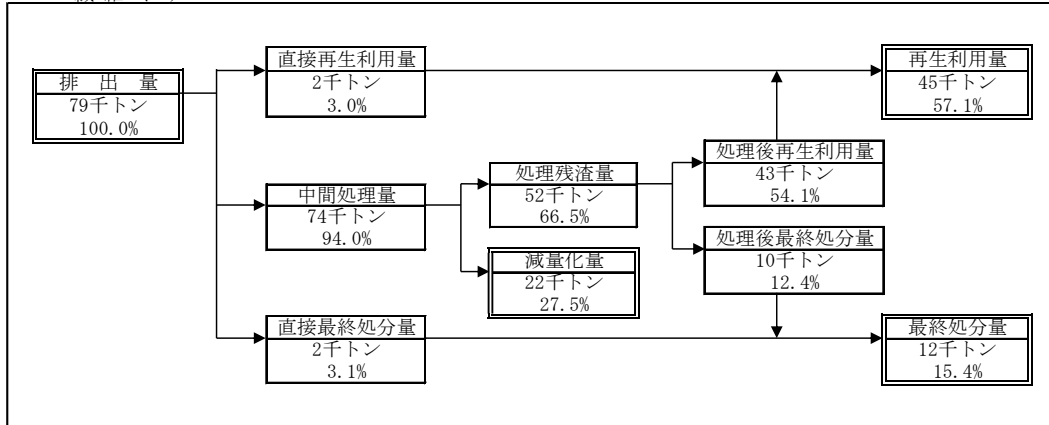


8. 木くず

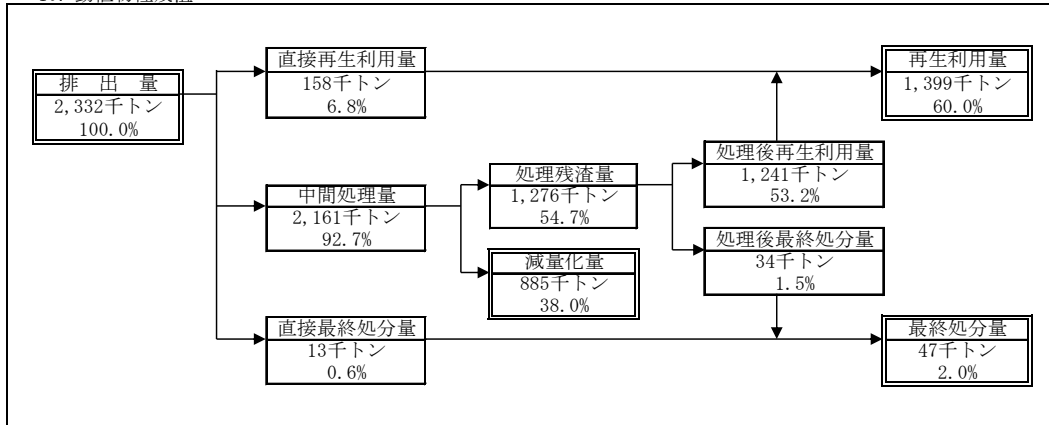


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

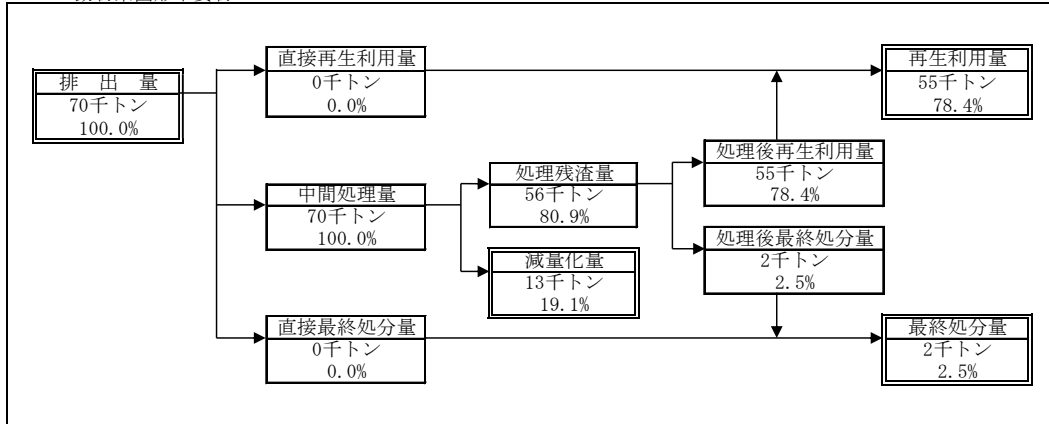
9. 繊維くず



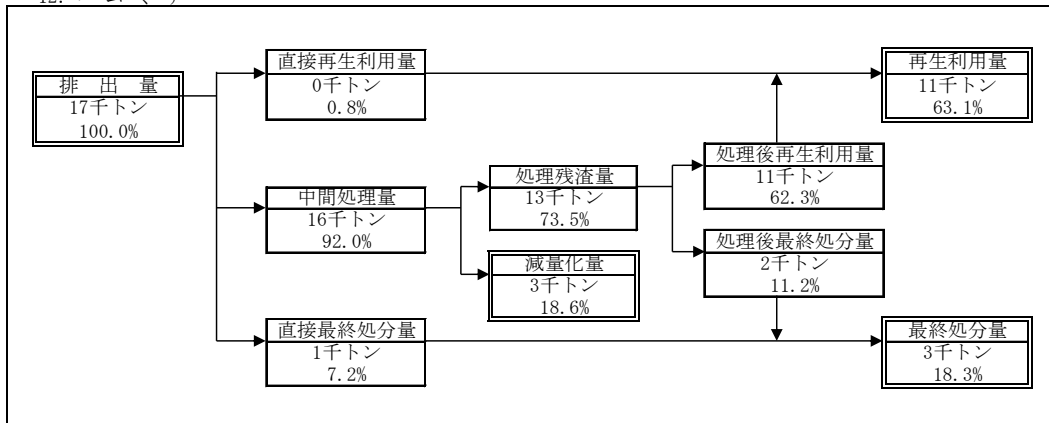
10. 動植物性残渣



11. 動物系固形不要物

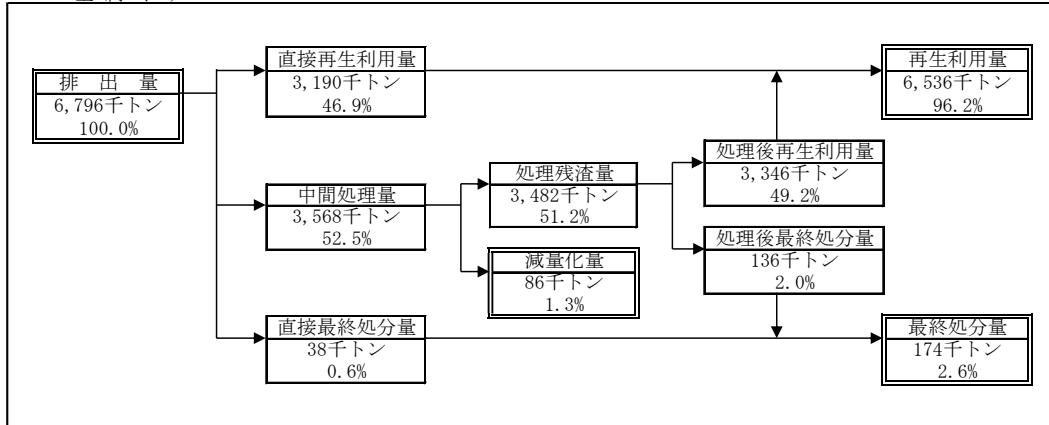


12. ゴムくず

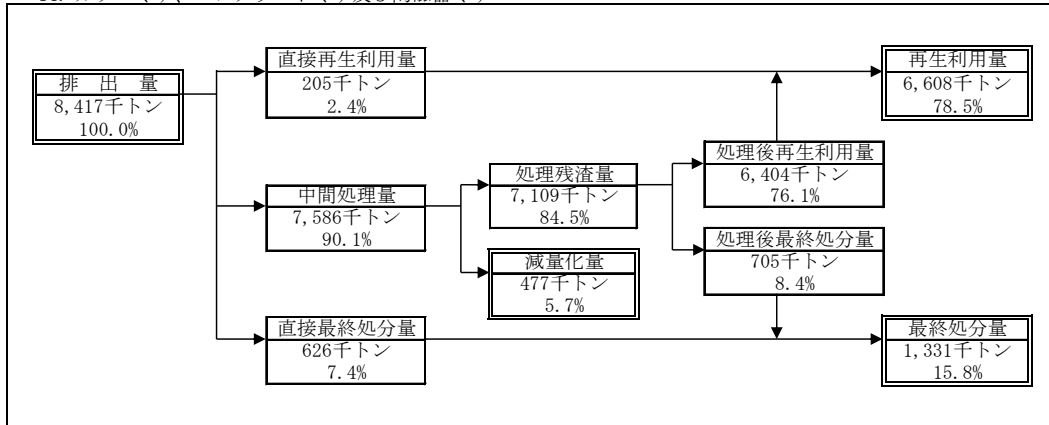


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

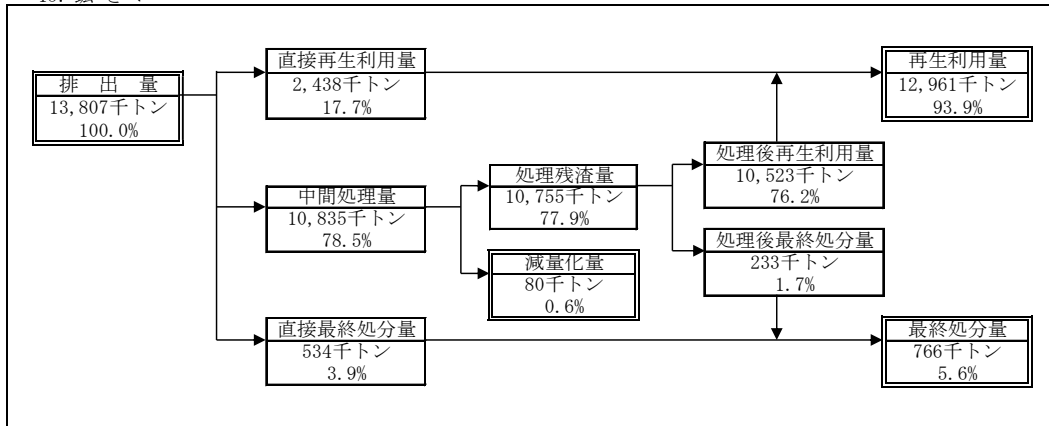
13. 金属くず



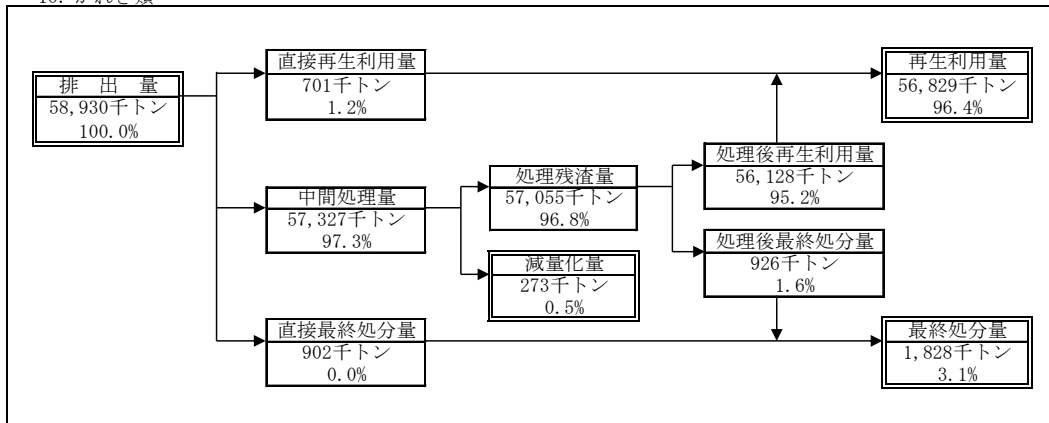
14. ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず



15. 鉄さび

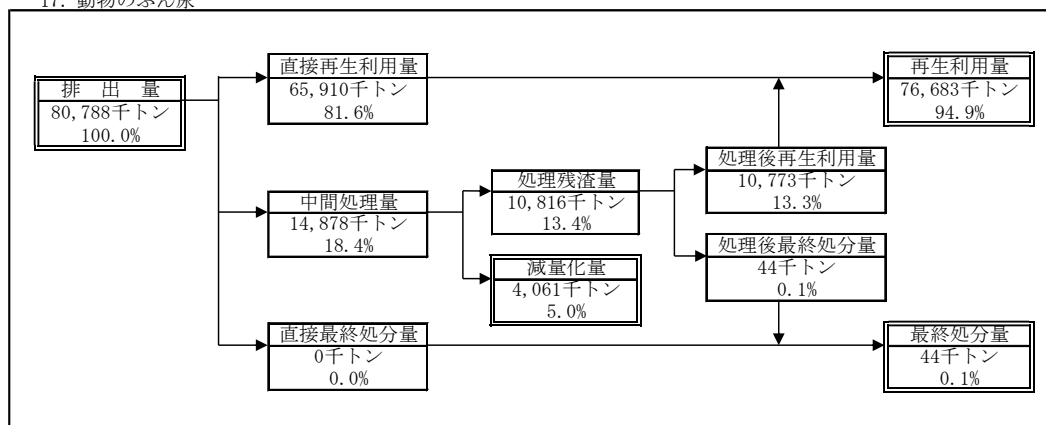


16. がれき類

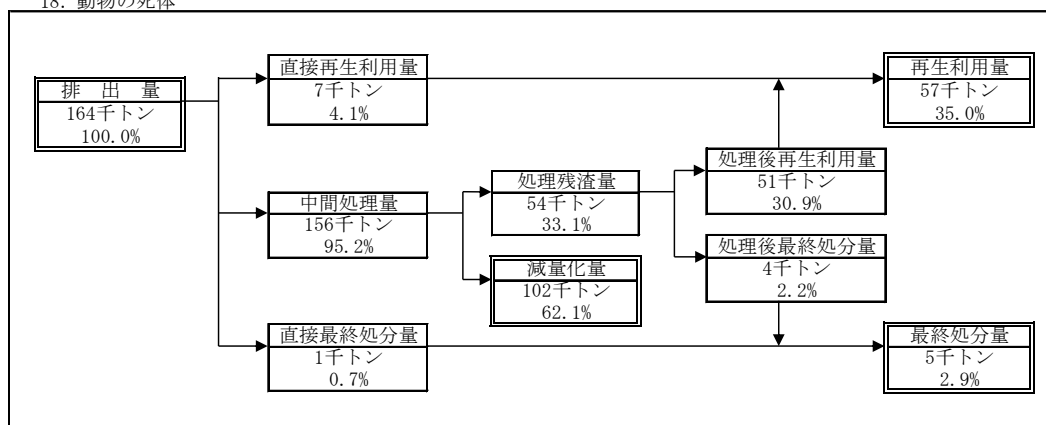


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

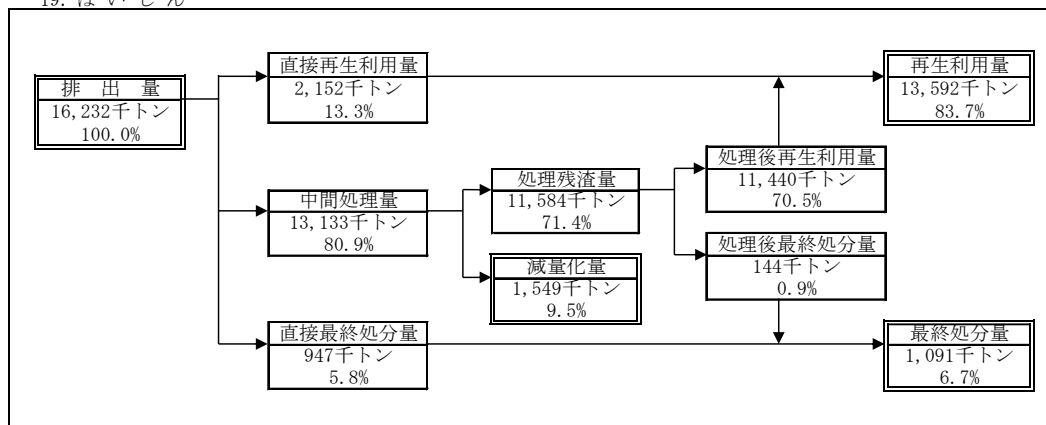
17. 動物のふん尿



18. 動物の死体



19. ばいじん



※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。